

江戸川区みどりの基本計画 (原案)

令和5(2023)年10月

目次

第1章 計画の改定にあたって	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 「ともに生きるまち」を目指して	2
4. 計画期間	2
5. みどりの役割	4
6. みどりを取り巻く社会情勢	5
第2章 本区の現状と課題	13
1. 本区の概況	13
2. 区のみどりの現状	20
3. 区民および区取組	42
4. 区民意識	48
5. 区のみどりの課題	52
第3章 基本方針と目標	57
1. 基本理念	57
2. 基本方針	64
3. みどりの目標	66
第4章 みどりの施策	69
1. 施策の体系	69
2. 施策の内容	70
基本方針1 みもりを守る	70
基本方針2 みもりを育む	76
基本方針3 みもりを創る	85
第5章 地域別計画	101
1. 小松川・平井地域	102
2. 中央地域	109
3. 葛西地域（北部）	116
4. 葛西地域（南部）	123
5. 小岩地域	130
6. 鹿骨地域	137
7. 東部地域	144
第6章 計画の実現に向けて	151
1. 基本的な考え方	151
2. 区民・開発事業者・区の役割	152
3. 区民主体のみどりづくりの推進	154
4. 計画の進行管理	155

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、江戸川区(以下、「本区」という。)の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。また本計画は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」の内容を内包する計画とします。

本区では、昭和46(1971)年に「区民一人あたり10本の樹木、10㎡の公園面積」を目標に掲げ、長い年月をかけてみどりのまちづくりに取り組んできました。平成14(2002)年5月には、「江戸川区水と緑の行動指針」を策定し、その後、社会情勢の変化や、区内のみどりの新たな課題に対応するため、平成25(2013)年4月に「江戸川区みどりの基本計画」を策定しています。

公園や緑地、草地、街路樹、樹林、農地といった多様なみどりに加え、河川や海などの豊富な水辺環境を有する本区では、みどりの基本計画に基づき、みどりや水辺環境の整備、農地の保全を行っています。また、区内ではみどりを愛する区民活動が活発に行われており、そのような活動に対する支援なども行っています。

区による様々な取組や区民との協働の結果、平成元(1989)年に「区民一人あたりの公園面積 10㎡(海域含む)」、令和4(2022)年に「区民一人あたりの樹木数10本」を達成しています。さらに、平成30(2018)年には、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。

今回の計画改定にあたっては、本区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、これまで以上に生物多様性に着目し、社会情勢や法制度の変化、国や都の動向、本区における水とみどりの現況などを踏まえて十分に反映させることとします。



整備前の新川



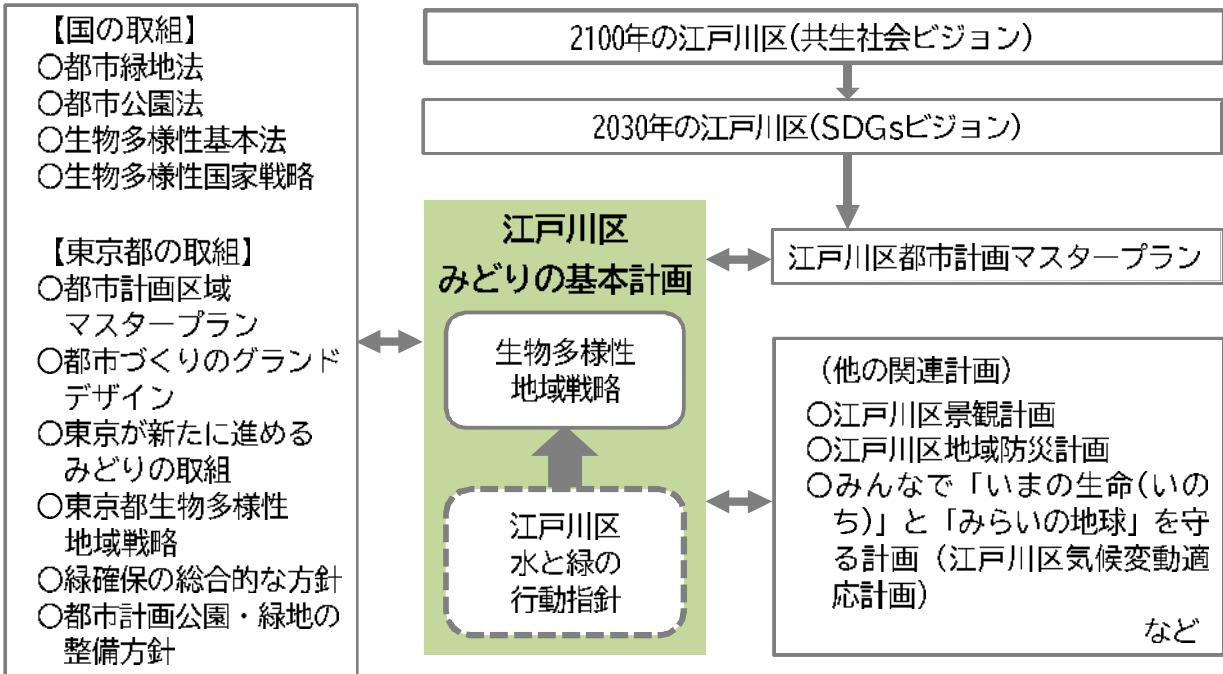
整備後の新川



古川親水公園

2. 計画の位置づけ

本計画は、本区の将来都市像を示している「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」および「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」を上位計画としています。また、本区のまちづくりの基本的な考え方を示す「江戸川区都市計画マスタープラン」や国・東京都の関連計画とも連携を図ります。



3. 「ともに生きるまち」を目指して

本区では、令和4(2022)年8月に、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)(以下、「共生社会ビジョン」という。)」及び「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)(以下、「SDGsビジョン」という。)」を策定しました。

「共生社会ビジョン」では、江戸川区のみんなで考える2100年の姿や、本区が目指す「ともに生きるまち」の未来を示しています。また、「SDGsビジョン」では、2030年までに本区が目指すまちの姿を描いています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念が、本区の「ともに生きるまち」の理念と一致することから、その実現に向けてSDGs17の目標達成を推進しています。

これらのビジョン策定にあたり、「2100年の江戸川区の姿」について区民の皆さまから意見募集を行いました。意見募集で頂いた数多くのご意見は、本計画にも反映しています。



4. 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とします。

コラム SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平などの解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGsの詳細

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>① 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>⑩ 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>② 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪ 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>③ すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>⑫ つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>④ 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>⑬ 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>⑤ ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>⑭ 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>⑥ 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>⑮ 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯ 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>⑧ 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰ パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

5. みどりの役割

都市におけるみどりには、「都市環境改善」、「生物多様性保全」、「防災」、「都市景観や歴史文化形成」、「レクリエーション」などの多面的な機能を総合的に果たし、わたしたちの暮らしを支える重要な役割を担っています。みどりの主な役割は以下のとおりです。

(1) 都市環境改善の機能

みどりは、その蒸散作用によってヒートアイランド現象を緩和する効果を持っています。また、水とみどりのネットワークにより、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市における暑熱環境が緩和されます。温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現にも、CO₂の吸収源としてみどりが重要な役割を担っています。



(2) 生物多様性保全の機能

みどりは、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や緑地、街路樹、水辺、学校や住宅地のみどりなどが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。



(3) 防災の機能

公園や農地など、みどりのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。街路樹などの樹木は、火災の延焼防止や建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの機能を有し、避難路や緊急輸送路を確保する効果を発揮します。樹木や樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。



(4) 都市景観や歴史文化形成の機能

公園や街路樹、水辺などの美しいみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。また、名木、大木や屋敷林、農地など、本区の文化や歴史などと深く関わっているみどりは、都市の景観に厚みや風格をもたらし、個性と魅力ある地域づくりに繋がります。



(5) レクリエーションの機能

子どもたちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として、また、余暇活動やスポーツ・健康づくり・自然学習のための活動の場として、公園や水辺などのオープンスペースは重要な役割を担っています。魅力的な公園緑地や水辺空間などは、観光資源としても役立ち、地域のにぎわいや交流を生み出す拠点ともなります。



6. みどりを取り巻く社会情勢

国や東京都の動向より、みどりを取り巻く社会情勢のポイントを整理し、計画の改定にあたってはこれらの内容を踏まえます。

(1) 国の動向

近年の社会情勢の変化により、国では、みどりに関する新たな政策の方針などを示しています。また、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式に沿ったまちづくりの必要性や、持続可能な世界の実現に向けた取組の必要性が高まっています。

① 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について

(平成28(2016)年5月公表)

国土交通省は平成28(2016)年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの政策を重視すべきとしています。



これまでの考え方		重視すべき視点		これからの考え方
・整備、面積の拡大を重視	⇒	ストック効果を高める	⇒	・既存のストック(公園緑地など)を使うこと・活用することを重視
・行政主体の整備	⇒	民との連携を加速する	⇒	・区民、NPO、民間などと連携した活用
・画一的な都市公園の維持管理	⇒	都市公園の柔軟な利用	⇒	・地域と連携し、まちづくりにおいて都市公園を利用

② グリーンインフラ推進戦略(令和元(2019)年7月策定)

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しています。

今後は、本戦略をふまえ、プラットフォームの創設などグリーンインフラ主流化のための環境整備、推進のための支援の充実など、様々な取組を推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。

③ 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5(2023)年3月閣議決定)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成24(2012)年に閣議決定された生物多様性国家戦略は令和2(2020)年に計画期間を終え、令和5(2023)年3月に新しい国家戦略が閣議決定されました。

次期国家戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への総合的対応を明示し、新型コロナ危機を踏まえた社会の根本的変革に合わせた計画内容となっています。「自然と共生する社会」を目指し、健全な生態系の確保や生態系による恵みの維持・回復により、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げることを目指します。

④ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（令和2(2020)年8月公表）

「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、「都市(オフィス等の機能や生活圏)」、「都市交通(ネットワーク)」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ウォークアブルな空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成する
- まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する
- 災害・感染症等のリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- 比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開等

⑤ SDGs(Sustainable Development Goals)（平成27(2015)年9月）

持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）のうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。



グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

本区でも公園内に「雨庭(あめにわ)」を整備し、降った雨を土の中にため、ゆっくりと地面にしみ込ませる取組を行っています。今後も「グリーンインフラ」を活用し、持続可能なみどりあふれるまちづくりを目指していきます。

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで憩う
グリーンインフラを活用し、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている

グリーンインフラでつなぐ
地域住民による緑の維持管理（新海蔵製粉所）
グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能が発揮。地域住民が計画から維持管理まで参加できる取組

グリーンインフラで守る
令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで呼び込む
緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東区都市計画課）
SDGs・ESG投資への関心が高まる中、人材や民衆投資を呼び込むイノベーションで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

出典：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム「グリーンインフラ事例集（令和5年3月版）」

(2) 東京都の関連計画

東京都では、国の動向を踏まえた都市づくりや、みどり、水辺に関する独自の方針を示しています。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

（令和3(2021)年3月改定）

都市計画決定の方針の一つに「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会の形成に向けた方針が定められています。

② 都市づくりのグランドデザイン（平成29(2017)年9月策定）

2040年代の目指すべき東京の都市づくりの目標を「活力とゆとりのある高度成熟都市」とし、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を打ち出しています。具体的には、「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を施策として掲げています。

③ 東京が新たに進めるみどりの取組（令和元(2019)年5月公表）

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと」を目標としています。今後の取組として主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中核広域拠点域」および「新都市生活創造域」に位置づけられており、みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。



図 地域区分図

出典：東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

地域区分	主な取組
全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり
1 中枢広域 拠点域	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出)・みどりの軸の形成
2 新都市生活 創造域	環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実(大規模公園の整備)・営農継続支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田園住居地域の指定促進
3 多摩広域 拠点域	営農継続の支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田園住居地域の指定促進・公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)
4 自然環境 共生域	公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)

本区
の
地
域
区
分

④ 東京都生物多様性地域戦略（令和5（2023）年4月策定）

本戦略の計画期間は令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間であり、長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定しています。

東京都における2030年の目標は「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」としています。

⑤ 緑確保の総合的な方針（令和2（2020）年7月改定）

2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としており、「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」の方針が示されています。

⑥ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2（2020）年7月改定）

みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。本整備方針では、水とみどりのネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取組が求められています。

⑦ 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（平成18（2006）年2月策定）

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取組を展開し、にぎわい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化などの方針が示されています。



(3) 本区の上位計画・関連計画など

本区は、令和3(2021)年5月に、「SDGs未来都市」に選定され、本計画の上位計画においてもSDGsの理念に合致する将来目標を掲げています。また、本区の各種計画は、国や東京都の動向が踏まえられているとともに、近年の本区の特徴や課題を考慮し、新たに策定・改定がされています。

① 2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

江戸川区のみんなで考える2100年の姿、江戸川区の目指す「ともに生きるまち」の未来を示しており、一人ひとりの個性を大切にしながら、みんながずっと住み続けたいと思える「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指します。

② 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、「ともに生きるまち」の理念が一致していることから、SDGsのゴールである2030年までに、本区が目指す「ともに生きるまち」の実現に向けた目標や、具体的な施策を示しています。

③ ともに生きるまちを目指す条例（令和3(2021)年7月施行）

本条例は、本区、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的として制定されました。

④ 江戸川区都市計画マスタープラン（平成31(2019)年3月改定）

「地域力で育む 暮らしやすいまち 活力あふれるまち 江戸川」を将来像とし、将来都市像の一つとして「水とみどりが暮らしに憩いを与える「快適環境都市」」を掲げています。

⑤ 江戸川区景観計画（令和5(2023)年4月改定）

「水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり」を目標としています。

⑥ 江戸川区地域防災計画（令和3(2021)年修正）

震災時の延焼遮断帯、避難場所、防災活動の拠点として、公園などの新設・拡充や維持管理に努めるとしています。また、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進することとしています。

⑦ みんなで「いまの生命(いのち)」と「みらいの地球」を守る計画（江戸川区気候変動適応計画）（令和4(2022)年12月策定）

「自然災害に関する影響への対策」として、親水公園・親水緑道の貯留機能の健全化など、「健康や生活・共生に関する影響への対策」として、農の風景育成地区の指定などの事業を示しています。

⑧ 農の風景育成地区（令和5(2023)年4月指定）

本区でも多くの農地が残っている鹿骨地域の一部が、「農の風景育成地区」として指定されました。本区の貴重な資源である農の風景を育成・保全していくために、本地区を中心として、地域のみなさまとともに農に関する取組を実施していきます。

コラム 農の風景育成地区とは

農地は、農作物の生産だけでなく、潤いのある「農の風景」の形成や、災害時の避難空間などとしても役立つ貴重なオープンスペースとして、多面的な機能を有しています。

東京都では、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐための「農の風景育成地区制度」を平成23(2011)年に創設しました。

本制度は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら、農の風景を保全・育成していくためのものです。令和5(2023)年4月現在、都内の6地区が農の風景育成地区に指定されています。

本区は23区中4番目の農地面積を有し、中でも鹿骨地域では農地が多く残っており、区の特産である小松菜や花卉などが生産されています。一方で、区内の農地面積は年々減少傾向にあり、鹿骨地域でも同様に、今後の農地減少が懸念されています。

本区では、農の風景を守っていくために、農家や農業関係者および区民とともに、今後の「農」のあり方についての意見交換や、農家訪問などによる検討会の開催を行いました。意見交換では、農業振興、担い手の確保、食育、マルシェなどのイベント開催の促進など、様々なご意見を頂戴し、それぞれの立場でできることを考える場となりました。

今後は、農の風景育成地区に指定された鹿骨地域を中心に、意見交換の結果をまとめた「農の風景育成計画書」に基づき、農の風景を守るためのプログラムを展開していきます。



図 鹿骨地域農の風景育成地区 構想図

(4) 近隣自治体の動向

緑地の保全や緑化の推進、生物多様性の保全について取組を進めていくためには、近隣自治体の方針や取組との整合を図りながら、広域的な視点で水とみどりのネットワークや生物多様性への対応、具体的な施策を検討していく必要があります。

ここでは、近隣市の緑の基本計画で示されている水とみどりの拠点および軸やエコロジカルネットワークを整理します。



図 近隣自治体の状況

コラム 生物多様性とは

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。

生物多様性の国際条約である「生物多様性条約」では、生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされています。

◆生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など、地球上には異なる地形・気候等の環境条件にあった様々なタイプの生態系があります。

◆種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、数えきれないほど多くの種が暮らしています。

◆遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。



図 生物多様性イメージ

国では令和5(2023)年3月に生物多様性国家戦略を閣議決定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な方針を示しています。その中では、「自然と共生する社会」を目指し、健全な生態系の確保や生態系による恵みの維持・回復により、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げることを目指すこととしています。

本区でも定期的な生物調査を実施しているほか、公園や学校において、生物の生息・生育環境の保全や再生を図るためのビオトープづくりなど、地域と連携しながら生物多様性保全の取組を進めています。

今回の改定では、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」の内容を内包する計画に位置づけられたことで、今後はより生物多様性保全を進めるための取組を強化していきます。

第2章 本区の現状と課題

1. 本区の概況

(1) 位置・地形

本区は、東京都の東側に位置し、面積は49.09km²となっています。荒川や江戸川の大河川と東京湾に囲まれ、利根川水系の堆積作用によって形成された沖積平野であり、低く平らな土地が広がっていることが特徴です。

また、区面積の7割が海拔ゼロメートル地帯(地表標高が満潮時の平均海面よりも低い土地)であり、高潮による浸水被害の危険が高い地域が多くなっています。



図 本区位置図

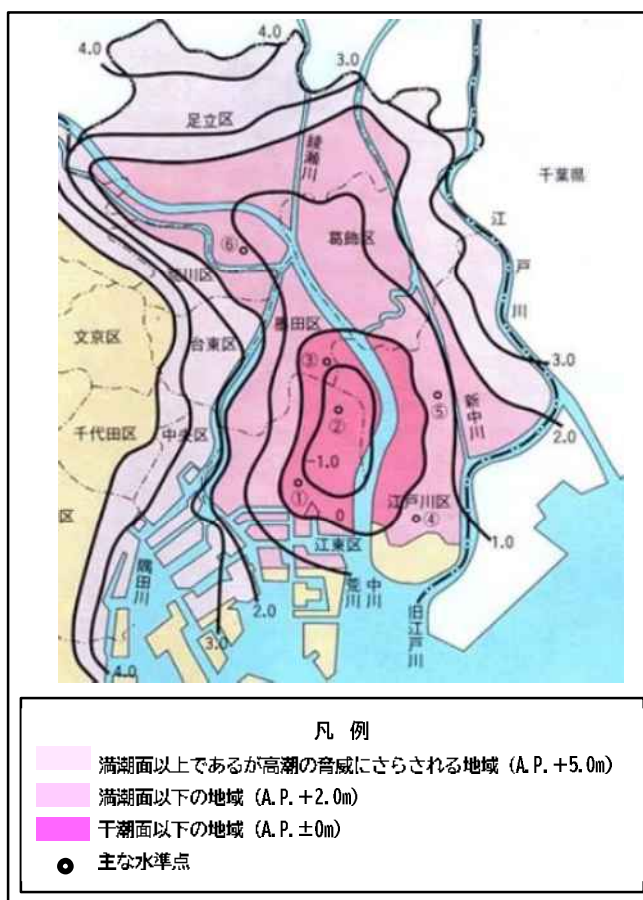


図 東京低地の地盤高平面図

(2) 人口

本区の人口は、令和4(2022)年10月1日現在、約69万人となっています。

推計では、令和2(2020)年までは増加傾向が続き、その後減少に転じています。年少人口(0～14歳)は一貫して減少し、生産年齢人口(15～64歳)は令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけてピークとなり、以降減少に転じます。一方で老年人口(65歳以上)は令和22(2040)年から令和32(2050)年にかけてピークを迎えます。

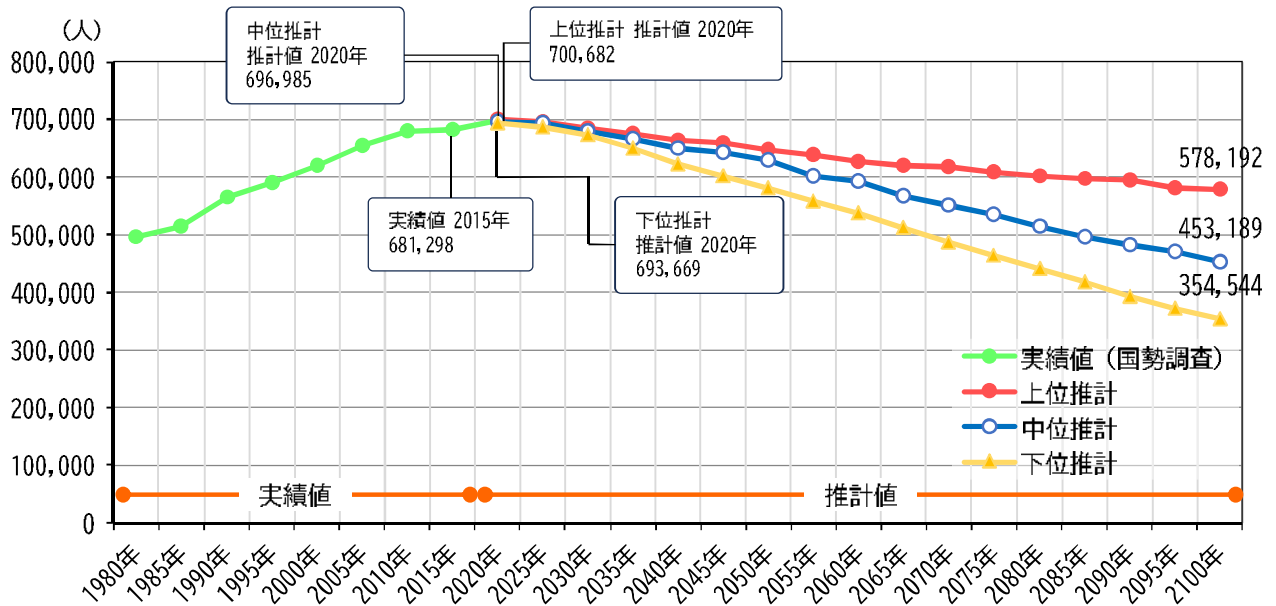
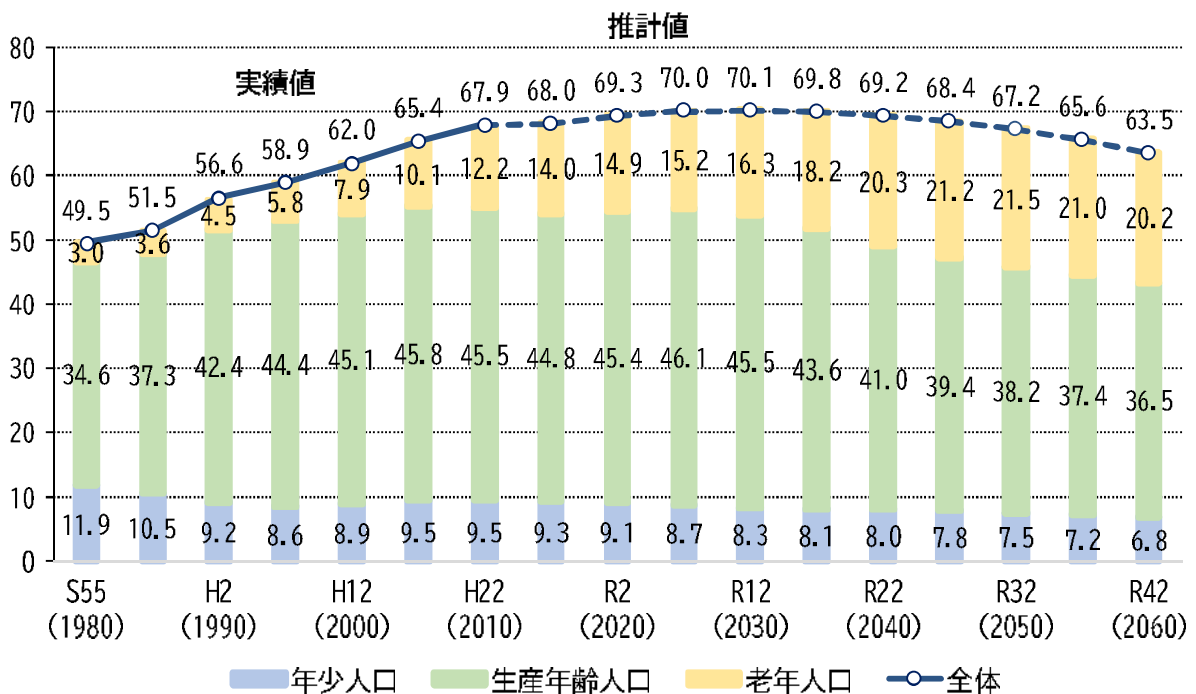


図 本区全体の将来人口の推計 (上位・中位・下位推計結果)



※ 平成22(2010)年までの人口は国勢調査実績値

図 年齢3区分別の将来人口推移

(3) まちづくりのあゆみ

本区は、昭和7(1932)年に小松川町・松江町・葛西村・瑞江村・鹿本村・篠崎村・小岩町が合併し、人口10万人のまちとして誕生しました。また、その地形の特徴から、江戸時代以来、水田の開発が進み、現在も残る農地の基礎ができあがりました。その後、第二次大戦や大規模な台風被害などの苦難の時代を経て、急激な都市化の時代を迎えます。

昭和30年代の高度経済成長期、本区では、急速に都市化が進み、自然の破壊、公害、交通災害、ゴミ問題、緑の消失など、多くの環境問題が発生しました。

このような状況の中、昭和46(1971)年に「環境をよくする10年計画」が策定され、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げると共に、本区を脅かす様々な環境問題からまちを守る活動を始めました。

また、土地区画整理事業や都市計画道路などの都市基盤の整備を進めるとともに、樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、緑化活動を推進していきました。

昭和48(1973)年には全国初の親水公園である古川親水公園が完成し、その後も水とみどりを活かした快適な環境整備を着実に進めてきました。

平成11(1999)年には地域の特徴を活かしさらなる暮らしやすさや魅力づくりを追求し具体化するため、「江戸川区街づくり基本プラン(都市計画マスタープラン)」を策定しました。このプランに基づき、計画的に土地区画整理事業や都市計画道路の整備などの基盤を整備するとともに、各地域の特性に合わせた地区計画によるまちづくりや、密集住宅市街地整備促進事業を活用した防災性の向上を積極的に推進し、災害に強いまちの形成も図っています。

今後は、みどりのまちづくりに加え、小岩駅周辺における市街地再開発事業の実施や、区役所本庁舎移転構想などにより、さらに発展を遂げていくことが予想されます。



稲田の水揚げ
(昭和7(1932)年・小岩付近)



小松川地区の街並み(昭和61年(1986)年)



小松川地区の街並み(現在)

(4) みどりのあゆみ

本区では、昭和30年代からの高度経済成長期の急激な都市化により、多くのみどりが失われていきました。また、農業用水や水上交通の役割を担っていた水路は、生活排水の流れるドブ川と化し、区全域が環境悪化の一途をたどっていました。



葛西地区ゴミ公害

そのような状況を嘆いた当時の江戸川区と区民が手を取り合い、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げ、昭和45(1970)年からは区内各地で区民との協働による「環境浄化活動」が始まりました。その後、美化運動、緑化運動など快適な環境を守り育てる活動に拡大、昭和59(1984)年に現在の「環境を良くする運動」に発展しました。現在では、区内全域で、毎年5万人以上が活動しています。

樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、公園の整備、道路や公共施設への植栽を進めるとともに、苗木の即売会などを通して区民にも庭先やベランダをみどりで飾ってもらうよう、街にやすらぎと潤いをもたらすみどりの確保を積極的に進めてきました。



1万人の美化運動



花と緑の卸売会（小岩駅北口）

また、本区の特徴である豊富な水辺環境を活かし、昭和48(1973)年に、全国初の親水公園である古川親水公園が完成。都会の中では回復不可能とされていた「清流」がよみがえり、国内外で大きな反響をよびました。

古川親水公園の完成を契機として、昭和49(1974)年に「古川を愛する会」が結成されました。その後、順次整備が進んだ親水公園、親水緑道の完成に伴い、「小松川境川親水公園を愛する会」、「一之江境川親水公園を愛する会」など、沿川の町会・自治会を中心とした「愛する会」が次々を発足し、地域コミュニティの醸成にもつながっています。



かつての古川



古川親水公園完成時（昭和48(1973)年7月）

平成17(2005)年からは、道路や公園、河川の保全、美化活動を区民が主体的に行うボランティア活動「アダプト制度」が開始され、ボランティアの育成や支援、学習会など様々な取組を行ってきました。令和4(2022)年のボランティア登録は、総計10,366人となり、本区のみどりは、緑化運動が始まった当初から、区民によって支えられてきたものであるといえます。

平成27(2015)年には、「新川千本桜」が完成。江戸情緒あふれる水辺空間と桜並木の整備が行われ、新たな都市空間が形成されています。また、平成30(2018)年10月には、葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録されるなど、本区の豊かな自然環境は世界的にも評価されています。さらに、平成元(1989)年には、公園面積の目標「区民一人あたり10㎡^{*}」、令和4(2022)年には、樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成しました。東京23区では最大の公園面積を有し、区民一人あたりの街路樹本数も東京23区で最多となっており、長年にわたる緑化運動の成果が大きく現れています。その緑化活動も令和2(2020)年に50周年迎えました。

令和5年(2023)年からは、総合レクリエーション公園で区内初の指定管理者による管理運営を開始し、民間事業者を活用することでサービスを向上させ、効率的かつ効果的な運営を行っています。また、民間の幅広い知見と柔軟な提案を取り入れるため、「公募設置管理制度(Park-PFI事業)」、「DB(デザインビルド)事業」も一体的に実施しています。

今後も民間活力を導入し、区民と共に、本区らしいみどりを保全し、創造していきます。

※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。



新川千本桜



フラワーガーデン



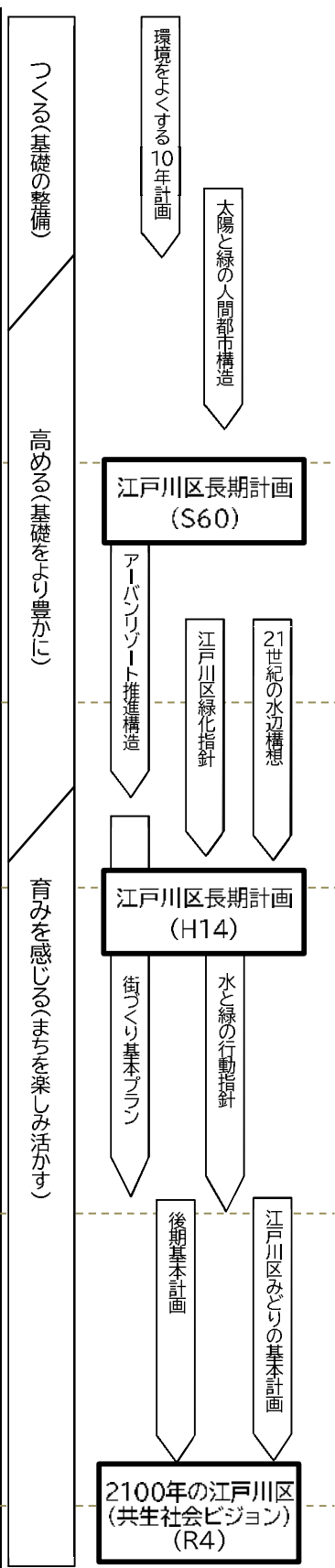
ラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園

江戸川区緑化運動
PRマスコットキャラクター「江戸ッキー」



本区の主なみどりの整備・活動、受賞のあゆみは、以下の通りです。
 【西暦】 【主な実績】 【時代】 【みどりの開発計画】

年代	整備のあゆみ	活動、受賞のあゆみ
1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業受託開始 (S48) 古川親水公園開園 (S48) 篠崎ポニーランド開園 (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> 葛西地区ゴミ公害追放総決起大会開催 (S45) 「ゆたかな心、地にみどり」の標語決まる (S45) 環境部発足 (23区で初めて) (S45) 第1回環境浄化推進中央大会開催 (S46) 樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を設定 (S46) 緑化推進要綱 (S48) 区の木=クスノキ、区の花=ツツジ(サツキ)決定 (S53)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 小松川境川親水公園開園(S57) 総合レクリエーション公園一部開園 (S58) 親水さくらかいどう完成 (S63) 葛西親水四季の道完成 (H1) 平成庭園・源心庵完成 (H1) 葛西臨海公園・葛西海浜公園一部開園 (H1) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回緑のフェスティバル開催 (S59)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 新長島川親水公園開園 (H3) 新左近川親水公園開園 (H5) 下水道 100%概成 (H7) 一之江境川親水公園完成 (H8) 新中川「健康の道」完成 (H10) 	<ul style="list-style-type: none"> 公園面積の目標「区民一人あたり10㎡[*]」を達成 (H1) 公園アイデア検討会(松江公園)の開催 (H8) 第17回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」を受賞 (H9)
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> 大島小松川公園完成 (H14) 小松川千本桜完成 (H15) 本郷用水親水緑道完成 (H20) ※親水緑道18路線、17.68km全線完成 新川千本桜整備 (H19~) 	<ul style="list-style-type: none"> 公園ボランティア登録制度の開始 (H13) 区民参加によるフラワーロード[*] 花壇コンクールの開始 (H13) 第11回全国川サミットin江戸川開催 (H14) アダプト制度開始 (H16) 第16回全国川サミットin荒川開催 (H19) 全国花のまちづくり江戸川大会開催 (H20)
2010年代	<ul style="list-style-type: none"> 一之江抹香亭開園 (H22) 新左近川親水公園でオリンピック・パラリンピックに向けたカーヌー場の整備 (H31) 	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区景観条例制定 (H23) 善養寺「影向の松」国の天然記念物に指定 (H23) 「一之江境川親水公園を愛する会」が「手づくり郷土賞国土交通大臣表彰」を受賞 (H24) 葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録 (H30)
2020年代	<ul style="list-style-type: none"> 総合レクリエーション公園に指定管理者制度、Park-PFI制度などの導入 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成 (R4)



※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。

第2章
本区の現状と課題

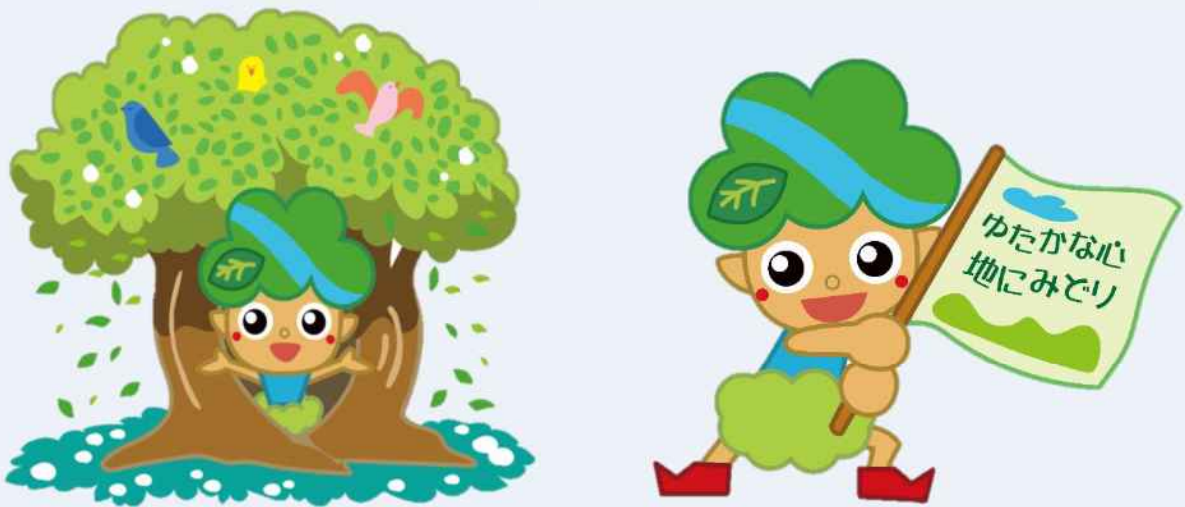
コラム 江戸川区緑化運動PRマスコットキャラクター「江戸ッキー」

江戸川区の緑化運動50周年記念事業として、みどりの大切さの普及啓発を目的とし、親しみの持てるマスコットキャラクターのデザインを募集した結果、238件の応募の中から決定しました。

江戸川区に生えている大木から生まれた妖精で、頭の一部と洋服を彩る水色は江戸川区に流れる川をイメージしています。

いつも陽気で、愉快地にステップを踏みながら楽しく江戸川区を緑化しています。

江戸川区の緑化運動を未来に向けて更に進めていくために、江戸ッキーもどんどん活躍する予定です。



2. 区のみどりの現状

(1) 区全体のみどりの量

東京都が概ね5年ごとに実施している「みどり率調査」では、平成25(2013)年と平成30(2018)年を比較すると、樹林や公園・緑地(樹林)などの増加割合が高く、原野・草地などの減少割合が高くなっています。また、平成30(2018)年の緑被率は18.5%、みどり率は30.8%となっています。

表 本区における緑被面積・緑被率及びみどりの面積・みどり率の経年変化

分類	H25		H30		H25→H30	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
樹林	380.6	7.8	396.7	8.1	+16.1	+0.3
原野・草地	209.0	4.3	184.0	3.8	-25.0	-0.5
公園・緑地(樹林)	116.0	2.4	121.8	2.5	+5.8	+0.1
公園・緑地(原野・草地)	136.8	2.8	134.7	2.7	-2.1	-0.1
農用地(樹林)	6.4	0.1	6.1	0.1	-0.3	0.0
農用地(草地)	1.1	0.0	2.8	0.1	+1.7	0.0
農用地(緑被地以外)	55.8	1.1	46.6	1.0	-9.2	-0.2
水面・河川・水路(樹林)	2.6	0.1	7.8	0.2	+5.2	+0.1
水面・河川・水路(草地)	13.6	0.3	8.9	0.2	-4.8	-0.1
緑被面積・緑被率	922.0	18.8	909.5	18.5	-12.5	-0.3
公園・緑地(水面)	26.8	0.6	26.7	0.5	-0.1	0.0
公園・緑地(緑被地・水面以外)	104.1	2.1	104.2	2.1	+0.1	0.0
水面・河川・水路(緑被地以外)	472.7	9.6	472.3	9.6	-0.4	0.0
みどりの面積・みどり率	1,525.6	31.1	1,512.7	30.8	-12.9	-0.3

※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。

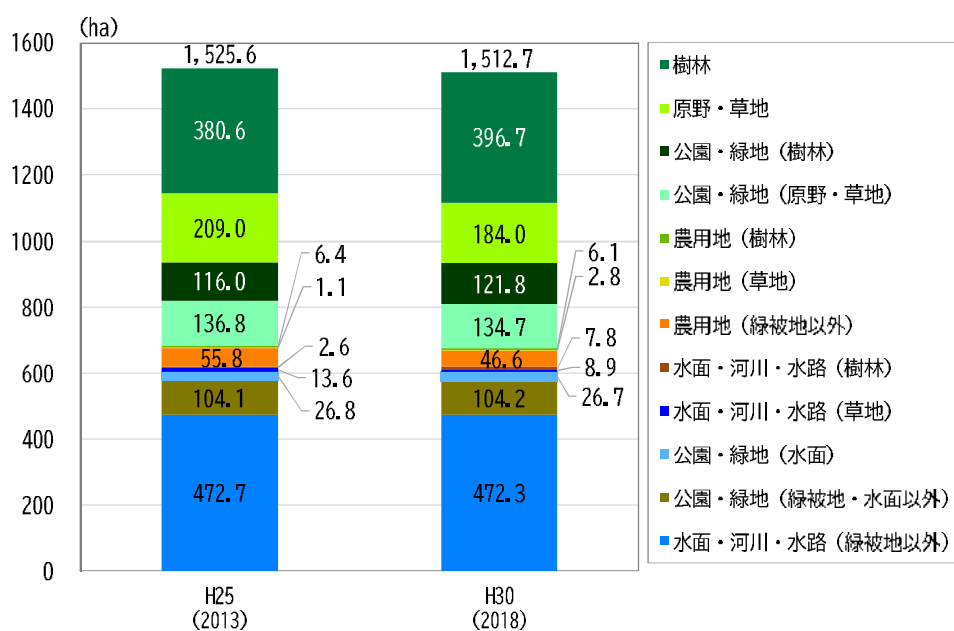


図 みどりの面積の推移

出典：平成25(2013)年、平成30(2018)年東京都調査

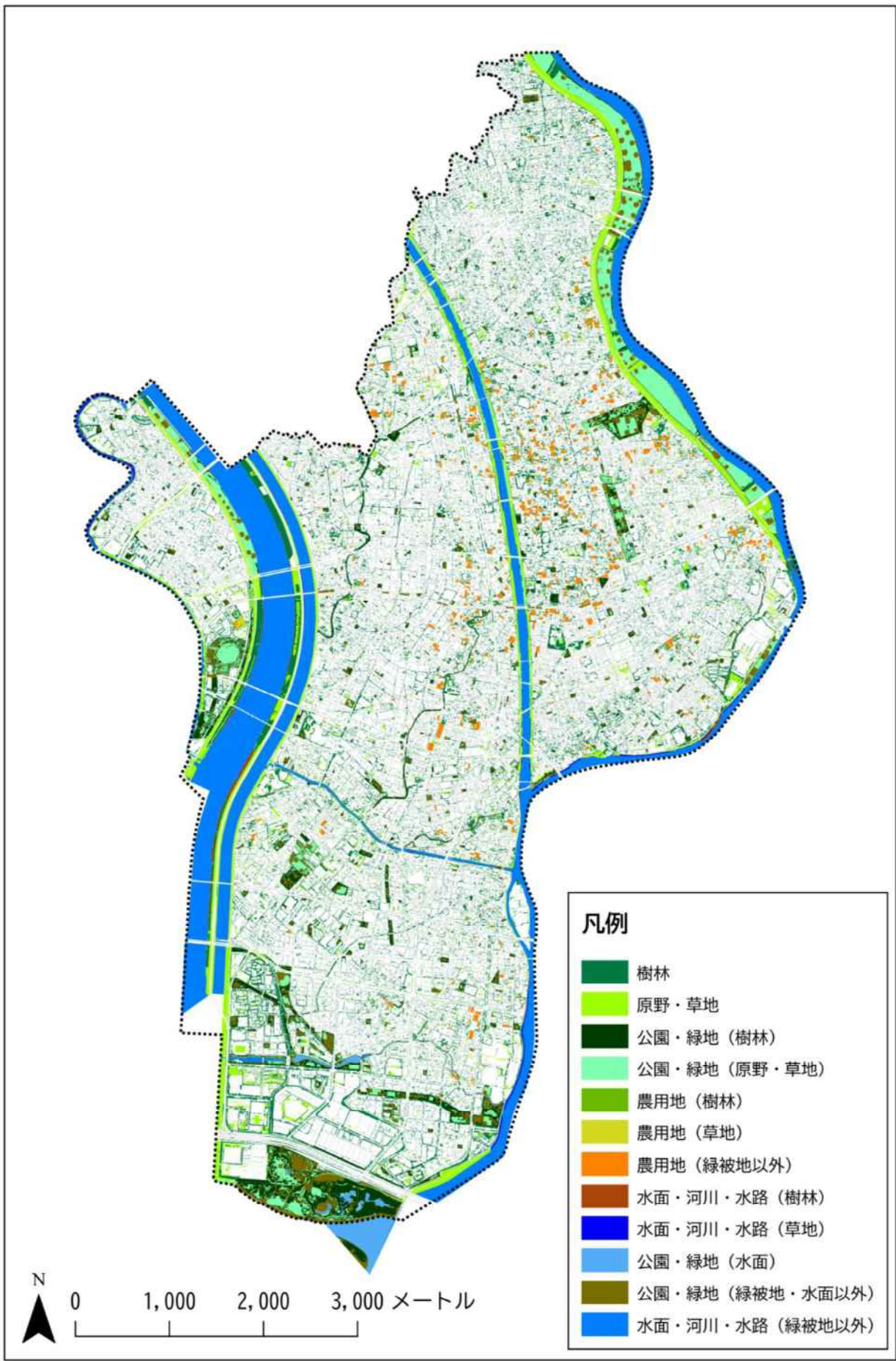


図 本区のみどりの状況
出典：平成30(2018)年東京都調査

コラム 緑被率・みどり率とは

緑被率は、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したものであり、平面的な緑の量を把握するための指標となります。緑被地とは、樹木や芝生等で覆われた土地のことで、樹木被覆地、草地、屋上緑地をあわせたものです。

みどり率は、特定区域の面積に対して樹林地、草地、宅地内の緑(屋上緑地を含む)、公園、街路樹、河川、水路等が占める面積の割合を示したものです。緑被率に「公園内の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたものがみどり率となります。

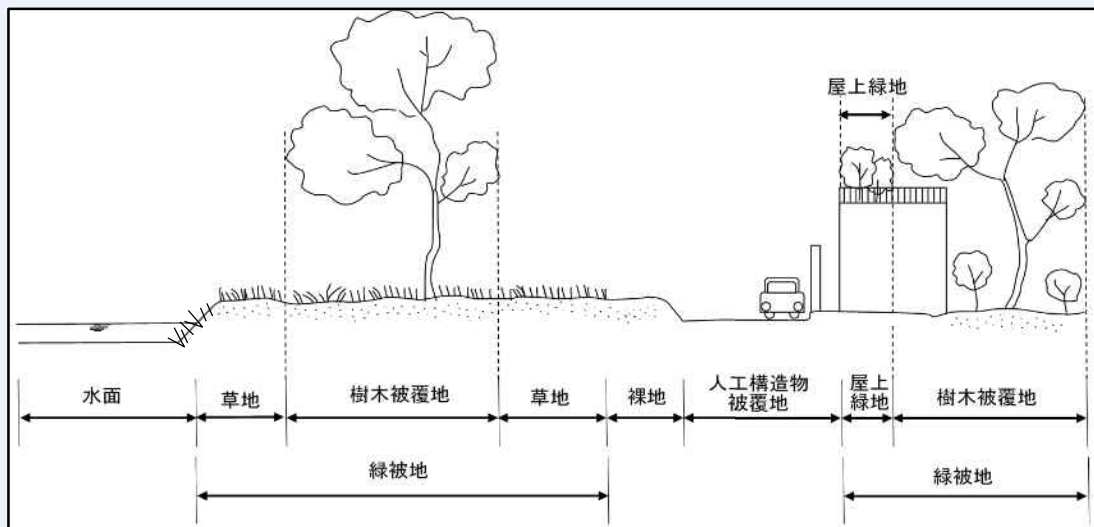


図 緑被地等の概況

表 緑被地等の分類

樹木被覆地	樹木、樹林に覆われた土地。樹冠投影部分
草地	草本類に覆われた土地
裸地	人工構造物や樹木等で被覆されておらず、土壌が露出している土地
水面	河川や湖沼(プールは除く)の水部
屋上緑地	建物の屋上部や人工地盤上にある樹木または草地

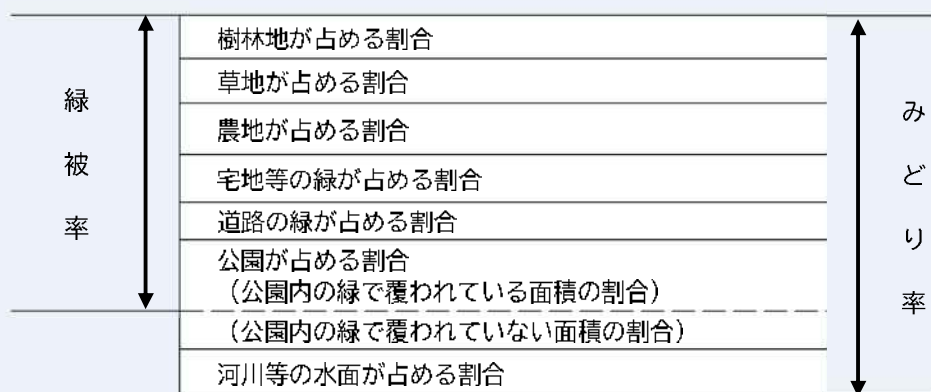


図 緑被率とみどり率の関係

出典：「緑の東京計画」(平成12(2000)年12月(東京都))

(2) 公園の現状

① 公園の整備、拡充

江戸川区の公園(陸域)は、令和4(2022)年時点では495箇所、366ha、区民一人あたりの公園面積は5.31㎡となっています。なお、海域を含む場合、496箇所、777ha、区民一人あたりの公園面積は11.3㎡となり、「区民一人あたりの公園面積10㎡」という目標を達成しています。

前計画策定時(平成25(2013)年)から令和4(2022)年までの間で、陸域のみの公園面積は年平均0.87haずつ増加しており、年々公園の整備や拡充は進んでいます。

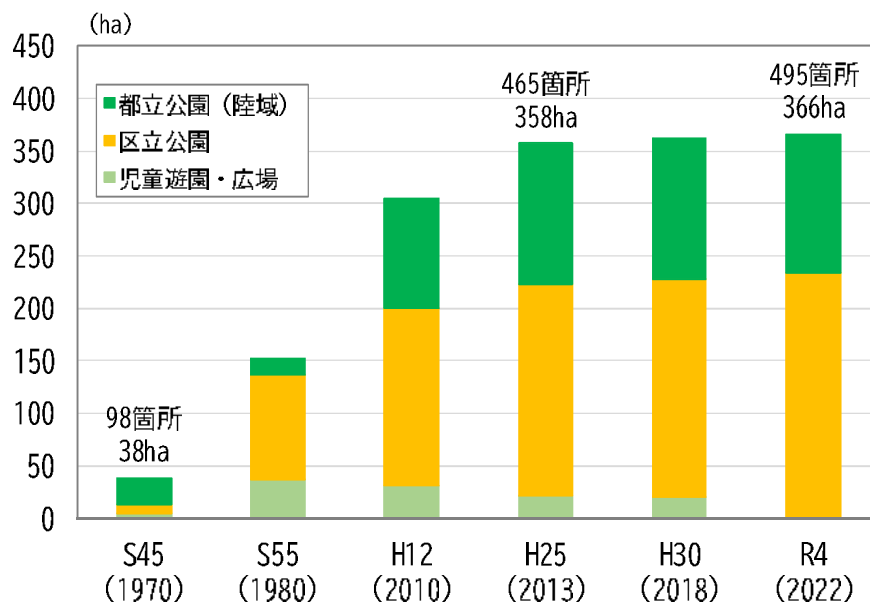


図 公園面積の推移 (陸域)

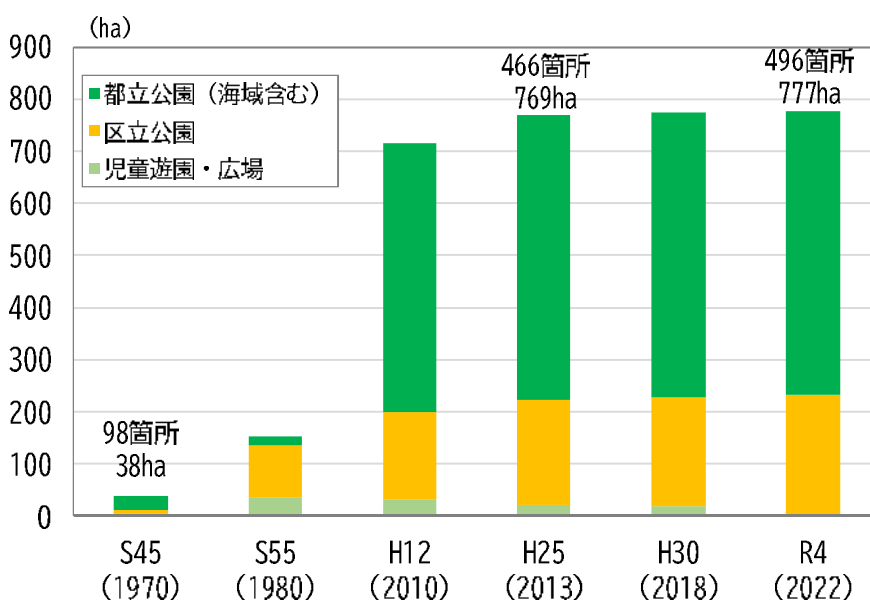


図 公園面積の推移 (海域含む)

※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

② 公園のバリアフリー化

区立公園では、「江戸川区立公園等移動円滑化条例」に基づき、公園の出入口の段差解消などの公園施設のバリアフリー化を進めています。また、平成3(1991)年から障害者団体との意見交換会を毎年実施し、実際に公園などを利用する方からの要望を反映するように努めています。

令和5(2023)年2月時点で、区立公園の76.7%で入口のバリアフリー化が完了しています。

③ 公園施設の整備状況

令和4(2022)年時点では、面積1,000㎡以上の公園のうち約8割は、遊戯施設や休養施設、広場などの複合施設が整備されています。500㎡未満の公園のうち複合機能のあるものが、前計画策定時の30.0%から60.0%となっており、小規模公園の整備も進んでいます。

※複合的な機能を有する公園…遊戯施設と休養施設が共に含まれている公園

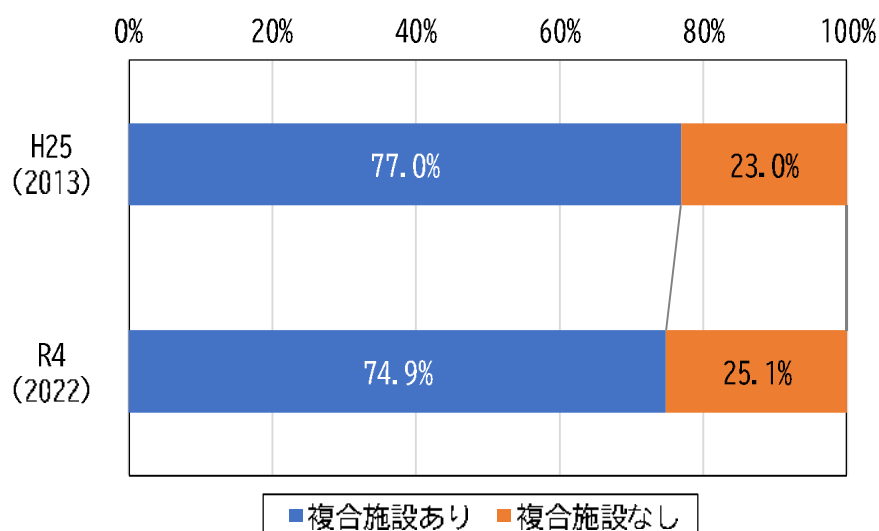


図 公園の規模と機能の関係 (1,000㎡以上の公園)

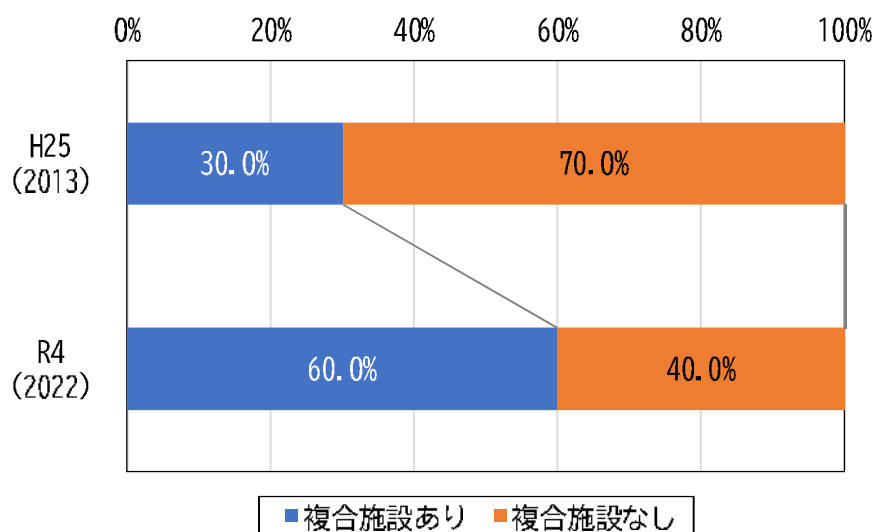
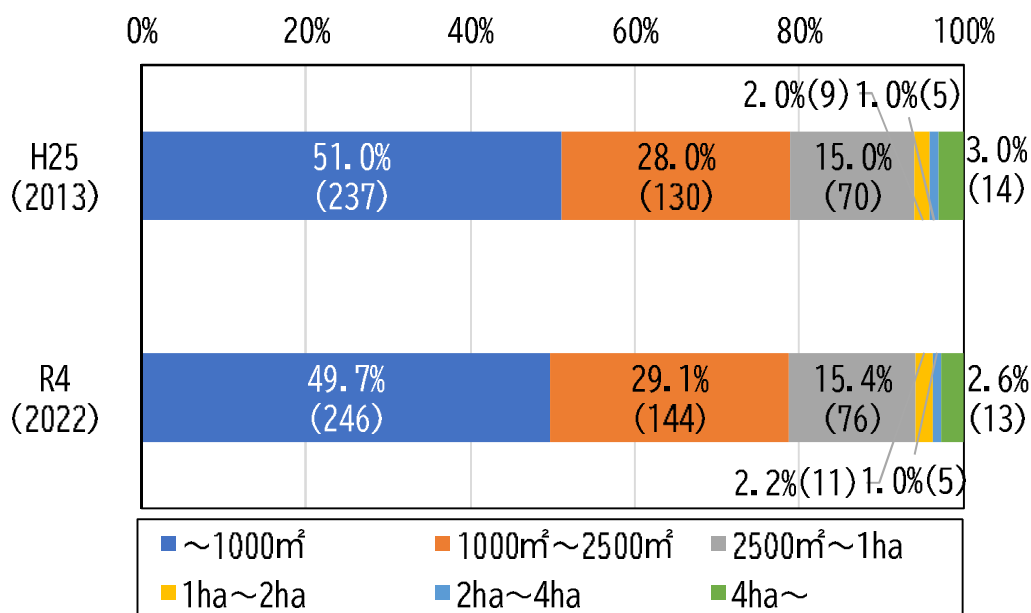


図 公園の規模と機能の関係 (500㎡未満の公園)

④ 規模別の公園状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点の比較では、公園規模別の割合はほぼ変わっていません。1,000㎡以下の公園が50%と半数を占め、1ha以上の公園は6%となっています。

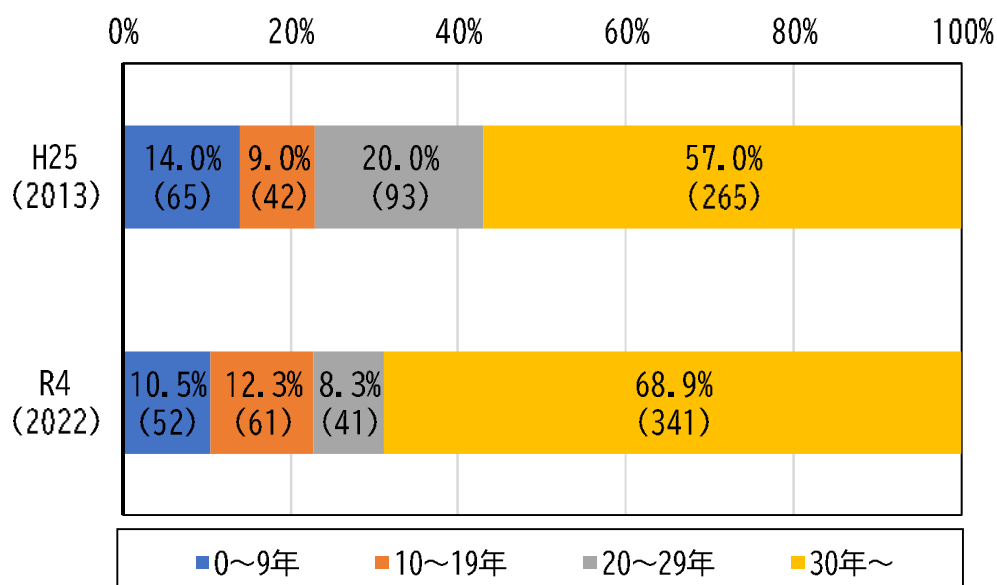


※ () 内は公園数

図 規模別の構成比 (箇所数)

⑤ 整備経過年別の公園の状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点と比較すると、整備後30年以上が経過する公園が増加し、57%から69%となっています。前回策定時の平成25(2013)年以降、密集住宅市街地整備促進事業などに伴い改修した公園は全22箇所となっています。



※ () 内は公園数

図 整備経過年区分ごとの公園割合

⑥ 所有区分別公園の状況

所有区分が民有地の公園は、前計画策定時(平成25(2013))の69箇所から11箇所減り、令和4(2022)年時点で58箇所となりました。一方で区有地の公園は46箇所増加しています。

表 区立公園の所有区分別の公園現況

	H25		R4		H25→R4	
	公園数	面積(m ²)	公園数	面積(m ²)	公園数	面積(m ²)
国有地	28	959,838	25	953,375	-3	-6,463
都有地	74	229,811	72	229,146	-2	-665
区有地	290	978,363	336	1,099,636	+46	+121,273
民有地	69	65,372	58	55,804	-11	-9,568
合計	461	2,233,384	491	2,337,962	+30	+104,578

※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

⑦ 公園配置

公園配置の状況として、「1,000m²未満の公園の外周から半径100m、1,000m²以上の公園の外周から半径250m、対象河川(江戸川、荒川、旧江戸川(一部除く)、中川、新中川、旧中川、新川)及び河川敷の外周から半径100mの圏域を描き、圏域の中に含まれない地域」を身近な場所に公園が不足している地域としています。

公園数の増加などにより、公園の充足圏(図面の白色部分)は増加しています。

※ 図1及び図2は前計画における条件(河川及び河川敷含まず)での比較です。

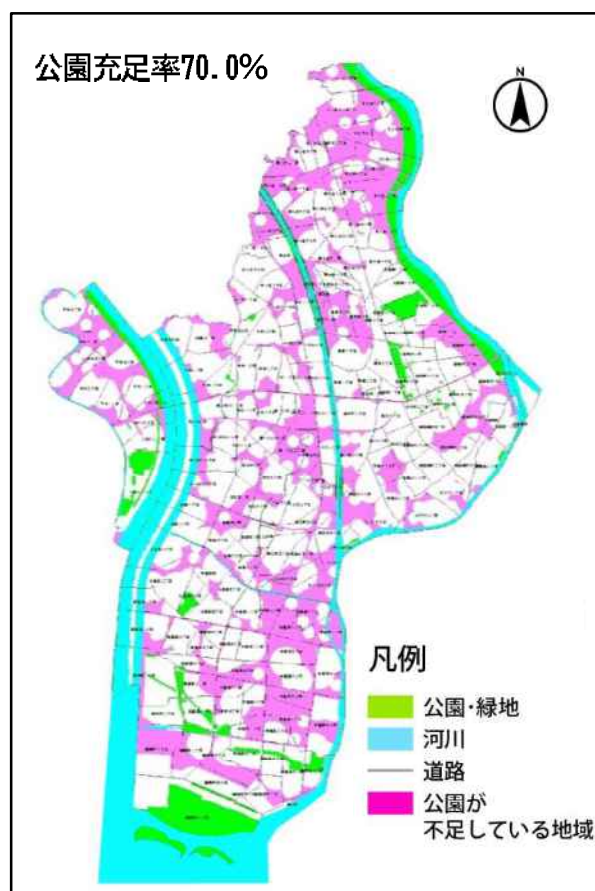


図1 平成25(2013)年時点の公園充足状況

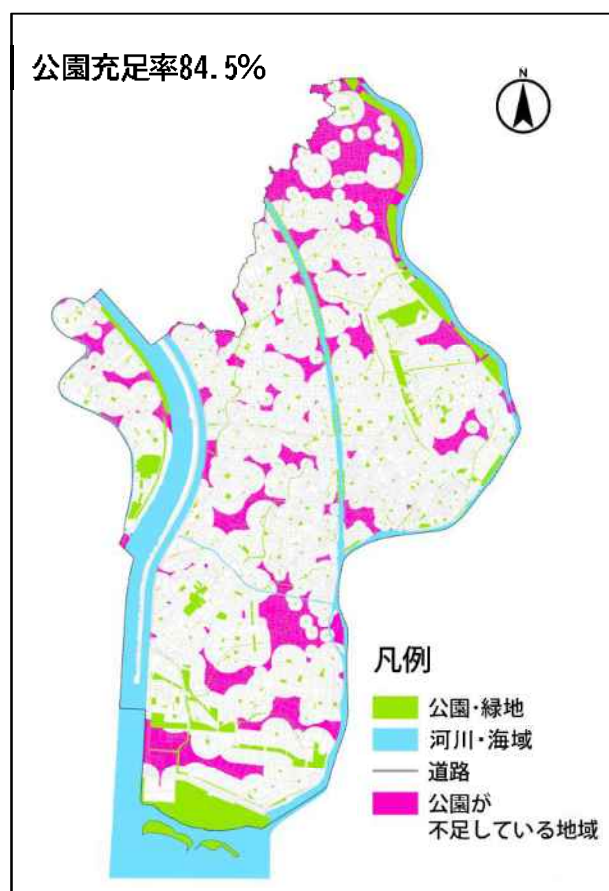


図2 令和4(2022)年時点の公園充足状況

公園充足率92.3%



凡例

- 公園・緑地
- 河川・海域
- 道路
- 公園が不足している地域

図3 令和4(2022)年時点の公園充足状況
(親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率)

コラム 身近な公園の整備方針、公園充足率の考え方

身近な公園には、子どもたちが遊ぶための施設やベンチなどの休養施設、様々な用途に使える広場など、複合的な機能を備えていることが求められます。

公園の実態調査結果から、面積がおおむね1,000㎡以上の公園では、このような複合的な機能を有し、休息や散歩、遊び場など、様々な利用がなされている公園が多いことが確認されています。

しかし、500㎡程度の面積では、幅広いニーズに対応できる施設整備には限りがあることから、身近な公園である街区公園の面積については、1,000㎡以上確保することを目指し、目標とする面積を2,500㎡とします。

また、1,000㎡以上の公園の整備が難しい地域においては、複数の狭小な公園がそれぞれ機能を分担し、地域として複合的な機能を有することで公園機能の充足を図るため、面積の大小に限らず整備を推進します。



公園イメージ
(500㎡未満)



公園イメージ
(500㎡以上、1,000㎡未満)



公園イメージ (1,000㎡以上)

○公園充足率とは

公園の充足圏とは、公園や緑地などの外周から100mもしくは250mの圏域のことです。また、公園充足率とは、本区の面積に対して、充足圏が占める割合のことです。

○充足圏の設定について

都市公園法運用指針において街区公園は参考として誘致距離標準を250mとしています。

本計画においてもこの考え方を踏襲し、1,000㎡以上の大きな公園については250mの充足圏を設定します。また、本区では300㎡程度の公園が多く、これらの公園は3園合わせることで1,000㎡以上の公園と同等の機能を有するとみなせることから、充足圏は1,000㎡以上の公園のおよそ1/3の100mと設定します。

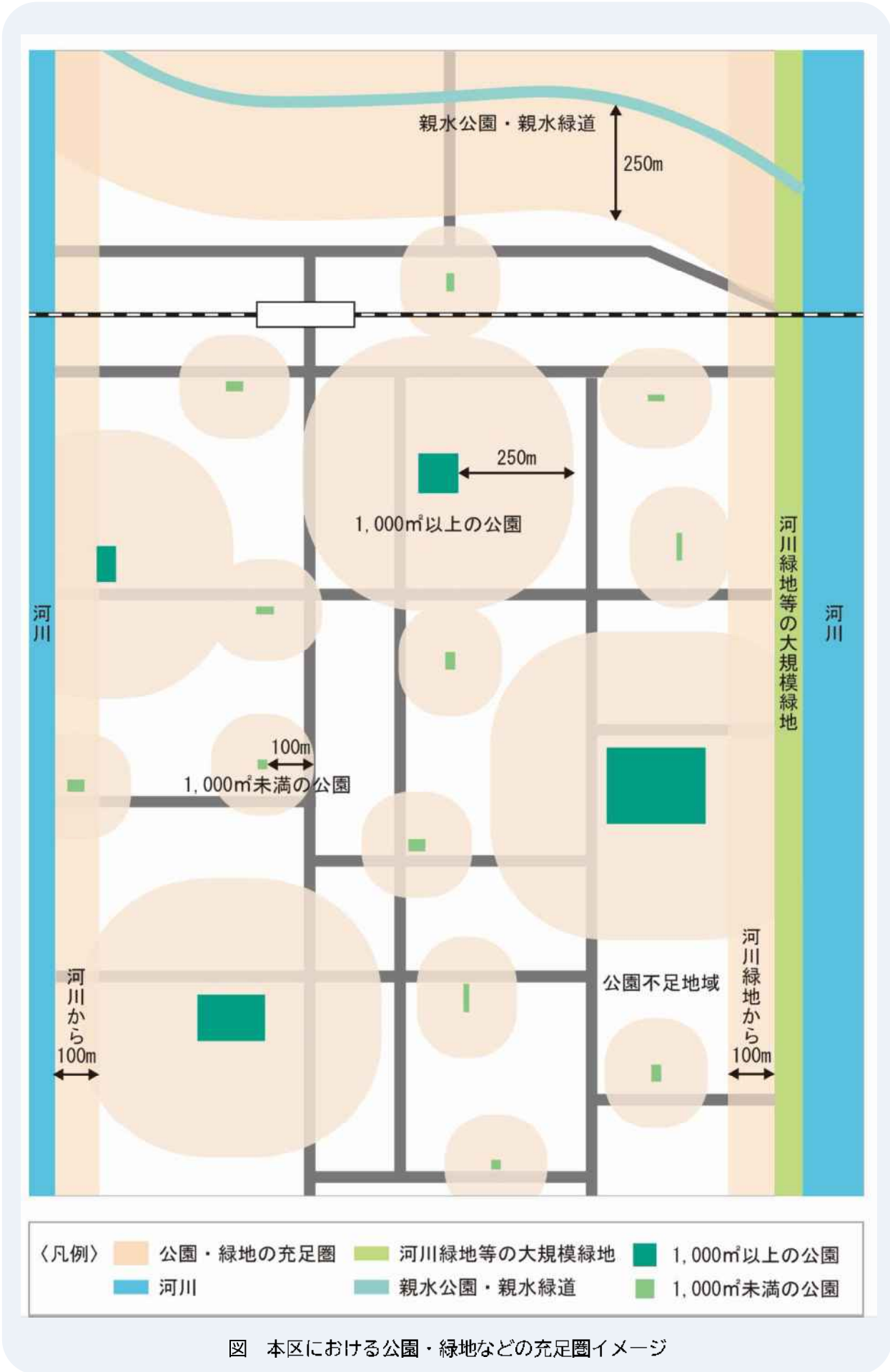


図 本区における公園・緑地などの充足圏イメージ

(3) 樹木の現状

① 樹木数

前計画策定時に、区内の総樹木数は約625万本、一人あたり約9.2本でした。令和4(2022)年に、樹木数約690万本となり、「区民一人あたりの樹木数10本」という目標を達成しました。令和5(2023)年時点では、樹木数約698万本、一人あたり10.02本となっています。

② 街路樹数

区内の街路樹本数(高中木のみ・親水緑道含む)は、令和4(2022)年時点で約6万1千本です。

③ 保護樹

保護樹木の登録数は、前計画策定時は約350本でしたが、令和3(2021)年時点では、280本となっています。毎年、登録本数より解除本数が上回り、全体的に減少傾向が続いています。解除理由としては、自宅の建替えによる伐採や管理不足による枯死が多くなっています。

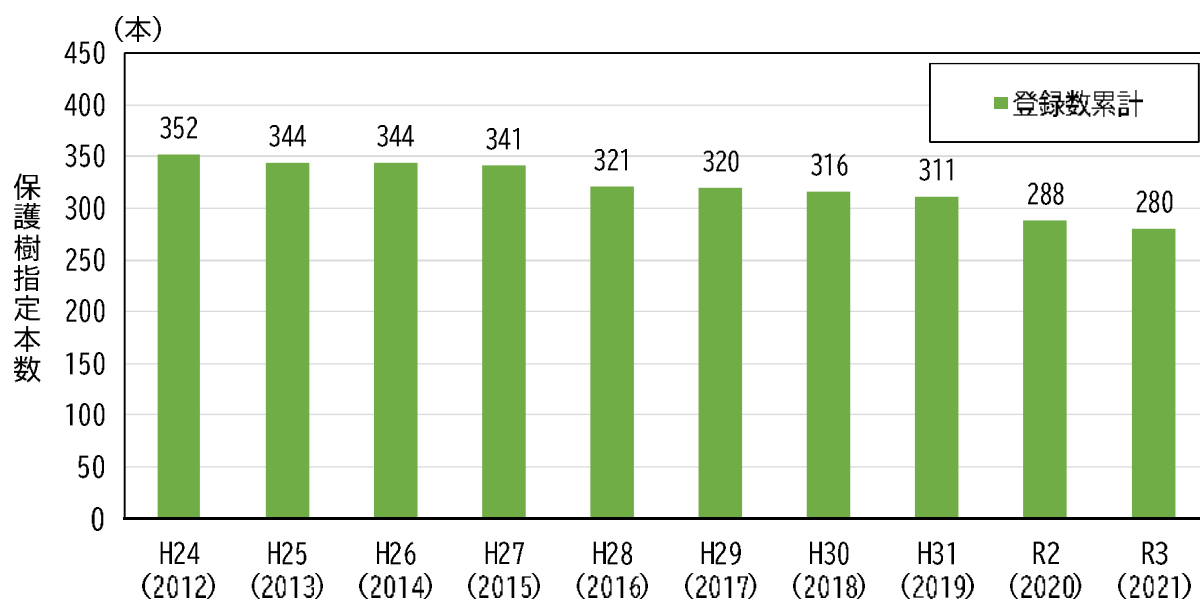


図 保護樹指定本数の推移

(4) 農地の現状

① 農地面積

令和4(2022)年時点では、宅地化農地(16.0ha)と生産緑地(34.1ha)を合わせて50.1haの農地が存在しています。前計画策定時から令和4(2022)年までの約10年間では、全体で13.6ha減少しており、減少傾向が続いています。一方で、本区では生産緑地を買い取り、公園として整備する取組を進めています。農地を守ることに並行して、農地の新たな活用についても積極的に検討していきます。

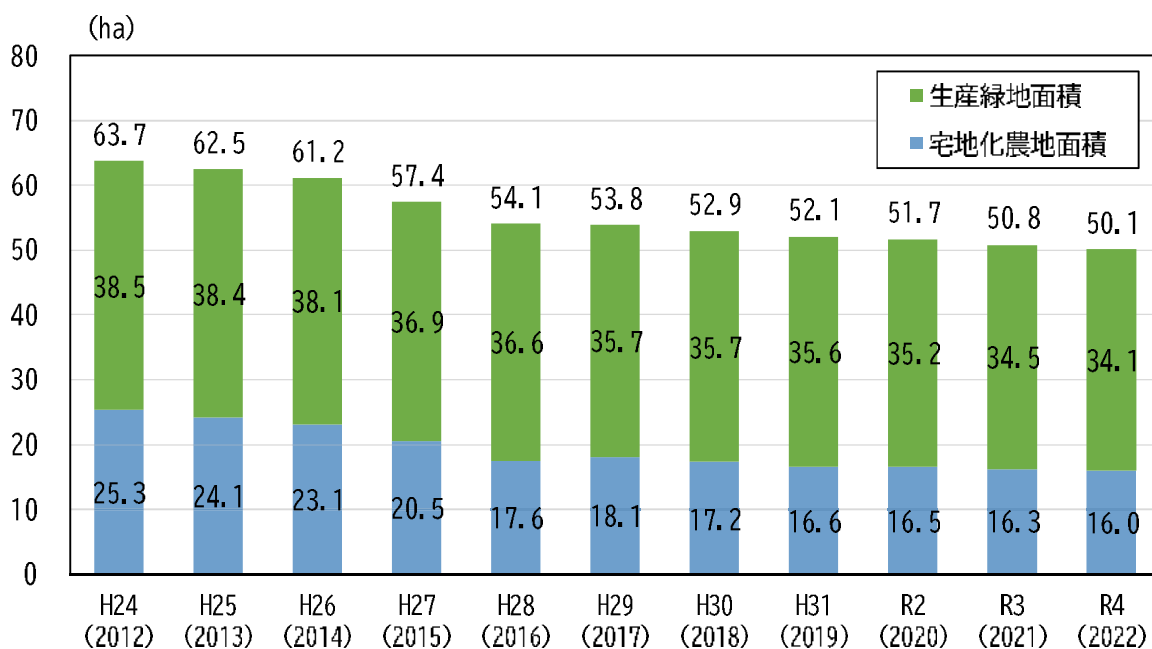


図 農地面積の推移



写真 公園として整備された元生産緑地の一例（一之江ももこの郷）

② 農業後継者

平成27(2015)年では、農業後継者のいる戸数は48戸まで減少しています。また、平成27(2015)年には全員が50歳以上となっていることから、農業後継者の高齢化が進んでいます。

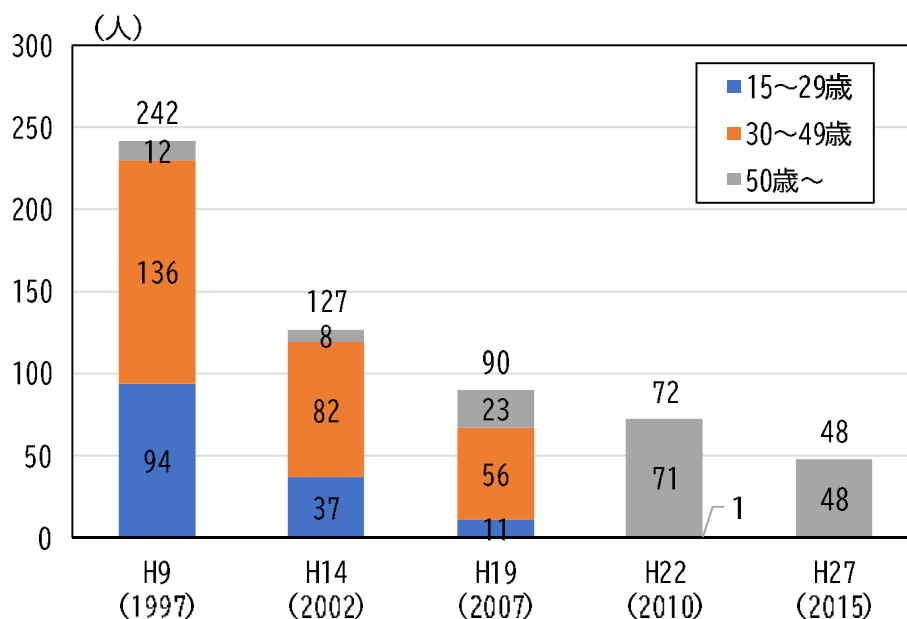


図 農業後継者の推移

コラム いろいろな農地の種類

●生産緑地

生産緑地は、農地等が持つ緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区で、都市計画法(第8条第1項第14号)に基づく地域地区の一つです。

指定後は原則として、30年間農地としての管理が義務付けられ、建築物の建築等が制限されます。なお、市街化区域内の農地は宅地並み課税となりますが、生産緑地地区は税制上の措置として農地課税となります。

●特定生産緑地

生産緑地は、指定後30年が経過すると、いつでも買取申出が可能となり、固定資産税の税制特例措置(農地課税)が段階的に解除されます。生産緑地に指定後30年を経過した以降も農業を続ける場合は、特定生産緑地の指定を受けることで引き続き10年間、固定資産税の特例措置を受けることができます。また、生産緑地と同様に原則として10年間は農地としての管理が義務付けられ、建築物の建築等が制限されます。

●宅地化農地

市街化区域内の農地のうち生産緑地以外の農地のことです。宅地化する農地に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置が取られ、宅地化の促進が図られています。

(5) 水辺の現状

本区には7つの河川(荒川、中川、江戸川、旧江戸川、新中川、旧中川、新川)、5つの親水公園(9.6km)、18の親水緑道(17.7km)があり、区民の憩いの場として機能しています。

新左近川親水公園では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたカヌー場の整備も行い、機能の拡大を進めている水辺空間もあります。

また、葛西臨海公園の隣接地には、国内初の人工カヌー・スラローム会場が整備され、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、カヌー(スラローム)競技の会場として使用されました。このように、近年は水上スポーツやレクリエーションの場としての水辺の利活用を進めています。



図 区内の水辺空間

(6) 動植物の生息状況

河川や海岸、緑道などが豊富な本区においては、そこで生息する動植物も多種多様です。

本区では、貴重な自然環境の保全や次世代の環境保全に役立たせることを目的として、毎年河川や海域などを中心に水辺環境調査を実施しており、平成30(2018)年には親水緑道での生物調査を実施しました。

国内で絶滅が危惧されている種や、希少な在来種などの重要種が確認されている一方で、生態系に被害を与える外来種も確認されています。以下に、各調査の結果を整理します。

① 河川や海域で見られる生物

毎年実施している水辺環境調査では、河川や海域などに生息・分布している「植物・鳥類」と「魚類・底生動物(水中や水辺に住んでいる貝やエビ、カニ、水生昆虫)」の調査を実施しています。近年の調査結果は、下表のとおりです。

コアジサシは前計画策定時には繁殖が確認されていましたが、年々確認される数が減少しています。ミゾコウジュやウラギク、タコノアシなどの希少な在来種は現時点でも生息が確認されています。

また、平成30(2018)年10月に、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。葛西海浜公園では、毎年、スズガモやカンムリカイツブリをはじめ多くの渡り鳥が越冬や休息のため飛来します。このほか、クロツラヘラサギなどの世界的に希少な野鳥やミサゴやトウネンなど東京都で絶滅が危惧されている野鳥も飛来しています。さらに、東なぎさ(干潟)は、トビハゼの重要な生息地の一つとして良好に維持されています。河川では絶滅が危惧されているミナミメダカやニゴイの生息もみられました。

表 植物・鳥類の調査結果 (種数)

		平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年
調査場所		荒川 東なぎさ	新中川 東なぎさ	江戸川 旧江戸川 東なぎさ	荒川 東なぎさ	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	植物	385 (9)	356 (8)	379 (9)	385 (5)	263 (6)	450 (22)
	鳥類	131 (97)	119 (53)	105 (26)	114 (26)	34 (17)	45 (22)

※()は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種

表 魚類・底生動物の調査結果

(種数)

		平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
調査場所		荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	江戸川 旧江戸川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	魚類	19 (8)	18 (8)	29 (12)	19 (9)	7 (2)	27 (10)
	底生 動物	35 (9)	27 (13)	50 (16)	36 (12)	9 (5)	

※()は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種



タコノアシ



コアジサシ



トビハゼ



ヤマトシジミ

② 親水緑道で見られる生物

平成29(2017)年及び平成30(2018)年に、計17箇所の親水緑道で生物調査を実施し、区内の親水緑道だけでも91種もの生物が確認されています。

生物の隠れ家や住処となるような水生植物が多く生息している地点や、石組などが設置されている地点には、多種多様な生物が確認される傾向にあります。ニホンウナギやヤマトシジミなどの希少生物が確認された一方で、アメリカザリガニやカダヤシなどの外来種が多い親水緑道もありました。

調査を実施した親水緑道と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。

表 調査結果

親水緑道名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数
1	下小岩親水緑道	・モツゴ ・カダヤシ(特定外来生物)	10
2	親水さくらかいどう	・シオカラトンボ(ヤゴ) ・オイカワ	8
3	葛西親水四季の道	・ユビナガスジエビ ・アベハゼ(重要種)	15
4	西小岩親水緑道	・ヒメタニシ ・モツゴ	14
5	鹿本親水緑道	・テナガエビ ・ニゴイ(重要種)	15
6	上小岩親水緑道	・スジエビ ・オイカワ	14
7	興農親水緑道	・ヌマチチブ ・テナガエビ	15
8	流堀親水はなのみち	・モツゴ ・シオカラトンボ(ヤゴ)	16
9	仲井堀親水緑道	・ヤマトシジミ(重要種) ・ボラ	10
10	篠田堀親水緑道	・アメリカザリガニ(条件付特定外来生物) ・モツゴ	18
11	鎌田川親水緑道	・タモロコ ・オイカワ	16
12	鹿骨親水緑道	・ブルーギル(特定外来生物) ・モツゴ	20
13	左近川親水緑道	・ニホンウナギ(重要種) ・ミミズハゼ(重要種)	48
14	本郷用水親水緑道	・モツゴ ・オイカワ	19
15	椿親水緑道	・ニゴイ(重要種) ・スジエビ	15
16	東井堀親水緑道	・ヤリタナゴ(重要種) ・オイカワ	22
17	宿川親水緑道	・ヤマトシジミ(重要種) ・マハゼ	16
合 計		—	291種 (91種)

③ 親水公園で見られる生物

令和4(2022)年～令和5(2023)年に、計5箇所の親水公園で生物調査を実施し、42種もの生物が確認されています。親水公園では、魚類だけではなく、カルガモ(鳥類)やヤゴ(昆虫)も確認され、多様な水辺の生物が生息しています。特に、荒川河口と接続している新左近川親水公園では、21種類の生物が確認され、淡水生物のほか、テナガエビやマハゼなど汽水性の生物も確認されました。

調査を実施した親水公園と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。

表 調査結果

親水緑道名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数
1	一之江境川親水公園	・ボラ ・スジエビ ・カダヤシ(外来種)	13
2	古川親水公園	・シラタエビ ・チチブ ・イトミミズ	7
3	新長島川親水公園	・ヨコエビ ・ユスリカ幼虫 ・カダヤシ(外来種)	3
4	小松川境川親水公園	・モツゴ ・ドジョウ ・アメリカザリガニ(特定外来生物)	11
5	新左近川親水公園	・テナガエビ ・マハゼ ・ヤマトシジミ(重要種)	21
合 計		—	55種 (42種)

※ 生物調査結果は参考資料に記載予定

④ 河川や親水公園・緑道などにおける生物の分布



図 河川や親水公園・緑道などにおける生物の分布

30by30目標が目指すもの

ー 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために ー

1 30by30目標って？



2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

新たな世界目標として議論されています

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）。ここで採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。
- ② これに続く新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」が今年12月に開催予定のCOP15（カナダ・モントリオール）で採択される予定です。30by30目標は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束しました。
※G7首脳コミュニケーション文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブも打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- ② 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

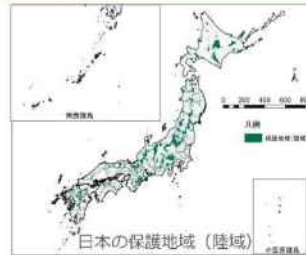
2 日本ではどのぐらいの面積が保全されているの？



陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により20.5%になりました。
- ③ 海域については8.3%でしたが、2020年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%となりました。



3 どんな良いことがあるの？



健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻します。

健全な生態系は、しなやかに恵み豊かです

- ① 自然は気候変動問題などの社会課題解決に貢献します。温暖化を2℃未満に安定させるために2030年までに必要とされる費用対効果の高い緩和策の約30%は森林や湿地等の保全・回復等、自然を活用して対応できると指摘されています。
- ② 例えば、野生ハチ等の花粉媒介者は国内で年間3300億円の実りに関係します。森林の豊かな茶葉は河川を通して海の生産性を向上させます。災害にも強く恵み豊かな自然は、国土の安全保障の基盤にもなります。
- ③ 地域の豊かな自然資本の活用して、観光や交流人口の増加など持続可能な地域づくりが期待できます。



4 どうやって達成するの？



保護地域に加えそれ以外の場所を力を合わせ守ります。

国立公園等の保護地域を拡張します

- ① 新たに保護地域を拡張し、管理の質も向上させます。



地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

- ① 企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をOECM※といえます。
- ② 企業等の民間の所有地等を環境省が自然共生サイト（仮称）として認定し、30%に組み込んでいきます。



※Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省ホームページ

30by30 環境省 (env.go.jp)/

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>



(7) 民有地などの緑化の現状

本区では、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」(以下、「住宅等整備基準条例」という。)に基づいたみどりの創出を継続して実施しています。平成25(2013)年から令和4(2022)年までに、開発などに伴い、計27.5haの緑地面積が創出されています。また、良好な景観の形成を図るため、平成23年に「江戸川区景観計画」を策定し、5地区を景観地区として都市計画決定しました。さらに、区内の48地区で地区計画を策定し、緑化に努めています。

表 住宅等整備基準条例の概要

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上かつ10戸以上の共同住宅又は一団の土地に40戸以上の特定共同住宅を建築する事業 ・一団の土地を3区画以上に分割し、一以上の戸建て住宅を建築する事業 ・事業区域面積300平方メートル以上で建築物を建築する事業
内容 (抜粋)	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>地上部の環境空地について、形態、規模、配置基準を定めている。</p> <p>【住居系用途地域空地部分の35%】</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>建築物</p> <p>屋上緑化</p> <p>緑地</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>建築物上の緑地について、形態、規模を定めている。</p> <p>【人が入れる屋上の20%】</p> </div> </div>

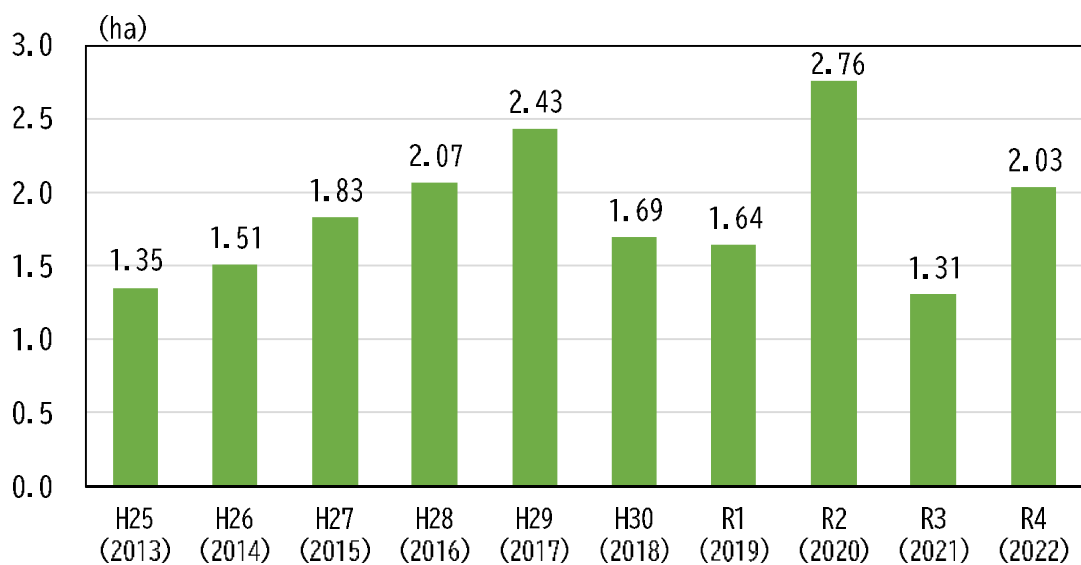


図 住宅等整備基準条例により創出された民有地の緑地面積の推移

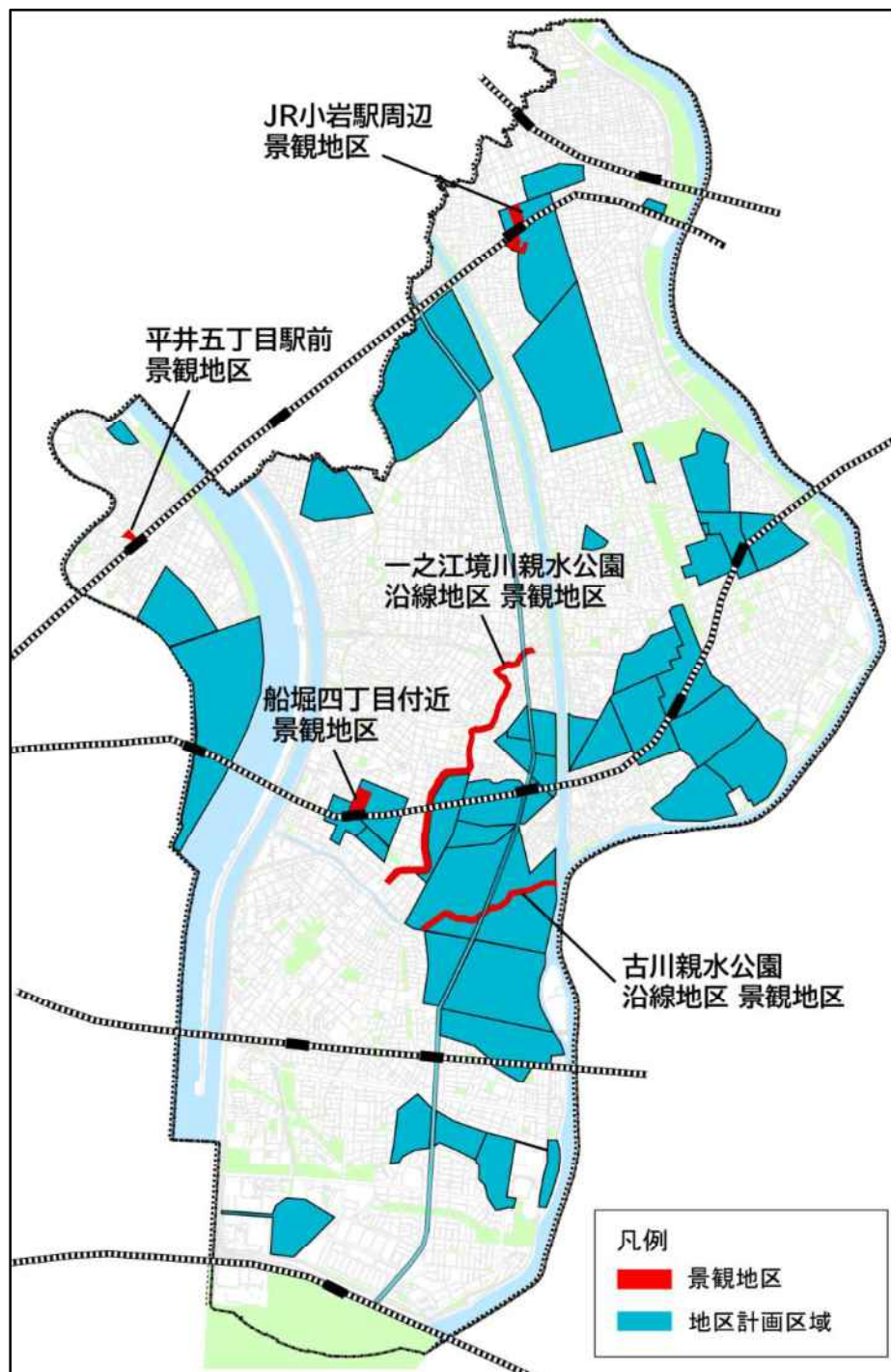


図 景観地区・地区計画の指定状況



平井五丁目駅前景観地区
(平井駅北口ロータリー)



古川親水公園 沿線地区 景観地区

3. 区民および区の実績

(1) 区民の実績

本区では清掃や美化運動に努めてまいりましたが、行政の力だけで区内すべてのごみをなくし、植栽をいつもきれいに維持することは難しいのが現状です。

そこで、「私たちのまちは私たちの手で(良くする)」という郷土愛に基づく「環境を良くする運動」を中心に区民と協働で、地域の浄化活動や美化運動を実施してまいりました。

また、公園や道路、水辺などの身近な公共スペースを自分たちの財産としてより良い環境にしていくため、ボランティア(アダプト制度)による清掃活動などが行われています。

アダプト活動登録者数は、前計画策定時では、285団体・303個人・総計8,501人でしたが、令和4(2022)年時点では、403団体・307個人・総計10,366人に増加しています。個人、団体、企業、商店会など、様々な主体が周辺のみどりや公園に関心を持ち、ボランティアなどへの活動参加者は年々増加し、登録団体数は約1.5倍になりました。

以下に、区民の実績の一例を示します。

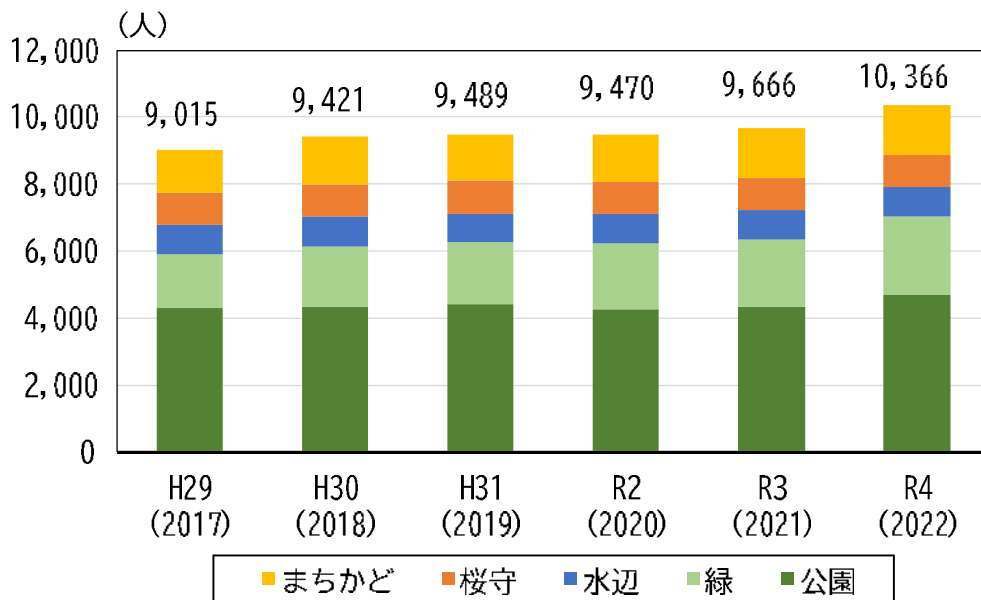


図 アダプト活動登録者数の推移

① 公園・緑のボランティア

区内の公園・緑地や緑道において、個人、市民団体、商店会、企業、保育園・幼稚園や小中学校など、多くの方々が公園ボランティアとして活動し、みどりあふれる公園や街なかの整備を行っています。活動内容は参加いただく方によって様々ですが、公園や緑地での花の植え付けをはじめとして、まちなかに設置されているプランターの維持管理や清掃活動など、幅広い活動がなされています。

表 愛する会一覧

団体名	内容
小松川境川親水公園を愛する会	清掃活動
一之江境川親水公園を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道を愛する会	清掃活動
葛西「四季の道」「新長島川」水と緑に親しむ会	清掃活動
篠田堀親水緑道を愛する会	清掃活動
古川親水公園を愛する会	清掃活動
小松川千本桜を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道に夢を託す会	清掃活動、花の手入れ



親水緑道清掃活動風景



親水緑道清掃活動風景



ローズボランティア活動風景



小岩フラワーロード活動風景

② 水辺のボランティア

本区には、一級河川が7河川あります。水辺のボランティアは、河川敷の清掃や水辺における環境学習などの活動を実施しています。



水辺の清掃活動風景



水辺の清掃活動風景

③ 桜守のボランティア

本区には、小松川千本桜や新川千本桜をはじめとする桜の名所が多数あります。これらの桜を元気に育てるため、「見守り活動」、「育てる活動」、「広める活動」を行っています。

また、「桜の輪 母校の桜を育てようプロジェクト」として、平成26(2014)年から北小岩小学校で、桜の花数調査、桜の健康管理について、害虫の予防策、桜のストラップづくりなど、様々な桜に関する授業を行います。



桜守ボランティア活動風景



桜守ボランティア活動風景

④ まちかどボランティア

区内の各地域で、自分たちのまちをもっときれいにしたいという思いから、道路の清掃や点検、ポケットパークの手入れなど、多くの方が「まちかどボランティア」を行っています。

(2) 本区の取組

本区では、NPO法人などと連携しながら、みどりのまちづくり活動に関わるボランティアの育成や学習会、イベントなど、様々な取組を行っており、区民のボランティア活動を積極的に支援しています。また、生物多様性確保や、地球温暖化・ヒートアイランドの対策、循環型社会の実現に向けた取組など、様々な視点で継続的に取組を実施しています。

表 本区やNPO法人などによる取組

取組	内容	主体
公園ボランティアの育成支援	ボランティア活動に興味を持った区民に対し、講座、講習会などを実施。	江戸川区 (水とみどりの課)
ウェルカムガーデン活動	地域住民と一体となって身近なみどりを育む「花いっぱい運動」の支援と普及啓発の拡大を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
花とみどりの環境学習	環境教育冊子を活用し、これまで区民と協働で進めてきた緑化事業の歴史や、これからの未来に向けた取組、豊かな自然環境で学ぶ環境教育を実施。	公益財団法人 えどがわ環境財団
エコアクション講座	多くの区民が環境について学び、自ら環境に配慮した行動を起こすきっかけづくりの場としていくことを目的とする。また「エコタウンえどがわ」を実現するため、地域における環境活動を率先して実践できる人材を育成する。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
21世紀子ども放課後環境学習	すくすくスクールの子ども達を対象に、ゲームをしながら環境について学んでもらうことを目的として活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
小中学校における出前授業の実施	学校向けの環境学習プログラムを、総合学習の時間やPTAの集まりなどで「出前授業」として提供。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
学校農園	学校農園をとおして、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を図ることを目的とする。小学校9校で学校農園(借地など利用)設置済み。	教育委員会事務局

人材育成

取組	内容	主体	
生物多様性の確保	水辺環境調査	荒川、江戸川、新中川、葛西沖の水辺環境調査や、親水緑道、親水公園における自然環境生物調査を実施。	江戸川区 (気候変動適応課)
	自然復元・再生事業	河川海岸のクリーン作戦を通じて自然環境の復元を推進。絶滅種や生物多様性に関する啓発を推進。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	荒川クリーンエイド	荒川のゴミを数えながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を作り出す活動。	NPO法人 荒川クリーンエイド・フォーラム
	東なぎさ クリーン作戦	普段は立ち入り禁止区域の葛西臨海公園「東なぎさ」に船で渡り、漂着ごみのクリーンアップを行う。ごみ拾い後は自然観察会を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	東なぎさ生物調査	葛西海浜公園東なぎさに生息する生物を継続的に調査・把握するため、鳥類調査、底床生物調査を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
循環型社会の実現	生ごみリサイクル講習会	発泡スチロール箱と手作りコンポストを使用した楽しい生ごみ堆肥作り。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	緑の3R (リサイクル・リユース・リデュース)	区民が家庭で使わなくなった園芸土や鉢を回収し、再生・再利用する取組を行うことで、緑のもったいない運動の啓発と環境保全を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
	寄贈樹木の受入れ・植栽推進	一般家庭などから寄贈された樹木を公園などの公共施設へ移植し、区の財産として保全・活用。	江戸川区 (水とみどりの課)
地球温暖化やヒートアイランド対策	みどりのカーテンモニター講習会	モニターを募り、みどりのカーテンを広める活動。 講習会と年2回のアンケートを実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	もったいない運動 えどがわ	地球温暖化防止のための省エネ活動。例えば給食を残さず食べる、電気をこまめに消す、レジ袋をもらわないなどの行動にみんなで取り組む活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	グリーンプラン推進校	えどがわエコセンターと協働し、園・学校における環境学習を推進するモデル校。えどがわエコセンターからは各種情報の他、教材教具などの費用を学校に提供し、学校での環境学習が充実するよう支援を実施。 令和2(2020)年時点で、小学校13校、中学校3校がモデル校に指定。	認定NPO法人 えどがわエコセンター



公園ボランティアの育成支援



公園ボランティアの育成支援



生物多様性の確保
(荒川クリーンエイド)



生物多様性の確保
(東なぎさクリーン作戦)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(みどりのカーテンモニター講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(花とみどりの環境学習)

4. 区民意識

本区では、昭和51(1976)年から「江戸川区民世論調査」を実施しており、近年では、概ね2年ごとに調査を実施しています。以下(1)に、抜粋した世論調査結果を整理します。

また、令和3(2021)年4月～5月に、区が目指す2100年の「明るい未来」について意見募集を行う「みんなのえどがわ大会議」が実施されました。「広報えどがわ」や区ホームページなどを通じて、区内外のたくさんの方々から、約8,000件のご意見を頂戴しました。本意見募集で頂いた主なご意見については、以下(2)に整理します。

(1) 江戸川区民世論調査

① 公園や緑化などに関する満足度の経年変化

「公園・水辺」、「緑化」、「街の景観」の満足度*をみると、「公園・水辺」に対する満足度が最も高くなっており、平成24(2012)年から令和3(2021)年までで1.1ポイント増加しています。また、3項目全てにおいて、平成24(2012)年から令和3(2021)年の間で満足度は向上しているものの、大きな増加は見られません。

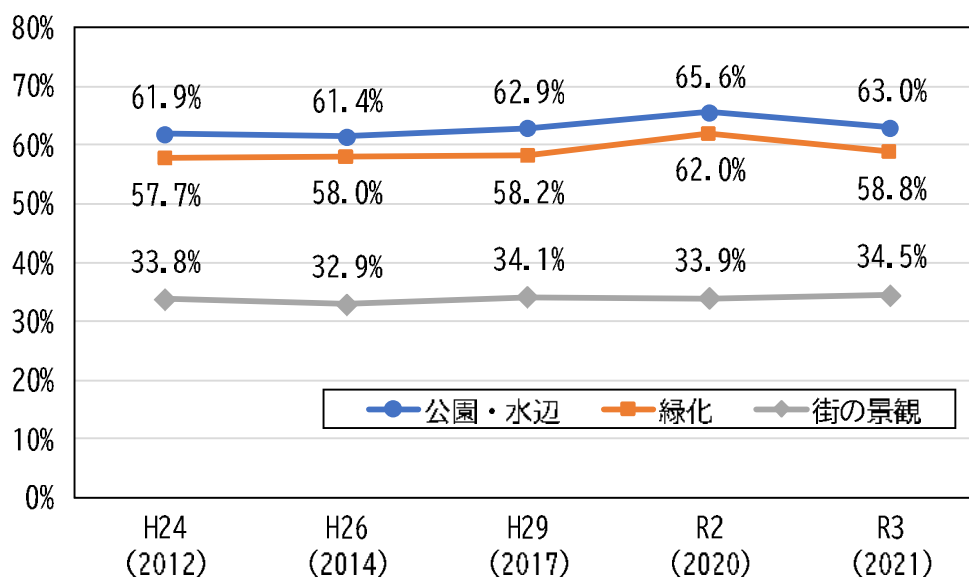


図 公園や緑化などに関する満足度(「満足」と「やや満足」の合計)の経年変化

※満足度…「満足」と「やや満足」と答えた割合の合計

地域別にみると、公園や緑化などに関する満足度について、各地域で同じような傾向が見られ、「満足」「やや満足」の割合が高いのは葛西地域、最も低いのは小岩地域となっています。

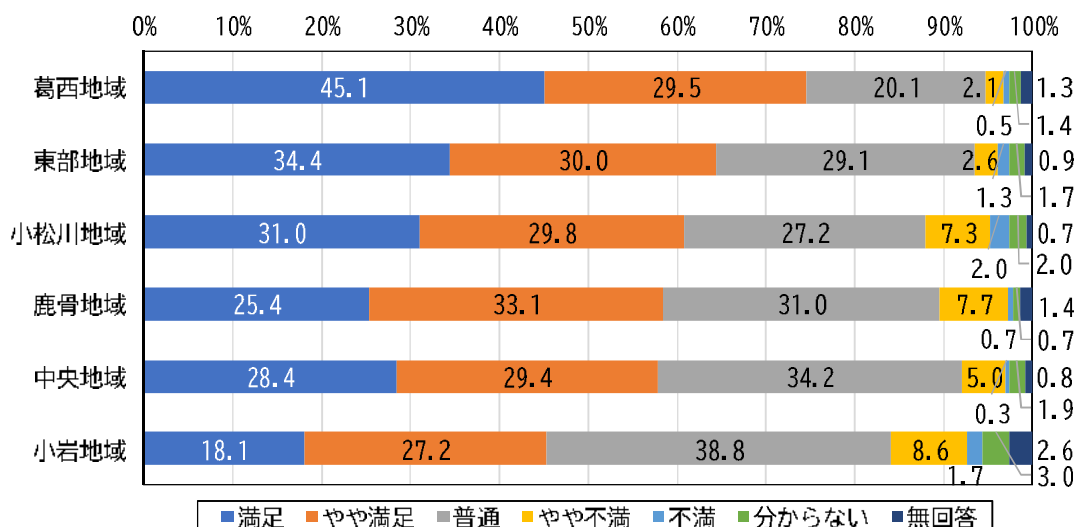


図 地域別「公園・水辺の整備」に関する満足度（満足度の高い順）

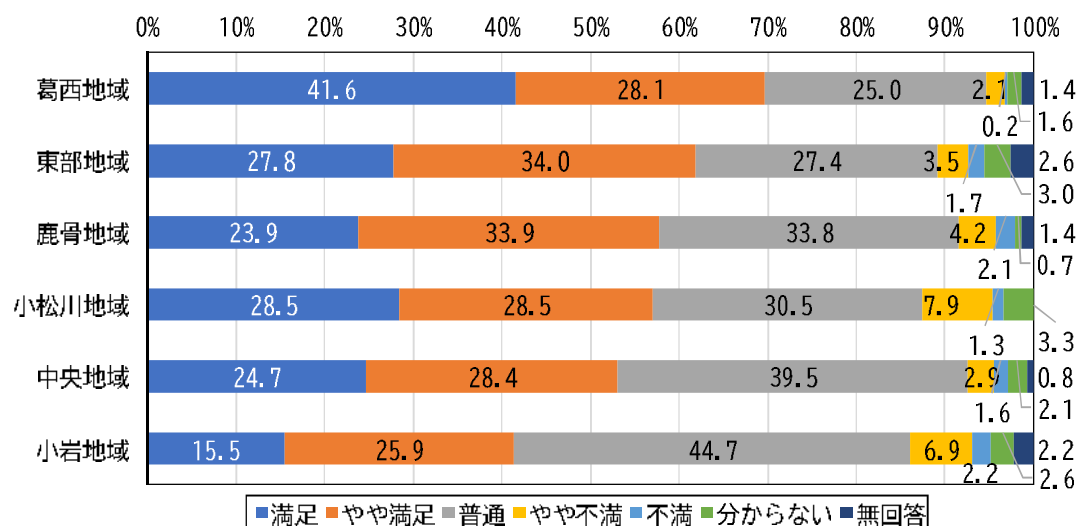


図 地域別「緑化の推進」に関する満足度（満足度の高い順）

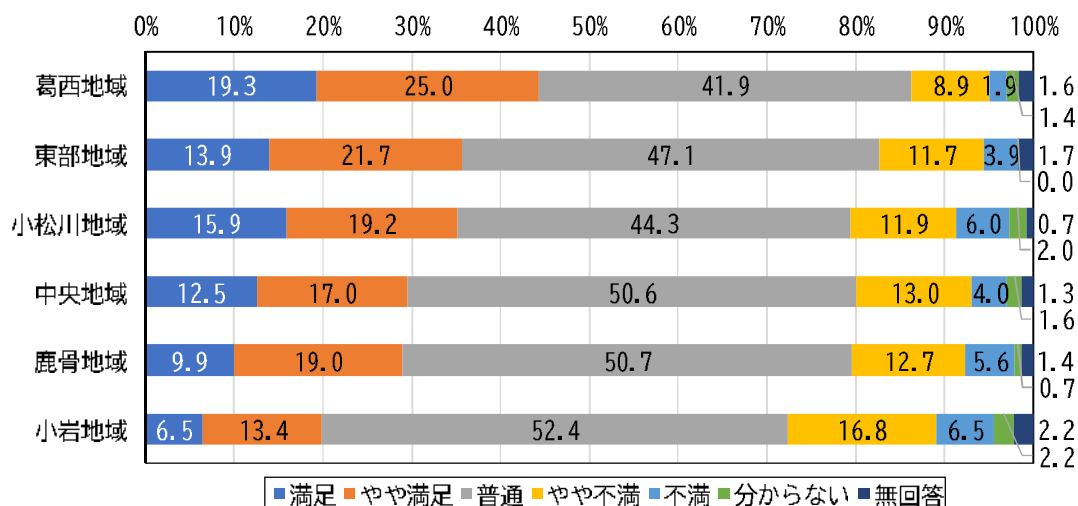


図 地域別「街の景観」に関する満足度（満足度の高い順）

② 今後推進してほしい施策

今後推進してほしい施策をみると、水害対策が54.1%と最も多く、次いで震災対策38.8%、防犯対策(安全・安心まちづくり)32.0%となっています。

区民要望の高い「水害対策」、「震災対策」、「防犯対策(安全・安心まちづくり)」、公園などの整備に関わる「都市基盤整備(道路など)」、みどりなどの環境に関する「環境保全・リサイクル」を地域別に絞ってみると、全体的な傾向は大きく変わりませんが、「震災対策」では東部地域、「水害対策」では東部地域と小松川地域、「防犯対策」では鹿骨地域での割合が最も高くなっています。また、公園やみどりに関する「都市基盤整備(道路など)」では鹿骨地域、「環境保全・リサイクル」では小松川地域での割合が最も高くなっています。

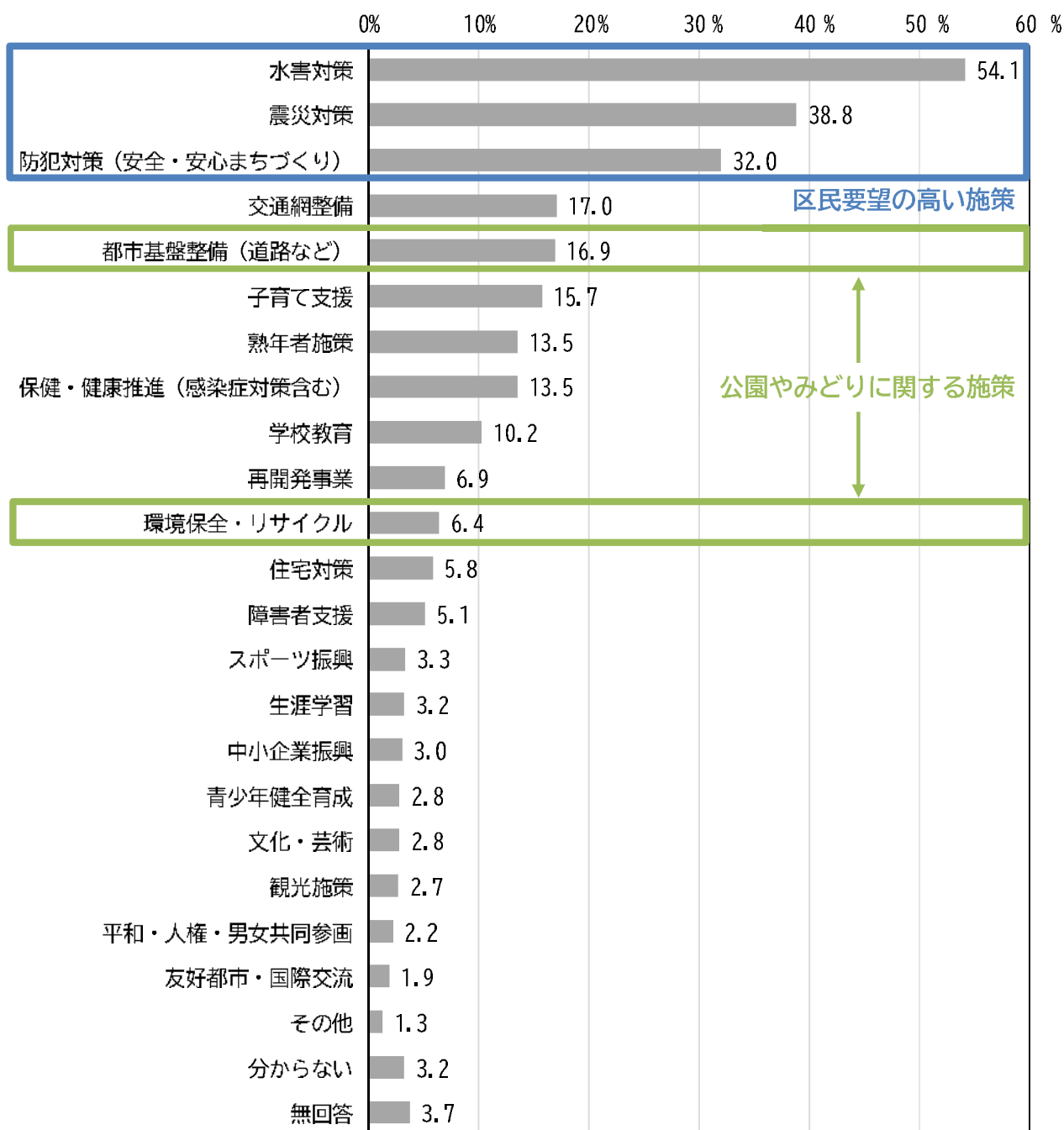


図 今後推進してほしい施策

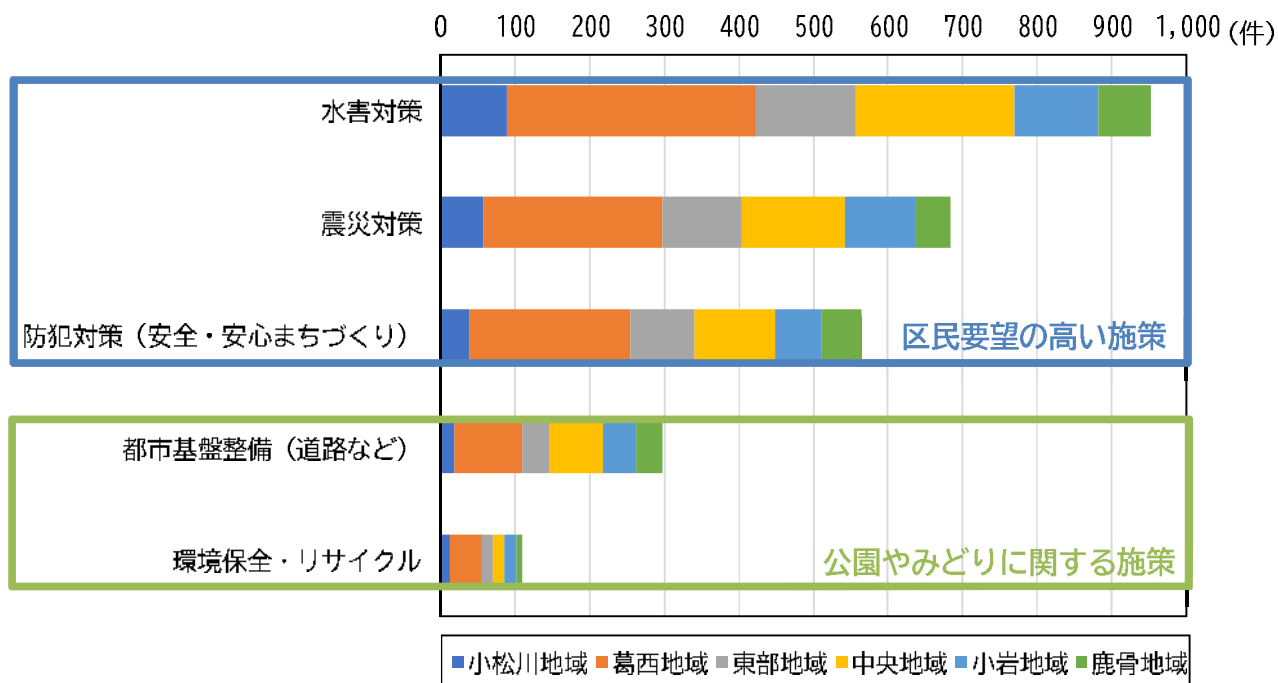


図 「今後推進してほしい施策」の地域別割合

(2) みんなのえどがわ大会議

「江戸川区民世論調査」とは別に令和3(2021)年4月～5月に実施された「みんなのえどがわ大会議」において、2100年の江戸川区の姿について意見募集を行いました。

その結果、「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という意見が非常に多く(「自然・緑・みどり」という単語は延べ約2,800回出現)、次いで、「公園」、「子ども」、「笑顔」、「災害」といった単語が多く出現しています。

また、「子どもから高齢者まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちを目指す」という趣旨の意見も非常に多くなっています。

また経済的な発展を求める意見においても、自然との共存や、水とみどりを活かした産業の発展を求める声が多く、環境問題への関心の高さがうかがえる結果となっています。

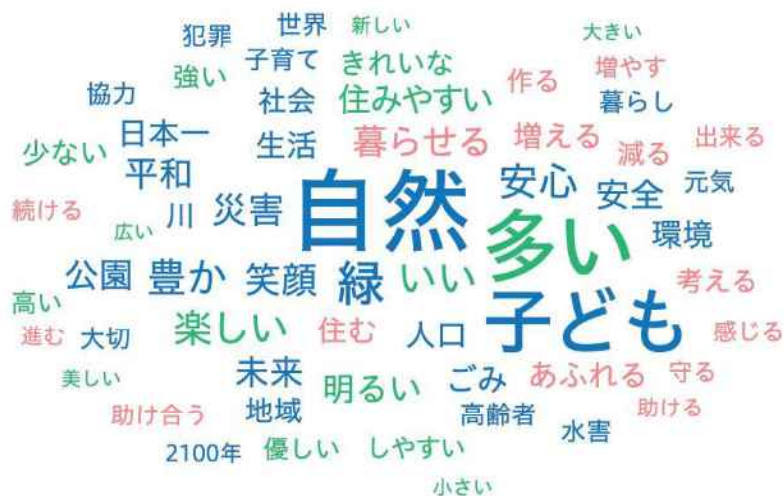


図 みんなのえどがわ大会議 区民などからの意見募集・集計結果

5. 区のみどりの課題

(1) 前計画の目標達成状況

前計画では、みどりの将来像の実現に向け「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」の基本方針に対応したみどりの量や質を表す6項目の目標を設定しました。

令和4(2022)年4月時点で、「身近な公園の充足率」については目標を達成し、残りの5項目については目標を達成できていません。しかし、未達成の5項目のうち3項目については、平成25(2013)年時点(前計画策定時)の値よりも増加しています。

表 前計画の目標達成状況

みどりの目標		H25時点値	R4目標値	R4現状値
基本方針 1 みどりを守る	○農地(生産緑地)の面積 ⇒農地(生産緑地)を守り、新たな農地の確保を目指します。	38.45ha	40ha	34.54ha (R3.12) ↓
	○保護樹の本数 ⇒保護樹を守り、新たな地域のみどりを確保します。	352本	400本	280本 (R4.4) ↓
基本方針 2 みどりを育む	○緑化の推進に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける花と緑の場を増やします。	57.7%	80%	58.8% (R3) ↑
	○アダプト活動登録者数 ⇒アダプト活動にたずさわる仲間を増やします。	8,501人	20,000人	10,366人 (R4.4) ↑
基本方針 3 みどりを創る	○身近な公園の充足率 ⇒歩いて行ける(徒歩5分程度)身近な公園を増やします。	70%	75%	84.5% (92.3%) ↑
	○公園整備に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける公園整備をします。	61.9%	80%	63.0% (R3) ↑

※令和4(2022)年現状値の矢印は平成25(2013)年からの増減を表しています

※身近な公園の充足率R4現状値()は親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率

(2) 前計画の施策実施状況と課題

前計画に掲げた基本方針に対する施策の実施状況および課題は、以下の通りです。

① みどりを守る

大径木や樹林地の保全と活用、樹木、樹林地所有者への支援など、貴重な緑を守るための取組が計画通り実施できていません。特に保護樹の指定は新規が4本、解除が72本と保全が進んでいない状況です。

農地については、生産緑地地区や区民農園が減少しており、計画通り進んでいません。そのため、農地を農地として保全するための新たな支援策や取組を検討する必要があります。その一方で、農の風景育成地区の指定、ふれあい農園などの農とふれあう機会の充実、営農への支援については計画通り進んでいます。

また、親水公園や親水緑道における自然性の向上など、河川における自然、生態系の保全や水環境の保全は計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

② みどりを育む

ボランティアの発掘と育成に関しては、各種イベントや講座の実施など、計画通り進んでいます。今後は更なるボランティアの確保に向け、SNSを活用した情報提供など、新たな取組も検討します。

みどりの活動の支援に関しては、小中学校での出前講座など積極的に活動を進めており、みどりの意識を高めるための活動と合わせて学校教育と連携した取組を今後も推進していきます。

また、生物調査の実施、生態系に配慮した対策の充実などの取組も計画通り進めており、今後は本計画に生物多様性地域戦略を包含することで、一体的な取組を進めます。

福祉との連携については、今後も継続し、植物との触れ合いを通じて、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

③ みどりを創る

歩いて行ける公園の充実、既存公園のリフレッシュなど、身近な公園を充実させるための施策は計画通り進んでいます。特に歩いて行ける公園については、40公園を新規整備しており、充足率も84.5%(92.3%)となっています。今後も継続するとともに、民間と連携するなど、新たな社会情勢に対応した公園整備を検討していきます。

また、拠点となる公園や災害から暮らしを守る公園整備も計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

公共用地や民有地の緑化推進については、今後実施内容を見直しながら継続していきます。

みどりの繋がりについては計画通り進めており、緑化だけではなく、歩道の有効幅員の確保や歩いて楽しい歩行空間の確保などを検討します。

みどり豊かな水辺空間について、河川沿いのさくら並木は、ボランティアの参加などを促し、区民との協働体制のもと維持管理していくことを、今後も継続していきます。

(3) みどりの課題

これまでに整理された内容を基に、本区のみどりの課題を整理しました。2100年を見据えて、今後も引き続きみどりの課題解決に向けて取り組んでいきます。

① みどりを守るためのさらなる取組

前計画では特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定を施策として掲げていましたが、平成25(2013)年から令和3(2021)年の間に特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定はありませんでした。また、樹木の伐採行為の届出制度も実施まで至っていません。

「みんなのえどがわ大会議」でも「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という区民意見が非常に多く、2100年の江戸川区の姿として、豊かな自然を残していくことが望まれています。

しかし、樹林地や大径木の保存と利活用など「みどりを守る」取組は、所有者や民間事業者の理解と協力が必要なため、新たな施策の検討が必要です。



② 農地の保全と活用

農家の高齢化、住居や施設などの開発行為による土地の減少から農地は生産緑地、宅地化農地ともに年々減少を続けています。

農地は江戸川区らしい風景や人と土とのふれあいの場を提供する貴重なみどりとしてだけではなく、災害時のオープンスペースとして防災機能も有しています。区民世論調査では、「水害対策」、「震災対策」の区民要望が多くなっており、農地の防災機能を十分に活用していくことが求められています。

こうした多様な機能を持つ農地や生産緑地の保全・活用により、身近なみどりの充実を図る必要があります。



③ 協働によるみどりの保全と創出

本区では、みどり豊かなまちづくりを進めるなかで、区民と区の協働による様々な活動が行われています。アダプト活動登録者数は増加傾向ですが、良好なみどりのまちづくりを進めるためには、活動の担い手の育成をこれまで以上に推進する必要があり、周知方法や新規参加者の確保方法など、施策の見直しが必要です。



④ 身近な公園や水辺の整備

本区では、大規模な公園や街路樹など積極的にみどりの整備を進めており、23区内で最も広い公園面積を誇っています。また、徒歩5分程度の歩いて行ける身近な公園の充足率も84.5%(92.3%)と、目標値を達成しています。

しかし、「公園・水辺」「緑化」「街の景観」に対する区民満足度は、10年間でほぼ変化がありません。本区では身近な公園の整備を着実に進めていることから、今後は区民満足度につながる公園や水辺の質を高める整備を行い、子どもから高齢の方まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちづくりに資することが求められています。



⑤ みどりによる防災ネットワークの形成

大規模災害の発生リスクが高まる中、公園などのオープンスペースは、防災上も重要な役割を担っています。本区においても、大島小松川公園や篠崎公園が新たに避難場所に指定されるなど、防災ネットワークの形成を推進しています。

また、区民世論調査で今後推進してほしい施策は、水害対策、震災対策、防犯対策の順となっており、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。

今後は、公園の高台化や防災機能の充実、火災時の延焼遮断機能を持つ親水公園や緑道、街路樹を防災ネットワークとして活用するなど、災害に強く、安心して暮らせる環境を作っていく必要があります。また、公園の防災機能の周知や公園を活用した防災イベントの実施など地域防災力向上のためのソフト対策も実施する必要があります。



⑥ 社会情勢の変化への対応

本区はSDGs未来都市として、上位計画において「ともに生きるまち」を目指し、SDGs17のゴール毎の主な目標を位置づけており、みどりの基本計画においても、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」など関係する目標の達成に貢献することを目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、身近なみどりやオープンスペースの柔軟な活用に対するニーズが高まっています。江戸川区らしい水とみどりを創出するにあたっては、オープンスペースの活用に加えて、脱炭素社会の推進、生物多様性への適応、グリーンインフラの取組推進など、新たな社会情勢の変化にも対応する必要があります。





第3章 基本方針と目標

1. 基本理念

(1) みどりの将来像

水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし ～ えどがわ ecological プラン ～

本区では、平成14(2002)年策定の「江戸川区水と緑の行動指針」で『水・みどり、ともに生きる豊かな暮らし』をみどりの将来像に設定し、平成25(2013)年に策定した「江戸川区みどりの基本計画」においても、引き続き同じ将来像を掲げてきました。

これは、豊かな水辺とふれあい、身近なみどりを育てる喜びをともに感じながら、自然と共生し、区民が毎日を楽しく生活する姿を表現したみどりの将来像です。

本区を取り巻く状況は日々変化し続けていますが、本区では今後も区民と区が協働しながら、これまで育てたみどりの質をいっそう高め、全ての人笑顔で暮らせるまちを築き、水とみどりが暮らしに憩いを与えるみどり豊かな都市を目指していきます。

そこで本計画では、これまでの将来像に江戸川区らしい風景の重要な要素である『農』を追加し、さらに、本区の豊かな自然資源を活かした生物多様性の保全を掲げ、新たに『水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし～えどがわ ecological プラン～』を将来像とします。自然の豊かさだけでなく、心の豊かさや人と人との関わりなど、みどりを通じて豊かな暮らしを実感できる江戸川区を目指していきます。



2100年の江戸川区のイメージ



(2) 水とみどりの将来構造

みどりの将来像を実現するための水とみどりの将来構造を以下のように設定します。

都市構造を構成する要素
<ul style="list-style-type: none">・交流やにぎわいと自然と触れ合う環境を創出する「拠点」・拠点間を連携する河川など「軸」・親水緑道や親水公園など拠点や軸をつなぐ「ネットワーク」
拠点
<p>①自然交流拠点 葛西臨海公園・葛西海浜公園、カヌー・スラロームセンター、新左近川親水公園、江戸川・旧江戸川河川敷、旧中川を「自然交流拠点」として位置づけ、水とみどり、自然との触れ合いによる広域的な交流やにぎわいの創出を図ります。</p> <p>②みどりの拠点 大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、生物多様性の確保に配慮しながら多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。</p> <p>③農とみどりの拠点 特産である小松菜、花卉をはじめ、各種農産物を生産している農地が集積するエリアを「農とみどりの拠点」として位置づけます。農地の保全を図りながら、農業に由来する歴史・文化の体験機会の創出や農と触れ合うことのできる空間、農と一体となったまちなみ景観を形成します。</p>
軸
<p>①水とみどりの軸 荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、水辺を活かしたにぎわいを創出します。</p>
ネットワーク
<p>①水とみどりのネットワーク 拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。また、河川や親水公園・親水緑道などの自然環境は、生態系に配慮しながら保全するとともに生物生息のネットワークとして活用し、生物多様性の確保を図ります。</p> <p>さらに、ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。</p>

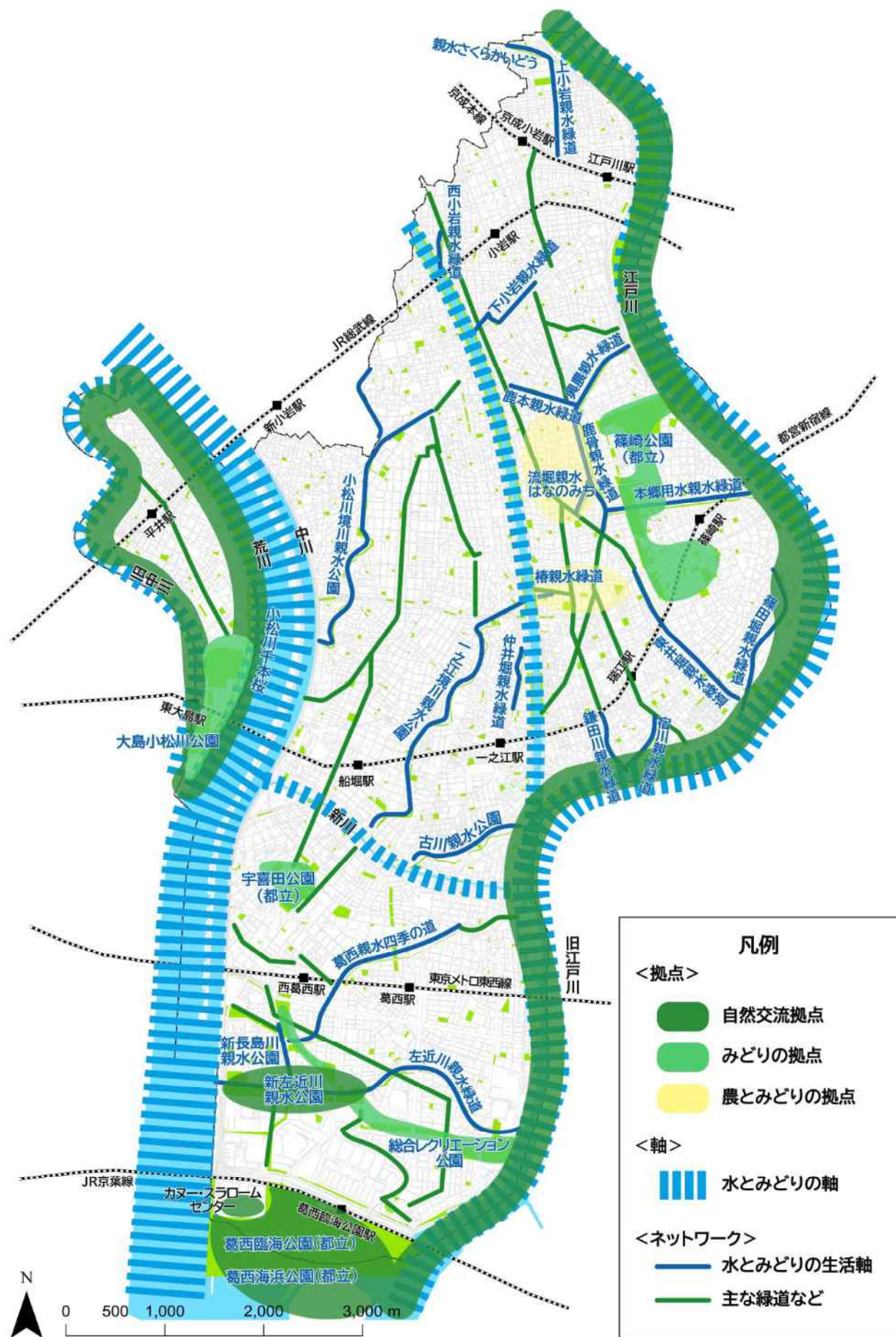


図 水とみどりの将来構造

(3) 生物ネットワーク

第1章で示した近隣自治体における水とみどりの拠点や軸などをもとに、本区におけるエコロジカルネットワークや生物多様性拠点を設定します。周辺自治体とのつながりを踏まえた上で、本区内にある生物の拠点となるような緑地や公園などの拠点を、河川や親水緑道などの軸で繋ぎ合わせます。



図 本区における生物ネットワーク

コラム 都市における生物多様性

生物は環境の中でしか生きられないという宿命を持っています。生物の生活に大きく作用する環境は気温と降水量です。熱帯雨林には多くの生物が生活しています。この地域は気温が高く、降水量の多い場所です。気温と降水量が豊かな地域は、生態系の基本となる植物が生活するのに最適な場所です。生態系における食物連鎖の原点となる植物が豊かな地域ともいえます。植物は無機物から有機物を生成できる



唯一の生物です。このため植物は生産者と呼ばれています。地球的にみると熱帯雨林の地域はもちろん、中緯度の大陸東岸の地域も夏雨気候帯に位置していることから植物の生育が旺盛な場所です。日本もこの夏雨気候帯の地域に位置しています。

多くの植物が生活していることは、これを食料とする動物も多いこととなります。植物の種類が多いと初めに植物を食べる一次消費者としての動物の種類も多くなります。次に一次消費者を捕らえて食べる二次消費者としての動物がいます。動物はさらに順番に次々に食べ物としての動物を捕らえて生活していきます。最終的に他の動物に捕らえられることが無い動物を高次消費者といいます。このことからみると人も高次消費者といえます。

多くの生物が生活するには、基礎となる植物が生活する場所が必要です。植物と動物が共存している自然の森や林では、さらに枯れた植物や死んだ動物などを食料とする生物がいます。これらの生物を分解者といいます。分解者は有機物を無機物に還します。これまでの生産者、消費者、還元者を生物群集といいます。これと大気、温度、水、土、代謝や体成分の材料などを無機的環境といいます。この生物群集と無機的環境によって生態系が構成されています。多くの生物の種類と個体による生物群集が生物多様性です。この生物群集は無機的環境と密接な関係をもちながら生態系を形成しています。植物の生活に不備な無機的環境の下では生物多様性を実現させることはできません。





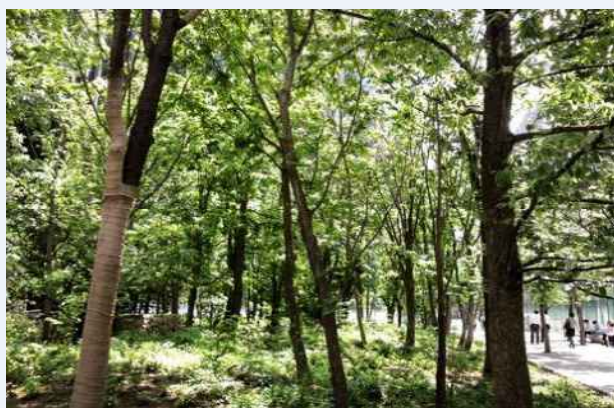
日本は植物の生育に都合の良い気候帯に位置していますが、自然界とは異なり人がつくった都市は高温、乾燥の環境になっています。都市の環境は人工環境ということが出来ます。都市は、人の日常生活と経済活動が高密度に展開されている場所として、道路をはじめ建築などの構造物で地表は覆われています。基本的に地表で生活する植物にとって、都市は植物が生活する地表と生育の場としての地上と地下空間も狭小になっています。必然的に都市の生物群集は脆弱な状態になります。また偏った生き物が旺盛になる状況が起こります。

都市でも水撒きした場所や水溜りにトンボが飛来

し、クスノキ科の街路樹にアオスジアゲハ、ミカン科の庭木などにカラスアゲハが飛来するなど植物と動物との関係を見ることが出来ます。また、砂利を敷いた屋上にコアジサシが営巣しヒナが誕生するなど人工的な無機的环境が動物の行動と一致する事例が見られています。

都市における生物多様性は、緑地を確保し草花や樹木を植栽することにより1次、2次消費者の生活を担保する環境整備が必要です。また、水要因が豊かな地域では水生植物（抽水植物、浮葉植物、沈水植物、ヤナギ類）を水の動態に合わせて植栽することで動物を誘い込むことは有効です。広場で夏草を伸ばした場所は秋の虫の生活の場となり、秋の夜の観鳴の場所などになります。

生物多様性は自然性の高い森や林、里山などがイメージの対象に成っていますが、無機的环境によって生物多様性の原点である食物連鎖の生物は変化します。特に人の関わり方が大きく影響します。都市は、特殊な無機的环境によって緑を基盤とした生態系の中の食物連鎖が切断されているともいえます。その中でも、ある種の生物は生活史を展開しています。都市の無機的环境に対応した生物群集に焦点を当てた生物多様性の創出が求められます。



江戸川区みどりの基本計画改定委員会 委員長 濱野 周泰

2. 基本方針

(1) 実現に向けた基本方針

基本理念を実現するため、下記の3つの基本方針を設定します。

基本方針1 みどりを守る

本区の豊かなみどりを形成する大径木や樹木地、農地などは、区民が身近にみどりを感じることでできる貴重な場所です。また、このようなみどりは、生物にとっても重要な生息地となります。

しかし近年これらの貴重なみどりが徐々に失われつつあり、特に農地面積は年々減少を続けており、次世代に継承するための対策が求められています。また、親水公園や親水緑道は江戸川区らしい景観を作り出している重要な要素であり、今後も守り活かしていくことが必要です。

これらの水とみどりを守っていくために、保全のための取組だけでなく、積極的な活用を進め、生物多様性保全の視点からも、区民が望む「自然が豊かなまち」を目指します。



基本方針2 みどりを育む

本区の貴重なみどりや農を次世代に継承し、生物多様性の保全を推進していくため、学校教育と連携し、子どもたちや次世代を担う新たな人材の発掘や育成をしていきます。また、ボランティア活動の推進やイベントの開催などを通じて、子どもから高齢者にまで、みどりを育む活動を広げていきます。

また、より多くの区民に水とみどりの活動に関心を持ってもらうための情報発信など、区民のみどりに対する意識を高めるための取組を推進します。

今後も区民・事業者・区が、それぞれの役割を担いながら一丸となってみどりを育てていきます。



基本方針3 みどりを創る

新型コロナ危機を契機に、運動不足の解消やストレス緩和の効果が得られる身近な自然資源である公園や水辺などのオープンスペースは、人々が憩い集う場所として重要性が高まっています。また、公園・緑地、水辺空間、都市農地など、まちに存在する様々なオープンスペースは地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用することが求められています。

みどりの量の確保だけでなく、自然生態系の保全に配慮したみどりづくりや、良好で持続可能な都市環境の形成に資するみどりの創出・活用など、みどりの質への配慮が重要になります。

具体的には、これまでと同様に歩いて行ける公園を充実させるだけでなく、社会情勢に合わせた新たな公園の整備や、既存公園の見直し、農地と公園との一体的な活用による公園整備など、地域特性を活かし、新たなニーズに対応したオープンスペースの整備を進めます。なお、公園やオープンスペース整備の際には、エコロジカルネットワークを意識しつつ、生物の生息環境となる空間の確保に努めます。



また、公園や水辺の整備や管理運営に民間活力などを導入し、にぎわいづくりを推進するなど、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指します。

本区では、首都直下地震や都市型水害などの危険性が高く、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。公園の高台化、公園の防災施設の整備や防災農地の活用など、災害から暮らしを守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和につながる水とみどりのネットワーク化を進めます。



3. みどりの目標

本区が目指す「みどりの将来像」の実現に向け、「量(ハード)」・「質(ソフト)」に併せ、「生物多様性」に関するそれぞれの目標を設定します。

計画目標 1 《ハード目標》			
区民と協働でみどりづくりを推進する			
指 標	現状値	目標値	
区内のみどり率	30.8 %	31 %	
区民一人あたりの公園面積(陸域)	5.3 m ²	5.5 m ²	
身近な公園の充足率	92.3 %	97 %	

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用

みどりの量の豊かさを計る指標である「みどり率」は、本区が昭和45年から「ゆたかな心、地にみどり」をスローガンに、区民一人あたりの樹木数と公園面積の目標値を10本、10m²として継続して区民と協働で取り組んでいる緑化運動の成果を示す指標でもあります。

公園面積は平成元年に葛西海浜公園の開園により水域を含み区民一人あたり10m²を達成し、樹木数は令和4(2022)年に区民一人あたり10本を達成しました。

これからは、「区民と協働でみどりづくりを推進する」を目標とし、区民一人あたりの陸域公園面積10m²を目指します。そこで、この目標の達成状況を指標として「区内のみどり率」「区民一人あたりの公園面積」「身近な公園の充足率」を指標に設定します。



緑化運動



緑化運動

計画目標 2 《ソフト目標》

江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する



指 標	現状値	目標値
「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合	63 %	80 %
アダプト活動加入者数	10,366 人	12,300 人
「みんなのこうえん」の公園数	1 園	16 園
生物の住処となる バイオネストを設置している公園数	5 園	65 園
自然観察会や生物調査などの年間参加者数	1,713 人	2,000 人

本区では昭和45年から実施してきた緑化運動により、現在では23区で一番広い公園面積を誇っています。これらの「公園」や「みどり」に対し、区民が愛着を持って、今以上に活用できるようにするには、区民の皆様から愛着を持っていただくことが重要です。

そこで、「江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する」ことを目標に、これを計る指標として「公園」「水辺」の整備に満足している区民の割合、「ボランティア(公園・緑・水辺・桜守)登録者数」を設定します。

また、本区は3方向を河川・海に囲まれ、23区内では比較的豊かな自然環境や生態系を有しています。この自然環境や生態系の豊かさは本区の魅力でもあります。そこでこの魅力を計る指標として、「バイオネストを設置している公園数」「自然観察会や生物調査などの年間参加者数」を設定します。



アダプト活動



































バイオネスト



第4章 みどりの施策

1. 施策の体系

将来像	基本方針	方針	施策
水・みどり・農、ともに生き生きとした豊かな暮らしを創る	1. みどりを 守る	(1) 貴重なみどりを 守ります  	① 大径木や樹林地の保全と活用 ② 樹木、樹林地所有者への支援
		(2) 農を守り 活用します   	① 農地の保全と活用 ② 営農への支援 ③ 農とのふれあいの機会の充実
		(3) 水の恵みを 守り活かします   	① 河川における自然、生態系の保全 ② 水環境の保全
	2. みどりを 育む	(4) みどりの運動 を広げます  	① ボランティアの発掘と育成 ② みどりの活動の支援
		(5) みどりの意識 を高めます  	① みどりを育む大切さの普及啓発 ② 学校教育との連携 ③ 福祉との連携 ④ 生物多様性に関する普及啓発
		(6) 循環型社会の 形成に向けた 取組を広げま す   	① SDGsとの連携 ② リサイクルの促進
	3. みどりを 創る	(7) 身近な公園を 充実させます   	① 歩いて行ける公園の充実 ② 既存公園のリフレッシュ
		(8) 拠点となる 公園を 整備します   	① 地域の拠点となる公園・ 特色ある公園の整備 ② 都立公園の整備
		(9) 災害から暮らし を守るまちづく りをします  	① 水とみどりを活用した 防災まちづくり
		(10) 公共用地や 民有地の緑化 を進めます   	① 公共用地の緑化推進 ② 民有地の緑化推進
		(11) みどりの つながりを 広げます   	① 水とみどりのネットワーク形成、 ヒートアイランド対策の推進
		(12) みどり豊かな 水辺を 創ります   	① 河川景観の向上 ② 水辺利用の促進

2. 施策の内容

基本方針1 みどりを守る

方針	施策	事業
(1) 貴重なみどりを守ります	① 大径木や樹林地の保全と活用	・樹木伐採行為の届出制度の導入
		・都市開発諸制度を活用した保全
		・景観重要樹木としての指定
	② 樹木、樹林地所有者への支援	・大径木などの維持管理支援 ・老朽化した大径木などの定期診断助成
(2) 農を守り活用します	① 農地の保全と活用	・農の風景の創出と保全
		・農地の防災機能の周知・拡充
		・農地の公園用地としての活用
		・生産緑地の減少対策
	② 営農への支援	・農業経営基盤強化への支援
		・農業ボランティアの派遣
		・営農困難農地のあっせん
		・農産物の直売支援
	③ 農とのふれあいの機会の充実	・区民農園の新規開設
		・生産緑地の活用
		・ふれあい農園の促進
		・体験型農園・ふれあい農園の整備と促進
		・幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活用
		・農地を活用した農作物の直売所、農家レストランなどの立地誘導
		・農を活かしたにぎわいの創出
(3) 水の恵みを守り活かします	① 河川における自然、生態系の保全	・河川における自然、生態系の保全
		・親水公園や親水緑道における自然性の向上
	② 水環境の保全	・河川の水質改善
		・雨水地下浸透化や雨水利用の促進

(1) 貴重なみどりを守ります

① 大径木や樹林地の保全と活用 樹木伐採行為の届出制度の導入

- 一定基準以上の大径木について伐採する際の届出提出制度の導入を検討します。

都市開発諸制度を活用した保全

- 都市開発諸制度(再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区及び総合設計)を活用した建築が行われる際はみどりの保全について、民間開発事業者と連携した取組を検討します。

景観重要樹木としての指定

- 景観計画と連携し、地域のシンボルとして広く親しまれている樹木などについて、景観重要樹木としての指定を検討します。

② 樹木、樹林地所有者への支援 大径木などの維持管理支援

- 保護樹に対する賠償責任保険の加入や剪定枝、落葉の回収・処分方法など、維持管理に対する支援策について検討します。
- 大径木などの適切な剪定方法やトラブルの対応方法、維持管理に関する相談先などを示すパンフレットを作成するなど、維持管理方法に関する情報提供を進めます。
- 大径木などへの近隣住民の理解を醸成するため、保全していく必要性や日々の管理などについて知ってもらう機会を増やしていきます。

老朽化した大径木などの定期診断助成

- 老朽化した保護樹の定期診断に対して、樹木医の紹介や、維持管理に関する支援を行うことを検討します。
- 公園や学校などにおける地域から長く愛着を持たれている樹木については、地域のシンボルツリーとして、樹木診断実施などの保全策を検討します。

コラム 抹香屋のタブ

一之江抹香亭は、江戸前期から、抹香(香料)づくりを生業としていた一之江村の旧家跡で、庭には、推定樹齢750年のタブの木があります。タブの樹皮は、抹香の原料にしていたと伝えられており、この木は通称「抹香屋のタブ」と呼ばれています。



(2) 農を守り活用します

① 農地の保全と活用

農の風景の創出と保全

- 鹿骨地域において、「農の風景育成地区」を指定しており、今後は営農者や地域住民と協力して、魅力の発信や農を守る機運の醸成、農家の支援などを行い、地域連携により農の風景を保全していきます。
- 営農者や地域と協働で農業体験や本区の農業の魅力をPRするイベントを開催します。
- 経営規模の拡大などを旨とする農家による自身所有の宅地などを農地へ整備する取り組みを支援し、農地の創出を図ります。

農地の防災機能の周知・拡充

- 農地所有者の協力により、防災協力農地として協定を結び、避難空間などとして活用を進めていくとともに、看板を掲示することで、その農地が生産の場以外にも地域にとって重要であることを区民に周知していきます。
- 災害時に生活用水を確保できるよう、防災兼用農業井戸の整備を推進します。

農地の公園用地としての活用

- 農の風景育成地区内の農地や営農継続が困難となった生産緑地については、公園用地として活用するために積極的に買取を検討し、農をテーマにした公園を整備するなど、農の保全に努めます。

生産緑地の減少対策

- 区内全域において、生産緑地指定の計画的な誘導や一定規模以上の宅地化農地の保全に努めるなど、住宅と農地が共存したまちづくりを進めます。
- 生産緑地地区指定後30年を経過する生産緑地について、今後も農地として維持できるよう、農地所有者の意向も踏まえながら、特定生産緑地地区への指定を推進するなど、生産緑地の保全に努めます。
- 営農の困難となった生産緑地に対し、都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の賃借を推進し、生産緑地の減少防止に努めます。



農の風景育成地区(鹿骨)



農の風景育成地区(鹿骨)

② 営農への支援

農業経営基盤強化への支援

- 生産緑地で都市農業を営んでいる企業の経営農家などを対象に、流通関連施設や生産基盤などの施設整備事業に対して補助を行うことにより、農業経営の安定化、近代化を促進します。
- 各地の農業先進地の視察や品種改良技術の向上、情報交換などのために農業継続の意欲のある農家が集まる講座を行い、農業経営のための基盤強化を支援します。

農業ボランティアの派遣

- 農業に関心を持つ区民を、高齢化や労働者不足の農家に対してボランティアとして派遣します。ボランティアは、農作業全般にわたる営農の人的支援を実施し、同時に農家から指導を受けることで農業技術の向上にもつなげます。

営農困難農地のあっせん

- 高齢化や後継者不足などにより農業の継続が難しい「営農困難農家」と農業経営の拡充を希望している「耕作可能農家など」の間で調整・あっせんを行うことで、営農の継続を図ります。

農産物の直売支援

- 本区の農産物の地元販路拡大のために、農産物を販売する直売所を紹介した「直売所マップ」を活用します。緑のイベントでの配布や、本区の施設に設置するなど、様々な機会を通じて、本区の農産物の紹介と販売支援に努めます。



花の祭典 ～フラワーフェスティバル～



ファーマーズクラブの活動風景

③ 農とのふれあいの機会の充実

区民農園の新規開設

- 本区の区民農園は、野菜などの栽培や収穫を体験することで、農業を身近に感じたり、興味を持ってもらうことを目的としています。より多くの区民が利用頂できるよう、既存農園の整備に加え、区民農園の新規開設を推進します。

生産緑地の活用

- 「農家の生業としての農業」を尊重しつつ、区民が農業にふれあう場の拡充のため、農業体験の場や農産物の直売所などとして生産緑地の活用を進めます。

体験型農園・ふれあい農園の整備と促進

- 「体験型農園」は、農家が開設して利用者に作付けから収穫までの栽培指導を行います。農業経営の形の一つとして、また、区民の農業体験の場として、設置を促進します。
- 「ふれあい農園」は、農家が育てた作物を区民が収穫し、収穫の喜びを味わえる農園です。「ふれあい農園」に協力してくれる農家の発掘を進め、農のレクリエーションが体験できる場の提供を促進します。

幼稚園・保育園、小学校と連携した農地の活用

- 東部地域(篠崎町三丁目)は、農地が集積しており、生産緑地や農業ボランティアの研修農地、学校農園、大規模な区民農園などの多様な形態の農地があります。
- 今後も区内の幼稚園・保育園、小学校と連携し、農業体験の場を提供するなど、農地の活用を推進します。

農地を活用した農産物の直売所、農家レストランなどの立地誘導

- 農地を活用した農産物の直売所、農家レストランなどの立地誘導により、にぎわいの創出を図ります。

農を活かしたにぎわいの創出

- 都市農業への関心を高めるため、農地を活用したイベントや収穫体験など、区民が農と触れ合う機会を増やすなど、農を活かしたにぎわいの創出を図ります。



ふれあい農園



体験型農園の栽培指導

(3) 水の恵みを守り活かします

① 河川における自然、生態系の保全

河川における自然、生態系の保全

- 都会の子どもたちにとって、水辺は体験学習や環境教育の場としても貴重な空間です。今後も NPO を中心とする保全活動や、特定外来種の駆除などに継続して取り組んでいきます。
- ビオトープなどを整備する際には、地域住民も管理に参加できるように配慮するとともに、自然観察会の開催などにより、水辺の自然、生態系の大切さについての普及啓発に努めます。

親水公園や親水緑道における自然性の向上

- 区内には、多くの親水公園や親水緑道が整備され、水とみどりのネットワークが形成されています。これらは、区民の憩いの空間としてだけでなく、生物にとっても重要な生息・移動空間です。そのため、水辺の生物の生息環境の向上や水質の浄化に役立つように、地域の長をを活かしながら、自然環境に配慮した水辺環境の保全・創出を進めます。
- 親水公園・親水緑道は、かつての川や農業用水路としての歴史性を有し、周辺には寺社など歴史的・文化的資源が点在しています。周辺のまちなみの緑化により、親水公園・親水緑道を軸としたみどりを増やし、ゆとりやうるおいのある景観形成を進めます。



小松川境川親水公園

② 水環境の保全

河川の水質改善

- 親水河川・親水公園・親水緑道などでは、植物のもつ浄化能力を利用した水質改善に取り組めます。

雨水地下浸透化や雨水利用の促進

- 水は、人間のみならず、植物や昆虫などの生物にとっても欠くことの出来ない大切な要素です。水の自然循環を損なわないためにも雨水を活用する取組や、都市型水害を緩和するためにも雨水が地面にしみこむ取組が大切です。
- 道路や駐車場などの舗装の透水化や雨水貯留施設の整備を推進します。民有地についても、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の事業に対する雨水貯留槽などの設置に取り組めます。

基本方針2 みどりを育む

方針	施策	事業
(4) みどりの運動を広げます	① ボランティアの発掘と育成	・人材の発掘や育成の支援
		・学習会や観察会の実施
		・地域による公園の維持管理 【みんなのこうえん】
		・みどりのまちなみレポーターの推進
	② みどりの活動の支援	・人材の派遣
		・水とみどりの情報発信
(5) みどりの意識を高めます	① みどりを育む大切さの普及啓発	・みどりを育む意識の向上
		・身近な取組の支援
		・みどりに関するイベントの開催
	② 学校教育との連携	・グリーンアドベンチャーコースの整備
		・グリーンプラン推進校における取組
		・子どもたちへの環境学習の充実
		・自然に配慮した学校の環境整備
	③ 福祉との連携	・みどりの大切さを伝える情報の発信
		・学校と地域とのつながりを高める緑化活動の推進
	④ 生物多様性に関する普及啓発	・園芸福祉の推進
		・農福連携の推進
		・楽しむ生物調査の実施
(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます	① SDGsとの連携	・楽しむ生物調査の実施
		・地域と連携した生物多様性の保全・拡充
(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます	② リサイクルの促進	・生態系に配慮した対策の充実
		・SDGsと連携した意識啓発
(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます	② リサイクルの促進	・樹木のリサイクルの促進

(4) みどりの運動を広げます

① ボランティアの発掘と育成 人材の発掘や育成の支援

- 公園・緑・水辺のボランティアや桜守、ウェルカムガーデナーなど、様々な個人や団体がみどりの活動に携わっています。
- 次世代の地域力向上を担う子どもたちを含めて、新たな人材の発掘や育成、ボランティア活動などの情報発信に努め、区民とともにみどりのまちづくりを推進します。

学習会や観察会の実施

- 本区では、「エコアクション講座」や「花とみどりの環境学習」、「一之江抹香亭での観察会」などの学習会や観察会が実施されています。また、「荒川クリーンエイド」のように、区民、NPO、行政が協働で河川の清掃を行う活動も実施しています。
- 水とみどり、環境について、実践を通して楽しく学べるプログラムを提供しながら、引き続き水とみどりのまちづくりの普及啓発を図ります。



小岩菖蒲園まつり

地域による公園の維持管理【みんなのこうえん】

- 地域の皆様による利用ルールづくりや公園運営によって、より使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目指します。
- 身近な公園を「地域の庭」として町会などを中心とした「愛する会」が、清掃や除草・草刈りなどの日常的な維持管理を行う「公園の自主管理制度(仮称)」を推進します。

みどりのまちなみレポーターの推進

- 好きなみどりの景観や、後世に残したいみどりの風景などを公募、公表する機会を設け、区民全員がみどりのレポーターになれる取組を推進します。
- SNSなどを活用して、四季折々のみどりの情報を共有できる環境づくりを進めます。

コラム 地域で育む
『みんなのこうえん』プロジェクト



江戸川区は、身近な公園が「地域の庭」として活発に使われ、地域の皆さまの日常や暮らしの中に溶け込むことを願っています。

「みんなのこうえん」は、地域の皆さまによる利用ルールづくりや公園運営によって、より使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を目指しています。



「ゲスト」から「キャスト」へ、地域の皆さまが主役となり、誰もが笑顔になれる公園づくりとして幅広く活動していただけるよう、サポートします！

公園でなにができるの？

『公園でやりたいこと』を話し合みましょう！

どうやって実現しよう？

皆さんがキャストとして活動しませんか？

自分たちだけでできるかなあ？

最初は、区と一緒に行動するなどお手伝いします。

さあ、『みんなのこうえん』を楽しもう♪

準備ができたなら、『みんなのこうえん』で活動しましょう！



② みどりの活動の支援

人材の派遣

- 本区では、「ボランティア講座」や「小中学校における出前授業」「花いっぱい運動」など、各分野の専門家を派遣して、身近なことから始められる活動を支援しています。
- 専門家やコンサルタントなどの人材を派遣することにより、区民の様々なみどりの活動を支援する取組を引き続き進めます。

水とみどりの情報発信

- 民間企業による環境保護活動への支援策や、先進的な取組事例、ノウハウ、専門家の派遣などに関する情報などは、区民活動の活性化のためには大切な情報といえます。そこで、各種講座や会議の場、区役所やえどがわ環境財団、えどがわエコセンターなどのホームページなどを通じて、わかりやすい情報発信を進めます。
- SNSなどを活用し、みどりに関する情報検索や情報発信、情報交換など、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。

みどりの基金の活用

- 平成6年に設立した「街路樹を大きく育てる基金」を活用し、街路樹マップの作製や、街路樹健康診断・土壌改良工事などを実施してきました。引続き、基金を活用した柔軟なみどりの活動支援を実施していきます。

事業者、NPO、エリアマネジメントなどと連携した活動の推進

- 区内で活動する事業者、NPO、エリアマネジメントなどの地域団体との連携・協働の仕組みづくりを推進します。

コラム 江戸ッキー（水とみどりの課）インスタグラム

江戸ッキー（水とみどりの課公式）インスタグラムでは、オススメの公園や、花とみどりの情報をお届けしています。みなさんも江戸ッキーアカウントのフォローしたり、#edogawamidoriをつけた情報発信をしてみてください。



(5) みどりの意識を高めます

① みどりを育む大切さの普及啓発

みどりを育む意識の向上

- 水とみどりを守り育てるためには、多くの区民が活動に関わっていくことが重要です。区民が水とみどりに触れる機会を増やし、区民一人ひとりの水とみどりへの関心を高め、活動に関わる人材のレベルアップにつなげていくなど、区民のみどりを育む意識の向上を図ります。
- みどりを保全することの大切さについて情報提供していくほか、さまざまな視点から意見交換するなど、区民と協働で農の風景やみどりの風景を守るためのプログラムを展開していきます。
- 令和4(2022)年12月に策定した「江戸川区気候変動適応計画」の実現に向け、2050年のカーボン・マイナスを掲げ、国などの最新の動向を踏まえ、排出される温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収・固定源として、区内の緑地、水辺の効能を検証し、都市緑地の新たな魅力と価値を見出していきます。

身近な取組の支援

- 区民が身近に取り組むことの出来る活動を通して、みどりを育む意識の向上を目指します。
- 町会などを中心とした「愛する会」による公園の清掃や除草、樹木・草花への水やりなどの活動を支援します。
- 公園ボランティアによる活動に対して、必要な資材提供などの支援を行います。

みどりに関するイベントの開催

- 本区では、「環境フェア」などのみどりに関する様々なイベントを実施するなど、みどりを育む大切さの普及啓発を行っています。
- 今後はこのようなイベントにおいて、ボランティアが育てた花の種や実を配布するなど、イベントを通じた緑化の普及啓発を図ります。

グリーンアドベンチャーコースの整備

- 身近な公園のみどりを楽しみながら、区内の名木や多様な樹種について学び、親しんでもらうために、樹木や花の名前や特徴をクイズにしたコース(グリーンアドベンチャーコース)の充実を図ります。
- 大規模な公園は改修に合わせ、グリーンアドベンチャーコースの設置を検討します。

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画のポイントは以下の通りです。

森林・林業・木材産業による
グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現！



森林資源の適正な管理・利用
循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の展開
伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化
外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。



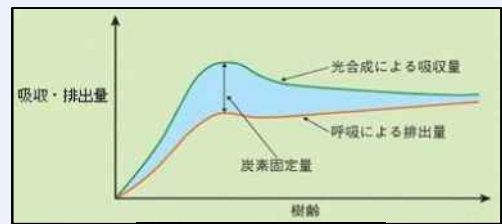
都市等における「第2の森林」づくり
中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



新たな山村価値の創造
山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。

これより、本区においても2050年のカーボンマイナスの達成に向け、温室効果ガスの排出削減や排出された二酸化炭素などをオフセット、相殺しておくことが必要になります。そのため、本区においても各施策の実現により、二酸化炭素吸収・固定量を「見える化」し、数字で算出・表示することで各施策の効果や目標値を明確にしていくことが望めます。

林野庁によると、二酸化炭素の吸収には、地域や樹種、樹木の年齢によって違いがあるとされています。さらに、伐採した木材は二酸化炭素を貯蔵するため、建物の木造化・内装の木質化を進めれば、都市にも炭素を貯蔵できるものの、これらの算出には施策の具体的な内容を踏まえることが必要になります。



資料：林野庁



カーボンニュートラル実現への貢献 資料：林野庁



出典：長野県地域森林計画主要樹種林分材積表に基づく試算
グラフ作成：森林・林業学園

② 学校教育との連携

グリーンプラン推進校における取組

- グリーンプラン推進校で行われている、校内グリーンアドベンチャー、残菜コンポスト、花・野菜の栽培、みどりのカーテン、ビオトープづくり、プールのヤゴ救出作戦などの取組を今後も継続・拡充していきます。

子どもたちへの環境学習の充実

- 子どもたちへの環境学習の一環として、農家による収穫体験や、学校の実のなる木から収穫した実をジャムに加工、学校のプールからトンボのヤゴの救出など、様々な体験プログラムを検討します。
- 学校農園を通して、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を推進します。
※ 学校農園(借地など利用)の設置状況：小学校9校

みどりの大切さを伝える情報の発信

- 子どものころから身近な自然に接し、みどりに親しみを持つことは、地域環境への関心を高めるとともに、地球規模の環境保護を考える上でも重要です。
- 子どもたちに向けて環境学習やボランティア活動などの様々な情報を発信し、みどりの役割や課題、みどりを守り・育み・創ることの大切さを伝えていきます。

学校と地域のつながりを高める緑化活動の推進

- 学校のみどりは地域のみどりの拠点となり、子どもたちは学校の豊かなみどりを地域住民とともに守り育てていくことで、地域環境に関心を持つことができます。地域と学校の絆をさらに高めるためには、子どもたちが地域社会と積極的に関わりを持つことが必要です。
- 子どもたちが自ら学校周辺の落ち葉などの清掃活動を行い、地域住民とともに緑化活動に参加するなど、子どもたちと地域とのつながりを高める活動を展開していきます。

③ 福祉との連携

園芸福祉の推進

- 植物を育てる播種から収穫までのプロセスに幅広い年代の人々が参加して、植物と接し、栽培する楽しみや喜びを共有する場を提供することを目指します。また、植物との触れ合いを通じ、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

農福連携の推進

- 障害者や高齢者などの方々に対し、農業体験を通じた交流の場の提供をはじめ、自信や生きがいづくり、健康増進などを促進するため、区民農園の一部に福祉事務所や介護サービス事業所などを対象にした区画を設置します。

④ 生物多様性に関する普及啓発

楽しむ生物調査の実施

- 身近な生物(例えばアオスジアゲハ、マハゼ、カルガモなど)を、本区の環境をあらわす指標生物として設定して、その分布などを把握するため、区民の方からの生物情報受信体制を整えます。
- 定期的に情報整理を行うことでデータを蓄積し、経年変化の把握にも役立てます。
- 区民自らが、楽しみながら身近な自然環境の様子を把握することで、生物や自然への関心を高めます。
- 生物情報アプリ「バイオーム」の活用を推進します。

地域と連携した生物多様性の保全・拡充

- 公園や学校において、生物の生息・生育環境の保全や再生を図るための環境づくりを行い、地域と連携しながら生物多様性の確保を実現していきます。
- 公園などに生息・生育する動植物を保全するため、生物に配慮した公園や親水緑道、河川緑地などの維持管理を進めます。また、地域や学校と連携し、生物多様性の重要性について周知します。

生態系に配慮した対策の充実

- 自然改変を伴う事業を行う際に、生物多様性の保全のためにどのような点に配慮していくことが必要なのかが示されている都の「生物多様性に配慮した質の向上のための手引き」をもとに生物多様性の普及啓発に努めます。
- 特定外来生物は、放置しておくとも分布を拡大しながら、在来種の生息・生育を脅かすなど、様々な被害を及ぼす恐れがあります。このため本区では積極的な特定外来生物の駆除を検討します。

(6) 循環型社会の形成に向けた取組を広げます

① SDGsとの連携

SDGsと連携した意識啓発

- 「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」や「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」の考えに基づき、SDGsの考え方やみどりを守り育てる大切さについて意識啓発を行います。具体的には、一人ひとりがみどりを大切にするためのアクションプランを検討するなど、本区が目指す「ともに生きるまち」に、各個人の取組がつながっていくことを周知していきます。

② リサイクルの促進

樹木のリサイクルの促進

- 寄贈樹制度を活用し、区民や事業者から不用となった樹木を受け入れて公共用地などの緑化に活用する取組を推進します。
- 剪定された枝や落ち葉を再利用してつくる「バイオネスト」の活用を進めます。バイオネストとは、剪定枝を丸く囲い編んだ鳥の巣のようなものの中に、落ち葉や草などを入れ、堆肥化させるためのものです。公園内で発生した落ち葉などを園内で循環させることができるほか、バイオネスト自体が生き物の棲み処となるなど、様々な効果が期待されます。
- 区内の樹木を伐採する際は、伐採した樹木を樹名板として利用するなど再利用に努めます。また、バイオマスとしての再生木材を積極的に利用することなどについて検討します。

基本方針3 みどりを創る

方針	施策	事業
(7) 「身近な公園」を充実させます	① 歩いて行ける公園の充実	・歩いて行ける公園の計画的な配置
		・公園ごとの特色を活かした整備
		・農とふれあう公園の整備
		・生物にやさしい公園づくり
		・循環型公園づくり
	② 既存公園のリフレッシュ	・公園施設長寿命化計画の運用
		・誰もが利用できるやさしい公園づくり
		・生態系に配慮したリニューアルや管理
		・誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり
(8) 「特色ある公園」、「拠点となる公園」を整備します	① 地域の拠点となる公園・特色ある公園の整備	・拠点となる公園の整備
		・インクルーシブ公園整備、インクルーシブ遊具の設置
		・大規模公園におけるレクリエーションを体験できる環境の充実
	② 都立公園の整備	・公園の整備や管理運営において、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくり
		・篠崎公園や宇喜田公園の整備促進
(9) 災害から暮らしを守るまちづくりをします	① 水とみどりを活用した防災まちづくり	・防災拠点としての公園の充実
		・親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備
		・防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向けた検討
		・グリーンインフラの整備
(10) 公共用地や民有地の緑化を進めます	① 公共用地の緑化推進	・街路樹指針に基づいた整備と管理
		・学校や公共施設の緑化
	② 民有地の緑化推進	・緑化の充実
		・みんなの家に花いっぱい運動の推進
		・優良緑化への表彰制度の充実
(11) みどりのつながりを広げます	① 水とみどりのネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進	・街路樹の整備
		・親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針の検討
		・再開発によるネットワーク拠点の創出
		・水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用
		・風の道の形成
(12) みどり豊かな水辺を創ります	① 河川景観の向上	・さくらによる河川・堤防の修景
	② 水辺利用の促進	・親水公園・親水緑道や親水河川の利用促進
		・水辺を活用したにぎわいの創出

(7) 身近な公園を充実させます

① 歩いて行ける公園の充実

歩いて行ける公園の計画的な配置

- 区内には 496 箇所、777ha、区民一人あたり 11.3 m²の公園が整備されています。また、これまで、公園が不足している地域において、新たな用地取得や開発指導による公園整備などを進めてきました。しかし、現状として公園が不足している地域が存在していることや、借地の公園の場合には用地返還により新たな公園不足地域が発生する可能性があります。
- 今後は、後述する公園配置方針などに基づいて、公園が必要な地域の優先順位を整理し、財政状況を勘案しながら計画的な公園整備を進め、幅広い世代のニーズに対応する、歩いて行ける身近な公園の整備を推進します。

公園ごとの特色を活かした整備

- 新規の公園整備や既存公園の大規模な改修にあたっては、公園ごとの特色を活かし、バランスよく配置できるように取り組みます。また、自然の残る空地や路地の活用についても可能性を探っていきます。

農とふれあう公園の整備

- 既存の公園と農地が隣接している場合や、大規模な農地が取得可能な場合は、農地として守りながら、区民が花や野菜を育てることを通じてコミュニケーションの図れる場の整備を検討していきます。

生物にやさしい公園づくり

- 令和5(2023)年に閣議決定された生物多様性国家戦略を受けて、都において生物多様性地域戦略が改定されました。生物多様性の確保という面においては、公園や学校などの公共のみどりは、その重要な拠点となります。
- 公園の整備にあたっては、本来の自然環境や生物の生息環境を考慮した空間の確保に努めます。
- チョウやトンボ、カブトムシなどの昆虫と触れ合える公園や、魚類や甲殻類などの水生生物を観察できる親水公園・親水緑道の整備を推進し、都市で生活する子どもたちに、生物多様性を感じる場を提供します。

循環型公園づくり

- 木材には人の心を和ませる効果、吸湿吸音効果など快適な環境を創出する効果があり、特に遊具などに木材を使うことにより、子どもたちが木とふれあい、親しむ体験をすることができます。
- 公園施設に、鶴岡市や安曇野市など友好都市の木材や、多摩産あるいは荒川源流の自治体の木材を使うことは新たな形の交流につながります。引き続き、多摩産材を樹木の控木などに活用します。

② 既存公園のリフレッシュ 公園施設長寿命化計画の運用

- 平成 26(2014)年に策定した「江戸川区公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理を行うことで公園施設の寿命を延ばし、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を進めます。

コラム 公園施設長寿命化計画とは

区内の公園は、整備後30年以上が経過した公園が69%を占めており、公園内に設置している遊具、建築物等の公園施設の老朽化が問題となっています。

本区では、子どもや障害者、高齢者をはじめとした全ての利用者が安全、安心して公園を利用できるように「公園施設長寿命化計画」を作成しています。この計画は、今後予想される既存施設の老朽化に対する安全対策の強化、補修、更新の費用を平準化させ、維持管理経費の縮減を図る観点から作成されています。今後は、この計画をもとに既存施設の計画的な補修・改築・更新を行い、公園の適切な維持管理を進めています。



老朽化した遊具



改修後

誰もが利用できるやさしい公園づくり

- 子どもから高齢者まで、誰もが利用できる魅力的でやさしい公園づくりを進めます。
- 地域住民のライフスタイルに応じた公園の機能の充実や、バリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した整備、ピクトサインの多言語化などを検討します。

生態系に配慮したリニューアルや管理

- 公園のリニューアルに際しては、生物にやさしい環境づくり(バタフライガーデンやトンボ池など)に取り組みます。
- 日常の維持管理においても、例えば草刈りの時期と回数を調整することで、昆虫の生息環境や鳥の採餌空間を確保するなど、生態系に配慮した管理を推進します。こうしてできた生物の生息できる草地では、観察会の開催、管理作業へのボランティアの参画など生物を介した新たなコミュニティの形成を目指します。

誰もが健康・スポーツに親しめる環境づくり

- 公園の新設や改修に併せて、誰もが気軽に運動できる健康器具の設置を検討するなど、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園づくりに取り組みます。また、地域住民の意向を取り入れながら公園を運営します。
- 健康の道や大規模公園などでは、気軽にウォーキングやジョギングを楽しむことができる環境の充実を図ります。



水辺のスポーツガーデン

(8) 「拠点となる公園」を整備します

① 地域の拠点となる公園・特色ある公園の整備

拠点となる公園の整備

- 区内には、都立公園を除くと、地域の拠点となるような面積が 5,000 m²以上の大規模な公園が少ない状況です。
- 拠点となる公園が不足している地域では、人口動向や社会動向をふまえながら、学校用地や工場跡地、未利用地などの活用を検討していきます。
- 既存公園に隣接する土地の取得、高規格堤防事業やスーパー堤防事業の機会をとらえた公園・緑地の整備などにより、地域の拠点となる公園の整備推進を図ります。
- 地域特性に応じて、Park-PFI などによる民間活力の導入により、特色のある公園を目指します。

インクルーシブ公園整備、インクルーシブ遊具の設置

- 近年、インクルーシブ公園と呼ばれる、障害のある子もいない子も一緒に遊ぶことができる遊び場の整備が進んでいます。インクルーシブ遊具には、車イスで登れるすべり台、背もたれのついたブランコなどがあり、誰もが分け隔てなく遊ぶことができます。
- 本区でもインクルーシブ遊具を取り入れた公園整備の検討を進めます。

大規模公園におけるレクリエーションを体験できる環境の充実

- 大規模公園では、みどりを楽しみながら、スポーツやバーベキュー、散策など、気軽に様々なレクリエーションを体験できる施設の整備や環境の充実を図ります。

公園の整備や管理運営において、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくり

- 公園の整備や管理運営においては、民間活力を導入したにぎわい創出の仕組みづくりを進めます。
- 民間事業者と連携し、飲食店、売店などの便益施設からの収益を、公園の整備・改修などへ活用する Park-PFI 制度の導入を検討し、推進します。

② 都立公園の整備

篠崎公園や宇喜田公園の整備促進

- 区内には5つの都立公園がありますが、そのうち篠崎公園と宇喜田公園は未開園の区域が多い状況です。
- 篠崎公園は、みどりの拠点として「郷土の森」を創出する計画があり、野鳥の観察や住民参加によりみどりを育むエリアが計画されています。また、東京都地域防災計画において「大規模救出救助活動拠点」に位置づけられているほか、整備計画内でも「震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化(A. P+6m)と避難動線の確保を図る」と位置づけられており、避難場所や広域の救援・復興活動の拠点として、極めて重要な役割を担っています。
- 大規模救出救助活動拠点に指定されている、環状七号線周辺の他の都立公園と比較して、篠崎公園の整備率は低いことから、今後も都に整備促進を要請していきます。



篠崎公園



宇喜田公園

(9) 災害から暮らしを守るまちづくりをします

① 水とみどりを活用した防災まちづくり

防災拠点としての公園の充実

- 公園内には、雨水貯留施設、ソーラー照明、災害時対応トイレ、かまどベンチ、防災井戸などの防災施設を設置します。また、それらの防災施設が災害時に効果を発揮できるように、町会などの防災訓練や通常時における活用など、利活用のルールづくりも推進していきます。
- 高台化した公園は水害時の一時避難場所や、物資輸送などの中継拠点としての機能を担います。今後も高規格堤防事業やスーパー堤防事業、都立公園の整備事業などと連携し、公園の高台化を推進していきます。
- 高規格堤防やスーパー堤防の整備にあたっては、防災性の向上と同時に親水性を高め、「川」と「まち」とをつなぎ、水辺と調和する良好な環境の整備を促進します。
- 木造住宅が密集する地域では、地区計画や密集住宅市街地整備促進事業に合わせて公園や広場などのオープンスペースを確保し、地区の防災性や住環境の改善を図ります。

親水公園や緑道、街路樹による防災ネットワーク整備

- 親水公園・親水緑道においては、延焼遮断帯や避難路としての防災空間機能、消火及び生活用水としての水利機能の充実を図ります。
- 都市計画道路の整備と併せて街路樹の整備充実を図ります。
- 親水公園、緑道、都市計画道路、街路樹などの延焼遮断機能を活用し、みどりによる防災ネットワークを形成します。

防災船着場の活用、災害時の舟運活用に向けた検討

- 水上交通システムは、災害時にも有効活用ができるため、既存の防災船着場などについては、国や都、近隣区などと連携し状況に応じた活用を検討します。

グリーンインフラの整備

- 近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。
- グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用するなどし、「グリーンインフラ」で持続可能なみどりあふれるまちづくりを目指します。
- 本区では、公園内に「雨庭(あめにわ)」を整備し、降った雨を土の中にため、ゆっくりと地面にしみ込ませる取組を行っています。大雨が降った時、排水管に流す雨水を減らすことで、まちに水があふれるのを防ぎます。

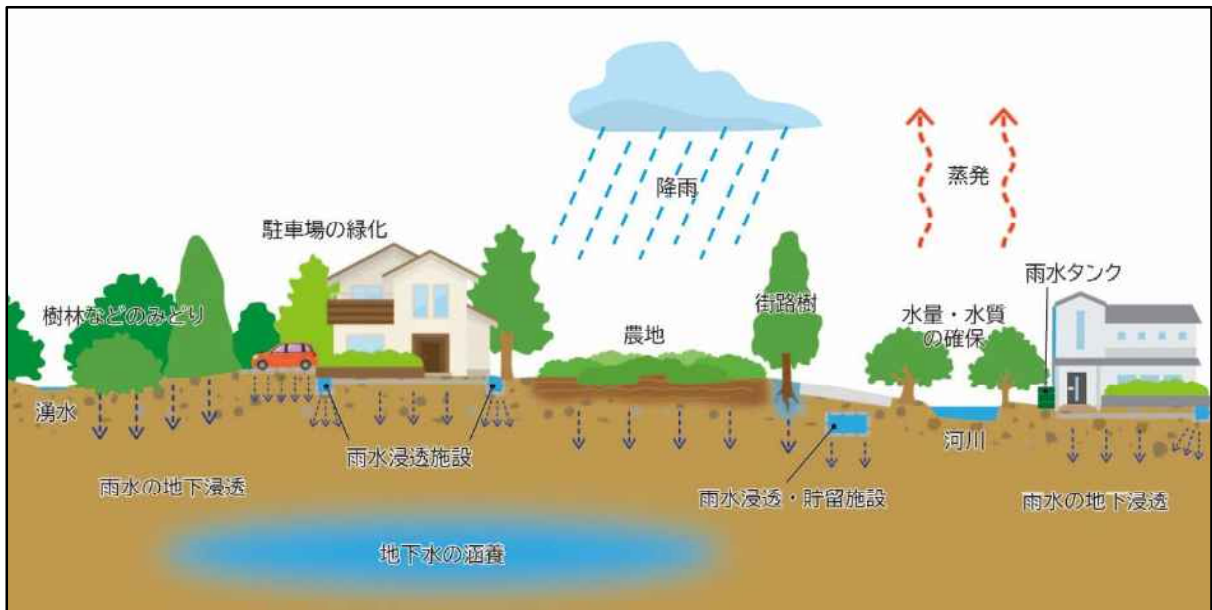


図 グリーンインフライメージ

(10) 公共用地や民有地の緑化を進めます

① 公共用地の緑化推進

街路樹指針に基づいた整備と管理

- 本区では、昭和50年代から60年代にかけて、多くの街路樹を植栽し、みどり豊かな街路を整備してきました。
- 街路樹は、私達が日々の生活の中で移動空間として使用している道路に植栽されており、自然地や公園などに植栽された樹木とは生育環境が異なります。その中には、樹形の乱れにより景観を損ねたり、通行の支障になるなど、樹形の作り直しが必要なものもあります。また、道路にはライフラインが埋設され、柵・標識・信号などの安全施設が併設されている箇所もあります。こうした生育環境のなか、植栽後20～30年を経過する街路樹が、周辺の舗装を持ち上げて歩行に支障をきたしていたり、狭い歩道で大きく枝を張って越境するなど、街路樹を取り巻く環境において様々な課題が生じています。
- みどりの量の維持と質の向上を図るため、「新しい街路樹デザイン(平成21(2009)年4月策定)」に基づいた街路樹の整備や更新を推進しています。この方針に基づき、既存の街路樹については、各路線の状況に合わせた効果的な樹形管理を行うために、路線別目標樹形を設定し、樹冠(樹高)・枝張り・下枝を揃えるなど、統一感のある景観づくりを進めていきます。また、歩道幅員や植樹柵の空間スケールと樹木の特長(枝や根の伸長など)を考慮しながら、周囲との調和や将来の景観を見据えた街路樹の適切な維持管理を進めていきます。



船堀街道の街路樹

学校や公共施設の緑化

- 学校や公共施設の緑化に関しては、施設単位で緑化を行うだけでなく、例えば隣接街路樹にあわせた樹種の選定など、周辺地域のみどりとの調和を図りながら改修時の再整備や今あるみどりの維持管理を行います。

② 民有地の緑化推進

緑化の充実

- 都市部では、公園の整備などによる公的空間での緑の確保には限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが重要です。
- 本区では、「住宅等整備基準条例」に基づいて、一定規模以上の開発に対して敷地の緑化を推進してきました。また、景観条例や景観地区、地区計画により、みどりの都市景観形成を進めています。

みんなの家に花いっぱい運動の推進

- 心をこめて草花を育てたり、庭づくりを楽しんでいる方たちが、花や緑を通じて互いにふれあい、その輪が広がっていくことが、美しいまちづくりにつながります。
- 区民主体の「花のまちづくり」「景観まちづくり」などの活動を踏まえて、花やみどりを育てる喜びや美しく飾る楽しさを地域で共有する“みんなの家に花いっぱい運動”のさらなる普及啓発を目指し、活動を推進します。

優良緑化への表彰制度の充実

- 質の高い民有地の緑化を進めるためには、緑化に対する関心・意欲を高めるための取組が重要です。そこで、まちを元気にする活動や地域らしさを活かした建築物を表彰する「景観まちづくり賞」において、緑化のみならず、周辺環境と調和し、特に優れた景観を創出したと認められる建築物や活動などを表彰します。また、受賞した作品は区のホームページに掲載するなど、さらなる緑化の推進に寄与することを目指します。

(11) みどりのつながりを広げます

① 水とみどりのネットワーク形成、ヒートアイランド対策の推進

街路樹の整備

- 区内には、約5万7千本の街路樹が整備されており、美観の調和やランドマークとして景観を形成することにより、まちの風格を高めています。
- 街路樹はヒートアイランド現象の抑制や大気浄化など環境面の保全効果や、水辺や公園などをつなぎ鳥類や昆虫などの移動経路としての役割も果たします。
- みどりのつながりを広げ、都市の生物多様性の確保を図るためにも、公園や緑地の保全と共に街路樹や緑道などの整備による水とみどりのネットワークの形成を推進します。
- 都市計画道路の整備や区画整理事業、街路樹の更新時期に合わせ、必要な機能に見合った樹種選定や植栽環境の改善など、街路樹のさらなる充実を図ります。

親水公園・親水緑道の管理、保全、改修方針の検討

- 区内の親水公園・親水緑道の中には、整備されてから長い年月が経過し、舗装や施設の全面的な見直しが必要な路線もあり、今後の維持管理の方向性を定める必要があります。
- 本区の緑化の歴史を語る親水公園・親水緑道には、各路線にその時代を象徴する石積みや多自然型護岸などの特徴があります。現在は、それらの特徴を生かしつつ効率的に維持管理をするための工夫が求められています。
- 整備当初のコンセプトと時代ニーズの変化、区民の意見を踏まえながら、維持管理や保全・改修のための方針検討を行います。

再開発によるネットワーク拠点の創出

- 市街地再開発事業などのまちづくりの機会を捉えて、良好なまちなみ景観の誘導、敷地内のみどりやオープンスペースの充実、商業施設によるにぎわいの創出を図ります。また、防災広場や帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の整備を促進します。
- JR小岩駅周辺では市街地再開発事業などのまちづくりが進んでおり、誰もが楽しみ満足できる商業環境と、都市の魅力を満喫できる住環境を整えたにぎわいのある「小岩らしい」景観形成を図るため、景観地区に指定されています。
- JR平井駅北口では、市街地再開発事業によるまちづくりが進んでおり、地域の玄関口としてふさわしいにぎわいのある景観形成と、自然豊かな川と緑地に囲まれた地域の特性を活かした空の広がりを感じる景観づくりを図るため、景観地区に指定されています。
- 船堀四丁目周辺では市街地再開発事業で、区役所新庁舎や複合施設の整備が予定され、街の景観が大きく変わる契機を迎えています。このため、これらの拠点施設と既存市街地や幹線道路、船堀グリーンロードとの調和を図るため景観地区に指定されています。

水とみどりの拠点・軸・ネットワークの活用

- 河川空間を活かしたにぎわいを支える施設として、飲食・売店などの利便施設や休憩施設、交流施設などの設置を検討します。また、水辺や公園などの公共空間を芸術・文化活動の場として活用できる仕組みを検討します。
- 大規模な公園である篠崎公園、宇喜田公園、大島小松川公園、総合レクリエーション公園を「みどりの拠点」として位置づけ、各公園がもつ機能の特長を活かし、多様な機能で自然に親しむことができる空間形成を進めます。
- 荒川・中川、江戸川・旧江戸川、新中川、旧中川、新川を「水とみどりの軸」として位置づけ、生態系の保全や水辺に親しむことができる環境を充実するとともに、観光資源としても活用し、水辺を活かしたにぎわいを創出します。
- 生活に密着した身近な水辺空間である親水公園・親水緑道は、「水とみどりの生活軸」として位置づけ、水辺環境を活かして、四季の彩りを楽しめる環境の形成を図ります。
- 拠点と軸を緑道や街路樹などの連続したみどりで結ぶことによって、回遊性のある、アメニティ性の高い都市環境を創出します。ネットワークの不足する地域の整備や軸と隣接する公園、公有地・民有地とも連携し、水とみどりの総合的な環境を充実させます。

風の道の形成

- 河川と公園・緑地を親水公園・親水緑道、街路樹などでつなぎ、ネットワークを形成することにより「風の道」の形成に努めます。また、緑陰空間の連なりを創出することで、夏季の暑さの緩和に努めます。
- 道路の整備・更新にあたっては、環境に配慮した透水性舗装にするなど歩きやすく快適な道づくりを進めます。

(12) みどり豊かな水辺を創ります

① 河川景観の向上

さくらによる河川・堤防の修景

- 区内には、1万5千本のさくらが植えられており、多くの名所があります。
- 小松川千本桜や新川千本桜はその代表であり、今後もさくらの植栽による修景を進め、河川景観の向上を図っていきます。
- 整備されたさくら並木では、「えどがわ桜守」などのボランティア、区民と協働で守り育てていきます。



小松川千本桜

② 水辺利用の促進

親水公園・親水緑道や親水河川の利用促進

- 区内には、総延長が約27kmにも及ぶ親水公園や親水緑道が整備されています。また、旧中川や新川の親水空間の整備にも取り組んできました。今後は、ユニバーサルデザインに基づいたベンチやサインの充実を図り、だれもが訪れやすい水辺空間を創出します。
- 水上スポーツの場や観光資源、自然観察や歴史との触れあいの場として、区民とのパートナーシップのもと、水辺環境の利用の促進に努めていきます。

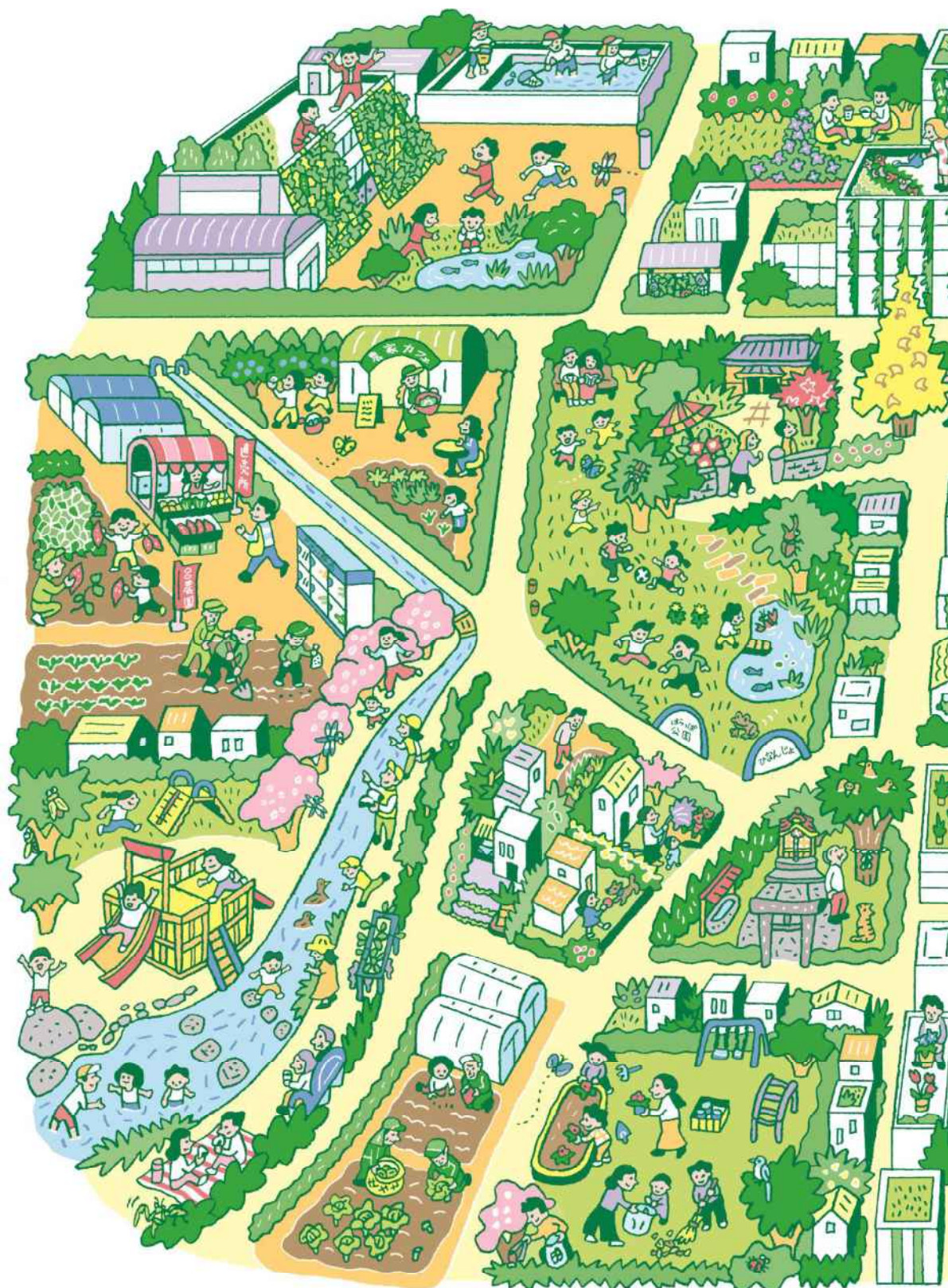
水辺を活用したにぎわいの創出

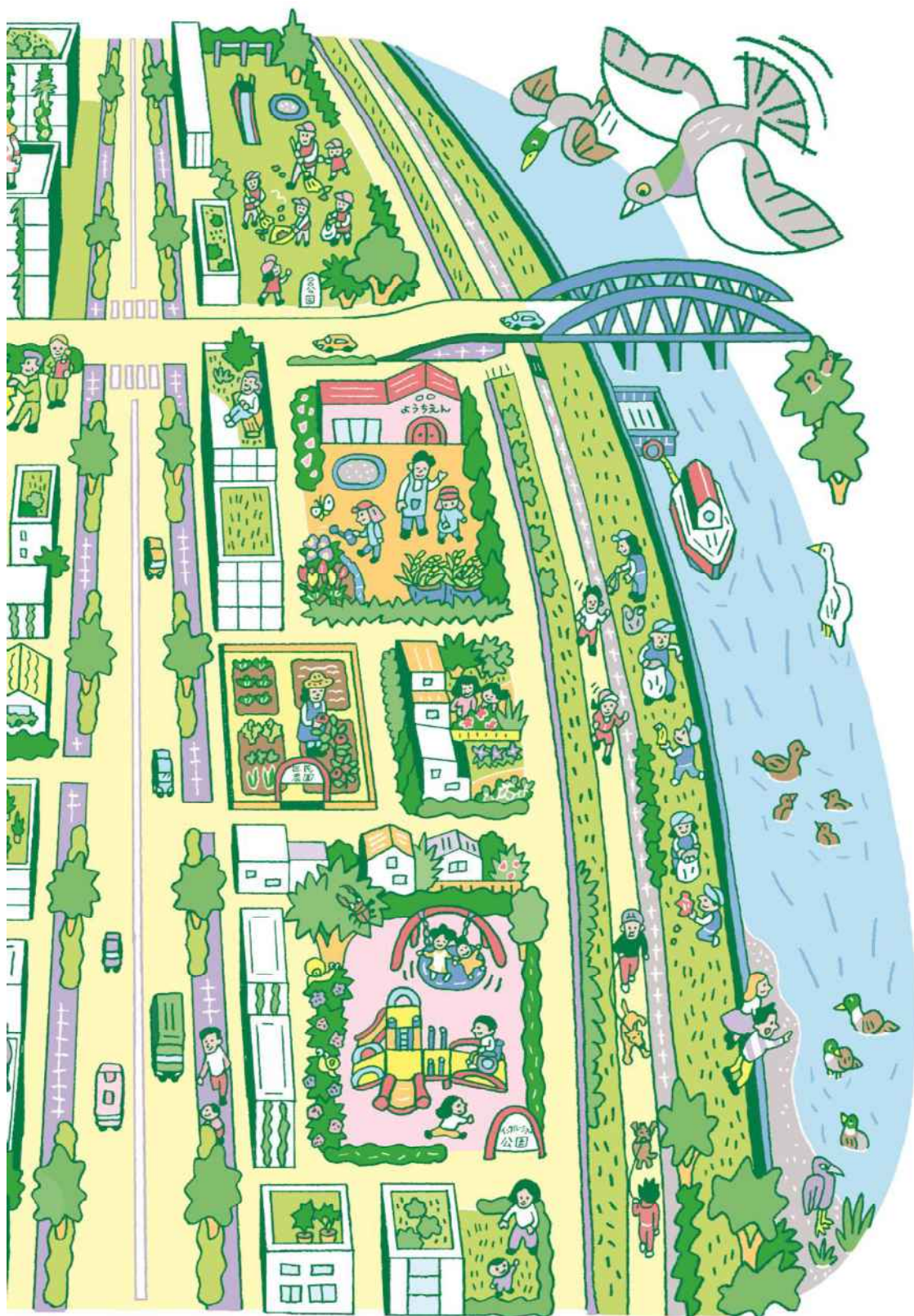
- 江戸川・旧江戸川沿川では、ポニーランド、江戸川水閘門、スポーツランド、水辺のスポーツガーデン、サイクリングロード、親水緑道など多様な資源の連携や、沿川における公園の新設・再整備などにより、新たなにぎわいの創出を図ります。
- 旧中川では、大島小松川公園や建築物との調和を図り、水上スポーツなど水辺利用を進めるとともに、国や都、江東区と連携し荒川ロックゲートの活用を推進します。
- 新川では、千本桜や江戸情緒あふれる景観など、観光資源の活用を図ります。
- 新左近川親水公園では、総合レクリエーション公園再整備の一環として、水辺のにぎわいを生み出すエントランス広場などを整備し、水上スポーツの拠点を形成します。
- カヌー・スラロームセンターは、水上スポーツやレジャーを楽しめる施設として活用を推進します。また、葛西臨海公園・葛西海浜公園との連携により海辺を活用したにぎわいの創出を促進します。



新左近川親水公園カヌー場

みどりの施策が実施された概ね10年後のイメージ







第5章 地域別計画

本章では、区内を7つの地域に分け、それぞれの地域について、地域の特徴をふまえたみどりの取組方針や生物多様性の確保の方針を示します。

なお、地域別計画策定にあたっては、関連する計画と整合を図ります。

各地域を構成する町丁目は、以下の通りです。



表 各地域を構成する町丁目

地域		地域の構成
1	小松川・平井地域	小松川一丁目から四丁目、平井一丁目から七丁目
2	中央地域	中央一丁目から四丁目、松島一丁目から四丁目、松江一丁目から七丁目、東小松川一丁目から四丁目、西小松川町、大杉一丁目から五丁目、西一之江一丁目から四丁目、春江町四丁目、上一色一丁目から三丁目、本一色一丁目から三丁目、一之江一丁目から八丁目、西瑞江四丁目一番地から二番地・十番地から二十七番地、江戸川四丁目十五番地から二十五番地、松本一丁目・二丁目、興宮町
3	葛西地域(北部)	春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川五丁目・六丁目、一之江町、二之江町、船堀一丁目から七丁目、宇喜田町、東葛西一丁目から三丁目、西葛西一丁目、中葛西一丁目から二丁目、北葛西一丁目から五丁目
4	葛西地域(南部)	東葛西四丁目から九丁目、西葛西二丁目から八丁目、中葛西三丁目から八丁目、南葛西一丁目から七丁目、清新町一丁目・二丁目、臨海町一丁目から六丁目、堀江町
5	小岩地域	東小岩一丁目から六丁目、西小岩一丁目から五丁目、南小岩一丁目から八丁目、北小岩一丁目から八丁目
6	鹿骨地域	新堀一丁目・二丁目、春江町一丁目、谷河内一丁目、鹿骨町、鹿骨一丁目から六丁目、上篠崎一丁目から四丁目、篠崎町一丁目・二丁目・七丁目・八丁目、西篠崎一丁目・二丁目、北篠崎一丁目・二丁目、東松本一丁目・二丁目
7	東部地域	春江町二丁目・三丁目、東瑞江一丁目から三丁目、西瑞江三丁目・四丁目五番地から九番地、江戸川一丁目から三丁目・四丁目一番地から十四番地、谷河内二丁目、下篠崎町、篠崎町三丁目から六丁目、南篠崎町一丁目から五丁目、東篠崎町、東篠崎一丁目・二丁目、瑞江一丁目から四丁目

1. 小松川・平井地域

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

小松川・平井地域は、区の西端に位置し、江東区、墨田区、葛飾区と隣接した、荒川・中川と旧中川に囲まれた地域です。

明治時代に平井駅が開業し、大正時代には耕地整理事業により基盤整備や工場立地が進み、昭和初期には平井駅周辺に商店街が形成されました。戦後は区外へ工場が移転し、住宅開発が活性化するようになり、住宅が密集する市街地へと変わりました。小松川地区では、市街地再開発事業により、大規模な住宅団地や大島小松川公園が整備されました。平井地区は、早くに商業が発展した地区であり建築物の老朽化などが進んでいますが、補助第120号線や公共インフラ整備、駅前地区での共同建替えなどが実施されました。また、

地域内には、平井聖天や平井の渡し、荒川ロックゲート、寺社集積など、歴史を感じる資源が点在し、約1,000本の桜(小松川千本桜)が植栽された荒川の河川景観や、自然に配慮して整備された旧中川の自然環境、道路整備に合わせて植栽された街路樹など、みどりが豊富に整備されています。

現在は、平井駅周辺において、商業の活性化や新たなにぎわいの創出に向けたまちづくりが進展しています。



② 人口・世帯

人口は、平成31(2019)年までは微増の傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には55,732人となっています。ピークの57,764人から約2,000人減少しています。

世帯数は、令和4(2022)年はやや減少に転じましたが、全体的には増加傾向にあり、令和5(2023)年には29,147世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に164.2ha、令和3(2021)年に161.9haとやや減少しています。



図 小松川・平井地域の人口推移とみどりの面積(ha)

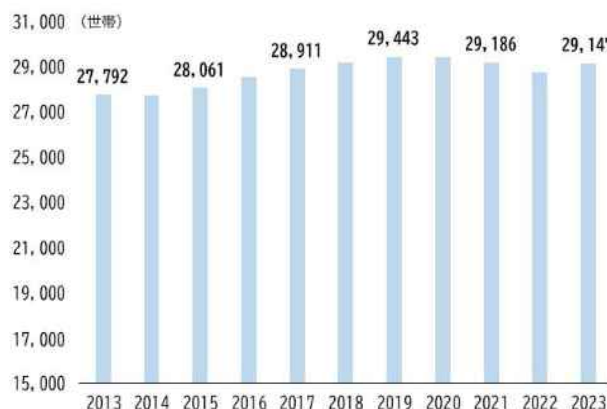


図 小松川・平井地域の世帯数推移

③ 土地利用

- 市街地再開発事業によって整備された小松川地区では、集合住宅を中心とした土地利用となっています。
- 平井地区は独立住宅が中心の土地利用となっており、中小規模の工場も点在しています。
- 旧中川沿線は、大規模な工場が点在し、住工が共存する土地利用となっています。



図 土地利用(小松川・平井地域)

※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 小松川地区には大島小松川公園などの大規模な公園が整備されており、平井地区には小規模な公園が点在しています。
- 荒川右岸全域には公園・運動場等、旧中川左岸の一部には原野・森林(葦原)が広がっており、みどりのオープンスペースが豊かなエリアとなっています。
- 本地域には39園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は21園(53.8%)、1,000㎡以上2,500㎡未満の公園は7園(17.9%)、2,500㎡以上の公園は11園(28.2%)となっています。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	44.7%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	7.6㎡
身近な公園の充足率	94.4%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用

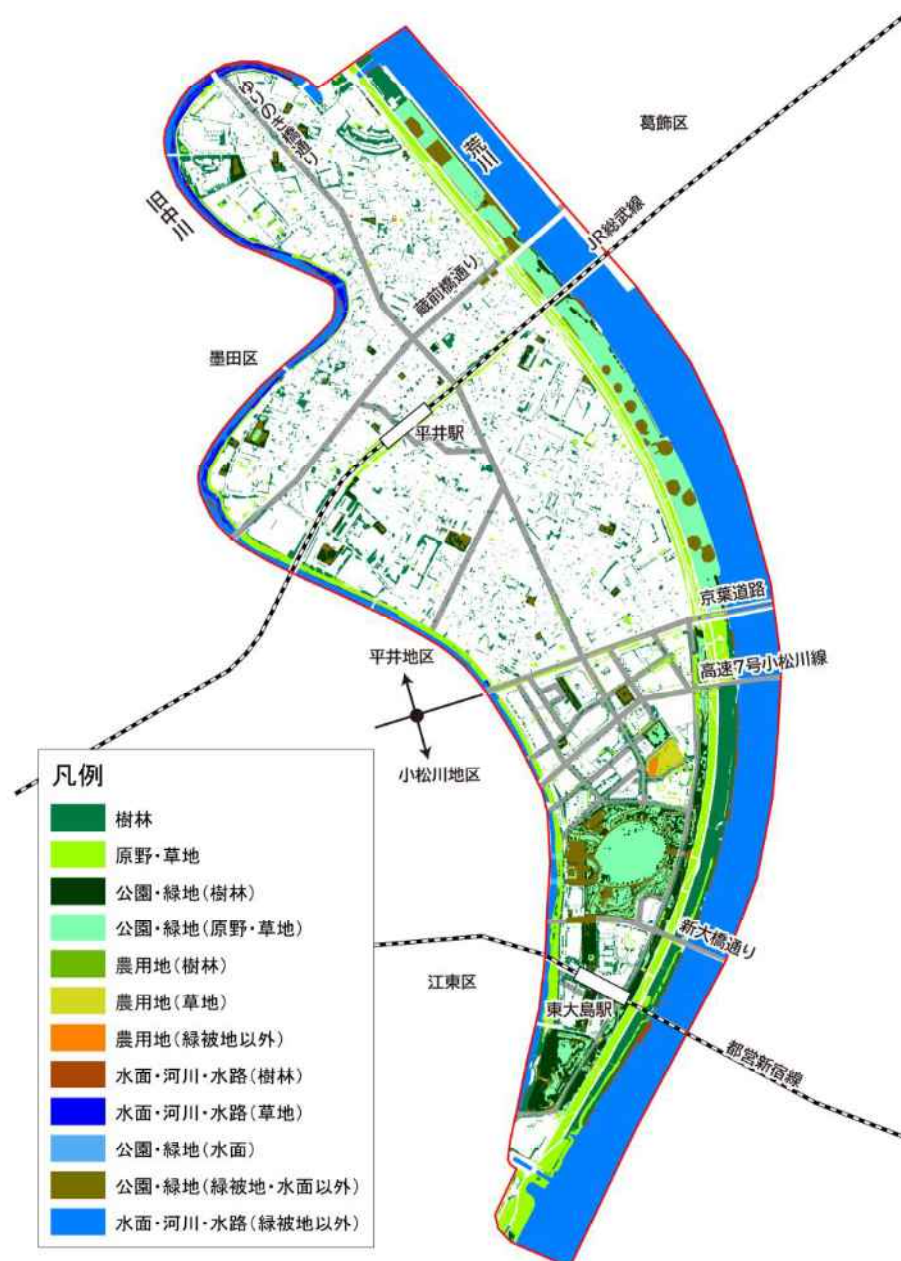


図 みどりの状況(小松川・平井地域)

(2) これまでの取組

年	主な取組
明治 32(1899)年	総武鉄道(現 J R 総武線)平井駅開業
昭和 6(1931)年	荒川放水路開削工事竣工
昭和 47(1972)年	小松川運動公園開園
昭和 53(1978)年	都営新宿線東大島駅開業
昭和 55(1980)年	平井運動公園開園 亀戸・大島・小松川地区の市街地再開発事業に着手(完了)
平成 2(1990)年	小松川地区の高規格堤防整備着手(完了)
平成 9(1997)年	大島小松川公園開園 平井七丁目地区の高規格堤防整備着手(完了)
平成 15(2003)年	小松川千本桜完成 下平井水辺の楽校登録
平成 17(2005)年	荒川ロックゲート完成
平成 23(2011)年	旧中川の護岸整備が完了
平成 30(2018)年	旧中川のカヌー体験教室開催
令和 3(2021)年	旧中川カヌーツーリング開催

(3) 魅力と課題

① 魅力

【豊かな水辺とみどり】

- 小松川・平井地域は、河川に囲まれ、大規模な河川緑地が広がっており、豊かな水辺とみどりに囲まれた地域となっています。
- 荒川の高規格堤防上の広場には、小松川千本桜が整備され、桜以外にも四季折々の花々が楽しめる植栽がされています。さらに、「小松川千本桜を愛する会」をはじめ、市民団体による活動が活発になっています。
- 市街地再開発事業によって新しいまちなみとなったエリアなどでは、街路樹や敷地内への植栽など、豊かなみどりが計画的に配置されています。
- 本地域は、荒川・中川と旧中川の貴重な水辺空間に囲まれていることや、大規模な公園整備、まちづくりと一体となったみどりの整備などがなされていることから、エコロジカルネットワークが形成され、旧中川ではカワセミの営巣が確認されるなど貴重な生物種が生息しています。河川敷やビオトープでは、そのような生きものと触れ合うことも可能です。

【スポーツ・レクリエーション】

- 大島小松川公園は、旧中川・荒川との一体性により、地域住民にうるおいや安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションを楽しめる空間となっています。
- 平井運動公園・小松川運動公園は荒川河川敷を活かして整備された公園であり、野球場や少年サッカー場、ソフトボール場などがあり、自然の中でスポーツを楽しむ環境が整っています。
- 旧中川は護岸整備により親水性が向上し、近年は旧中川ボートフェスティバルやカヌー体験教室が開催されるなど、水辺利用によるにぎわいが創出されています。

【魅力ある歴史資源】

- 平井地区は、古くにまちが形成されたため、旧道や寺社など多くの歴史資源があります。そのような歴史資源とみどりが融合した、地域ならではの景観がみられます。

② 課題

【都市基盤整備、防災への配慮】

- 小松川地区は、市街地再開発事業により、大規模公園や水辺空間などが整備されていますが、特に平井地区の密集市街地では、小規模な公園などは点在しているものの、十分なオープンスペースが確保できていない状況です。また、細街路の多い既成市街地では、まちづくりに合わせて、防災の視点からグリーンインフラなどによるみどりの充実が必要です。
- 平井駅周辺は、地区の拠点としてにぎわいの創出が求められるとともに、駅前にふさわしいオープンスペースやみどりの確保を進める必要があります。



平井駅北口



平井親和会商店街

【多様な生物種の保全】

- 地域内には大規模公園や河川緑地があるものの、まちなかには生物多様性拠点となるような場所が少ない状況です。また、多様な生物種が確認されているものの、外来種も多いことから、ウラギクなど、現在確認されている重要種や貴重な在来種を守っていくことが必要です。



小松川千本桜



旧中川

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

新旧のまちを大河川に咲く桜が繋ぐ水辺豊かなまち

② 方針

◆都市基盤を活かした水とみどりのネットワーク拡充

- 平井地区では、まちづくりに合わせて、防災に寄与するみどりを充実させます。また、駅周辺は地域のみどりの拠点・地域の玄関口として魅力的なみどりの景観形成を進め、にぎわいを創出します。
- 蔵前橋通り、京葉道路、ゆりのき橋通りなど、幹線道路の街路樹を活かしたみどりのネットワーク整備を推進します。
- 旧道や寺社などの多くの歴史資源とみどりを融合させた環境づくりを進めます。

◆公園の有効活用

- 大島小松川公園をみどりの拠点と位置づけ、地域住民のレクリエーションの場や、生物多様性拠点としての拡充を図ります。
- 平井公園や小松川ゆきやなぎ公園など比較的規模の大きな公園は、ボランティア活動やイベント会場となるなどコミュニティ拠点としての役割を担っています。また、「小松川千本桜を愛する会」などの団体と、引き続き協働していきます。今後もこれらの拠点を中心として、地域全体にみどりの運動を広げていきます。

◆河川や公園を活用した生物多様性の保全

- 荒川・中川、旧中川、補助第 120 号線をエコロジカルネットワーク、大島小松川公園を生物多様性拠点として位置づけ、エリア特性に応じた生物多様性の保全を行います。
- 身近な公園の整備を行う際は、まちなかの生物多様性拠点となるように配慮し、整備を推進します。
- 自然に配慮して整備された旧中川では自然環境が再生されており、引き続き保全・育成していきます。
- 荒川河川敷では、干潟や葦原など自然環境保全を引き続き行っていきます。また、下平井水辺の楽校や専門職大学など、自然環境保全とともに環境学習の場として活用できる拠点を拡充していき、意識啓発などに努めます。

◆豊かな水辺空間を活かした環境づくり

- 荒川河川敷などの豊かな水辺空間では、スポーツやレクリエーション機能の充実や河川景観の向上を図ります。
- 水辺空間の活用として、旧中川ではカヌー体験教室が開催されています。このような取組を拡大させ、水辺に親しめる機会を充実させていきます。

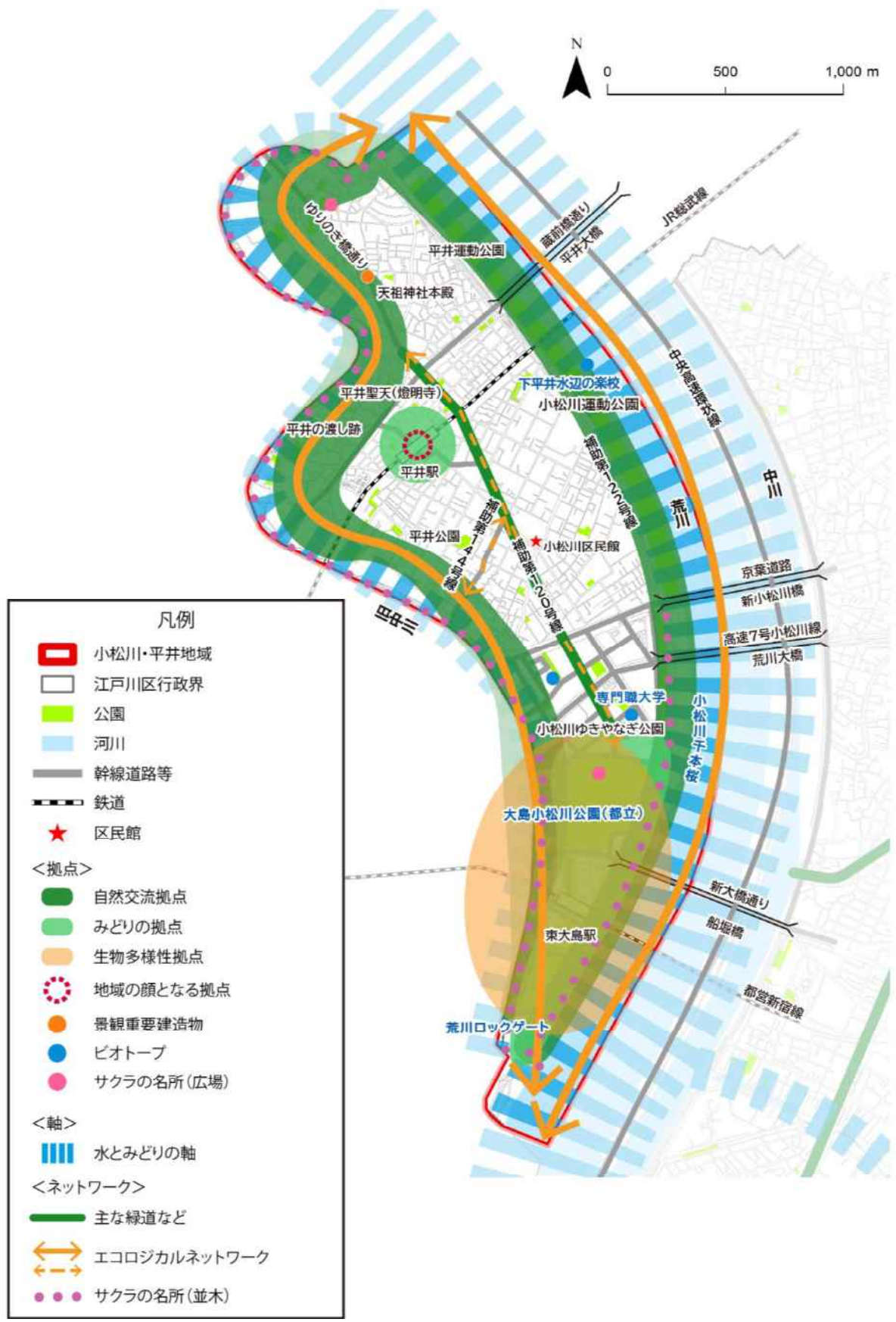


図 みどりと生物多様性の方針図(小松川・平井地域)

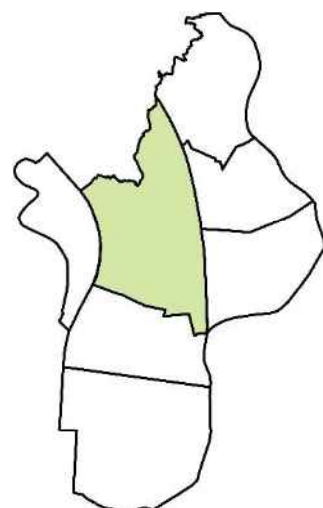
2. 中央地域

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

中央地域は、区の中央に位置し、葛飾区と隣接した、荒川・中川と新中川に囲まれた新大橋通り以北の区域です。

昭和23(1948)年に区役所が小松川から中央地域に移転したことで行政拠点となり、グリーンパレス、総合文化センター、中央図書館などの文化施設が充実したまちとなっています。また、昭和50年代に下水道の普及が進み、親水公園が整備されたことにより、住環境の改善が図られました。昭和60年代には交通基盤や駅前広場の整備などが進展し、交通利便性も大きく向上しています。親水公園をはじめとした豊かな水辺空間、農地などの貴重な自然資源を有しています。



今後は、文化施設の集積や親水公園などの水辺環境を活かしながら、住環境の更なる魅力向上を図ります。

② 人口・世帯

人口は、平成31(2019)年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には137,781人となっています。ピークの141,121人から約3,300人減少しています。

世帯数は、増加傾向にあり、令和5(2023)年には67,942世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に174.5ha、令和3(2021)年に171.8haと減少しています。



図 中央地域の人口推移と
みどりの面積(ha)



図 中央地域の世帯数推移

③ 土地利用

- 地域全体として独立住宅や集合住宅が多く、住宅、商業、工場、事業所等が混在した土地利用となっています。
- 地域の中央部である中央、松江、西一之江では工場の集積が見られます。
- 上一色、本一色、興宮町、松本、大杉、一之江などの環七通り周辺は、独立住宅が中心の土地利用となっており、一部で不整形な街区が見られます。

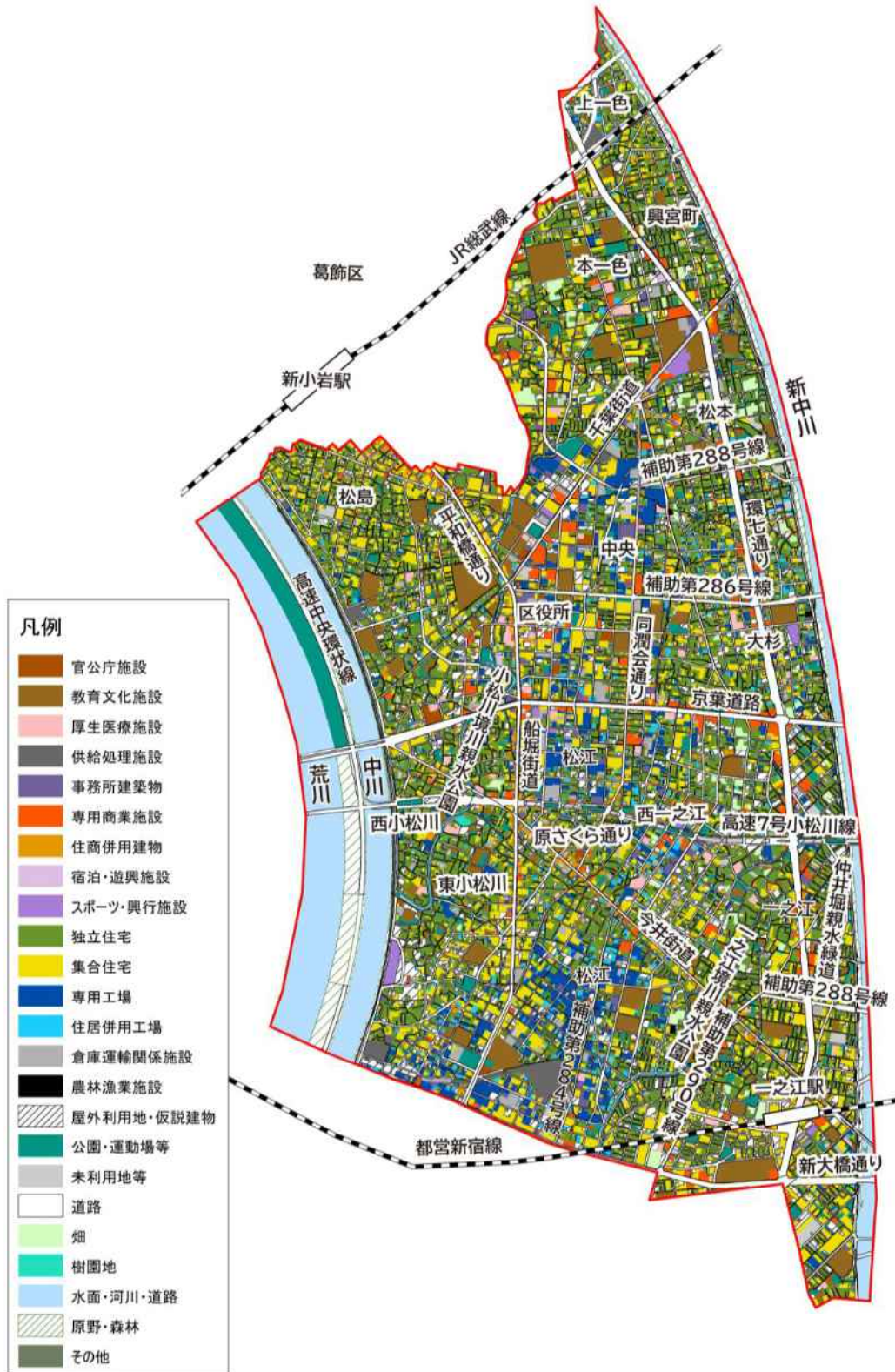


図 土地利用(中央地域)

※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 南北に親水公園が整備され、まちなかには身近な公園がバランスよく整備されています。
- 戸建ての住宅地の中に農地が点在しています。
- 本地域には138園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は75園(54.3%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は46園(33.3%)、2,500㎡以上の公園は17園(12.3%)となっています。一人あたり公園面積は7地域で一番少ない状況です。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	24.2%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	1.9m ²
身近な公園の充足率	95.0%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用

※ 一之江境川親水公園は中央地域と葛西地域(北部)にまたがっているため、園数は両地域において1園ずつ、面積は分割して計上

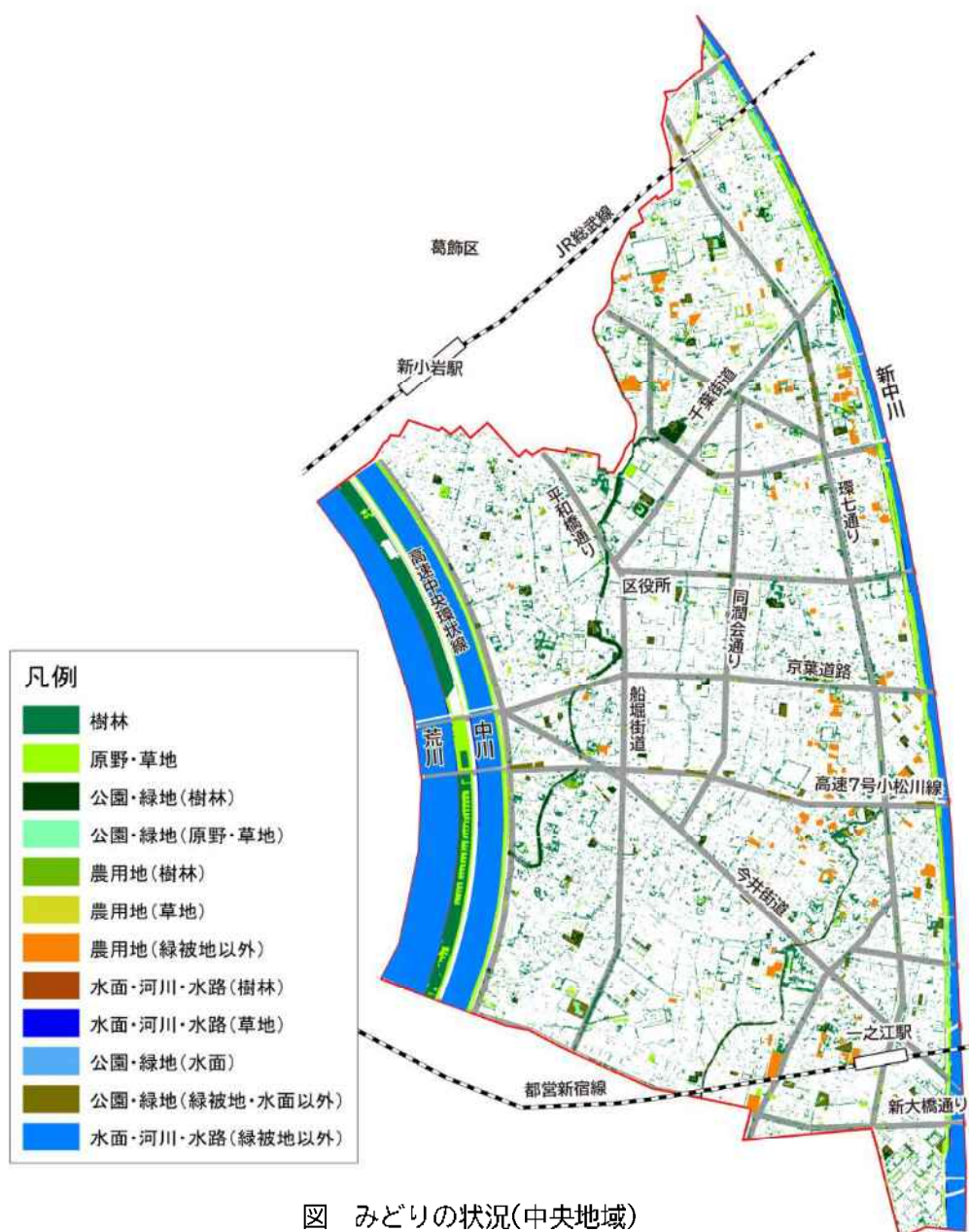


図 みどりの状況(中央地域)

(2) これまでの取組

年	主な取組
昭和6(1931)年	中川放水路(中川)開通
昭和37(1962)年	区役所新庁舎(現庁舎)落成
昭和38(1963)年	新中川放水路(新中川)開通
昭和49(1974)年	「親水公園を愛する会」順次結成
昭和57(1982)年	小松川境川親水公園順次開園
昭和60(1985)年	小松川境川親水公園完成
昭和61(1986)年	都営新宿線一之江駅開業
平成4(1992)年	仲井堀親水緑道完成
平成8(1996)年	一之江境川親水公園完成
平成18(2006)年	一之江境川親水公園沿線景観地区指定
平成22(2010)年	一之江抹茶亭開園
平成24(2012)年	かんたんの里開園

(3) 魅力と課題

① 魅力

【うるおいある親水公園】

- 小松川境川親水公園、一之江境川親水公園は水とみどりのネットワークを形成し、親水公園沿いのみどりにより四季を感じることができる空間になっています。また、一之江境川親水公園沿線は、全国初の景観地区に指定され、親水公園だけでなく、周辺と一体となった景観形成を促進しています。
- 親水公園の一部や原さくら通りなどには桜が植栽され、桜の名所と呼ばれるエリアが点在しています。

【生物多様性拠点】

- まちなかには親水公園や親水緑道が整備されていることから、豊かな生物多様性ネットワークが形成されています。
- 荒川・中川と新中川に挟まれており、荒川と中川の間の中堤には多くの自然地が残り、新中川には多自然型護岸が多く整備されています。
- 「かんたんの里」のはらっぱや「一之江ひだまり公園」の雨水貯留槽の雨水を活かした池など、生物の生息環境に配慮した空間整備がされていることから、小さな生物多様性拠点が点在し、中央森林公園では日本最小のタカである「ツミ」の繁殖が確認されました。
- 一之江境川親水公園では、魚や昆虫、水生植物が生息できるように、新中川から取水し、水深や川底に工夫をしています。

【地域コミュニティ】

- 寺社や農地が集積し、歴史とみどり、農とみどりが調和したまちなみが形成されています。
- 文化施設が集積しており、これらの施設は地域の歴史や農業文化、みどりや生物多様性に触れ合うことができる場として、活用されています。
- 地域住民により、「親水公園を愛する会」が結成されており、各種イベントの開催、自然観察会、清掃などを実施しています。



中央地域まつり



小松川境川親水公園

② 課題**【河川に繋がるエコロジカルネットワークの整備・拡充】**

- 荒川と中川の間の中堤には、自然地が多く存在し生物多様性の保全に寄与しています。しかし、この良好な環境をほかの地域に繋ぐための幹線道路では、街路樹が植樹されていない区間があるなどエコロジカルネットワークが分断されています。

【防災性向上に資する新たなみどり空間の確保】

- 駅周辺などでは、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、良好な住環境やみどり環境が形成されています。一方で、木造住宅が密集している地域も多く、そのような地域ではみどりが少なくなっています。また、地域全体として、公園は小規模のものが多く、規模の大きな公園が不足しています。

【農地の保全】

- 生産緑地、宅地化農地がともに減少を続ける中で、地域に点在する貴重な農地を保全するための取組が必要です。特に生産緑地は、地区指定後 30 年が経過すると指定解除が可能となるため、これらの農地を保全するため特定生産緑地への指定推進や、都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借など様々な対策が求められます。

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

親水公園のせせらぎと地域活力にあふれたまち

② 方針

◆幹線道路を活用したエコロジカルネットワークの形成

- 幹線道路の多くは荒川・中川、新中川や親水公園に繋がるため、エコロジカルネットワークの形成を意識し、生物の生息空間となるような街路樹整備を促進します。

◆親水公園を軸としたみどりのまちづくり・生態系の保全

- 地域を縦断するように2つの親水公園が整備され、特徴的な空間が形成されています。親水公園を水とみどりの生活軸と位置づけ、親水性や豊富なみどりの空間を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの形成にも力を入れていきます。
- 「親水公園を愛する会」などの区民団体と連携し、みどりのまちづくりや生態系の保全を図ります。
- 「かんとんの里」や「一之江ひだまり公園」などの小さな生物多様性拠点を活用し、講習会や生物観察会を行います。

◆密集住宅市街地整備促進事業などのまちづくりに合わせた新たなみどりの創出

- 密集住宅市街地整備促進事業などのまちづくりに合わせ、公園の整備・拡充や街路樹、生垣などの新たなみどりの創出を図ります。
- より規模の大きい公園を充実させるため、既存公園に隣接する土地の取得など、機会をとらえた整備を進めます。

◆点在する農地の保全・活用

- 地域の北部や東部には農地が多いエリアが点在しています。生産緑地指定の計画的な誘導、宅地化農地の保全、営農支援や農地の貸借など、農地を減少させないための取組を進めていきます。

◆集積する文化施設を活用した歴史やみどりの情報発信

- 中央地域には、総合文化センターや郷土資料館などの公共施設、一之江抹香亭、松本弁天、香取神社などの歴史文化施設が集積しています。これらの施設を活用し、本区の歴史やみどりについて情報発信するなど、区民のみどりに対する関心向上を図ります。

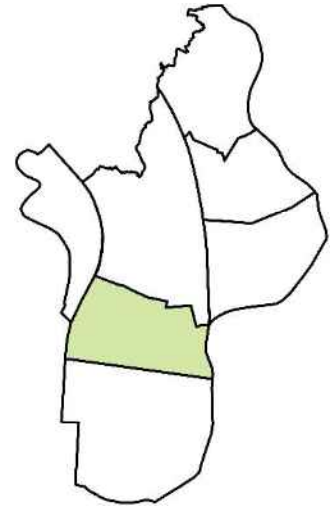
3. 葛西地域(北部)

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

葛西地域(北部)は、区の中央に位置し、江東区、浦安市、市川市と隣接した、荒川・中川と旧江戸川に囲まれた葛西橋通り以北、新大橋通り以南の地域です。

昭和30年代までの人々の生活は農業と漁業が中心であり、水田と蓮田が広がる田園地帯でした。昭和40年代からは、東西線の開通や都営新宿線の船堀駅開業、全国初の親水公園となる古川親水公園の整備などにより、交通利便性や住環境が向上し、まちが発展していきました。平成に入ると、新川では江戸情緒ある河川空間づくりなどが始まり、地域独自の景観形成が行われてきました。また、荒川・中川と旧江戸川の川沿いや、多世代が楽しめる宇喜田公園・行船公園など、多種多様なみどりのオープンスペースがみられます。



今後は、船堀駅周辺への庁舎建設に伴い、みどりあふれる新たなにぎわいの創出に向けたまちづくりを進めていきます。

② 人口・世帯

人口は、令和2(2020)年までは毎年増加していましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には90,978人となっています。ピークの92,552人から約1,500人減少しています。

世帯数は、令和4(2022)年はやや減少に転じましたが、全体的には増加傾向にあり、令和5(2023)年には45,399世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に137.1ha、令和3(2021)年に136.6haとやや減少しています。



図 葛西地域(北部)の人口推移と
みどりの面積(ha)

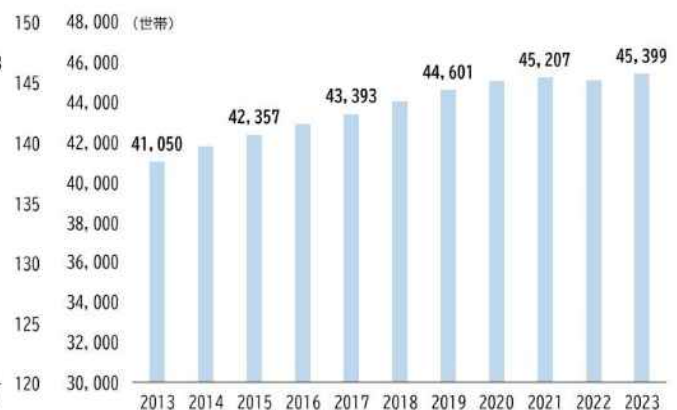


図 葛西地域(北部)の世帯数推移

③ 土地利用

- 地域全体として、独立住宅と集合住宅が共存する土地利用となっており、一部エリアに大規模な工場や住居併用工場が共存する土地利用もみられます。
- 船堀駅周辺は、商業、集合住宅が混在する土地利用となっています。
- 北葛西一丁目や妙見島では、大規模な工場などが立地し、産業的土地利用が中心となっています。









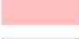







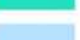









凡例					
	官公庁施設		スポーツ・興行施設		公園・運動場等
	教育文化施設		独立住宅		未利用地等
	厚生医療施設		集合住宅		道路
	供給処理施設		専用工場		畑
	事務所建築物		住居併用工場		樹園地
	専用商業施設		倉庫運輸関係施設		水面・河川・道路
	住商併用建物		農林漁業施設		原野・森林
	宿泊・遊興施設		屋外利用地・仮設建物		その他

図 土地利用(葛西地域(北部))

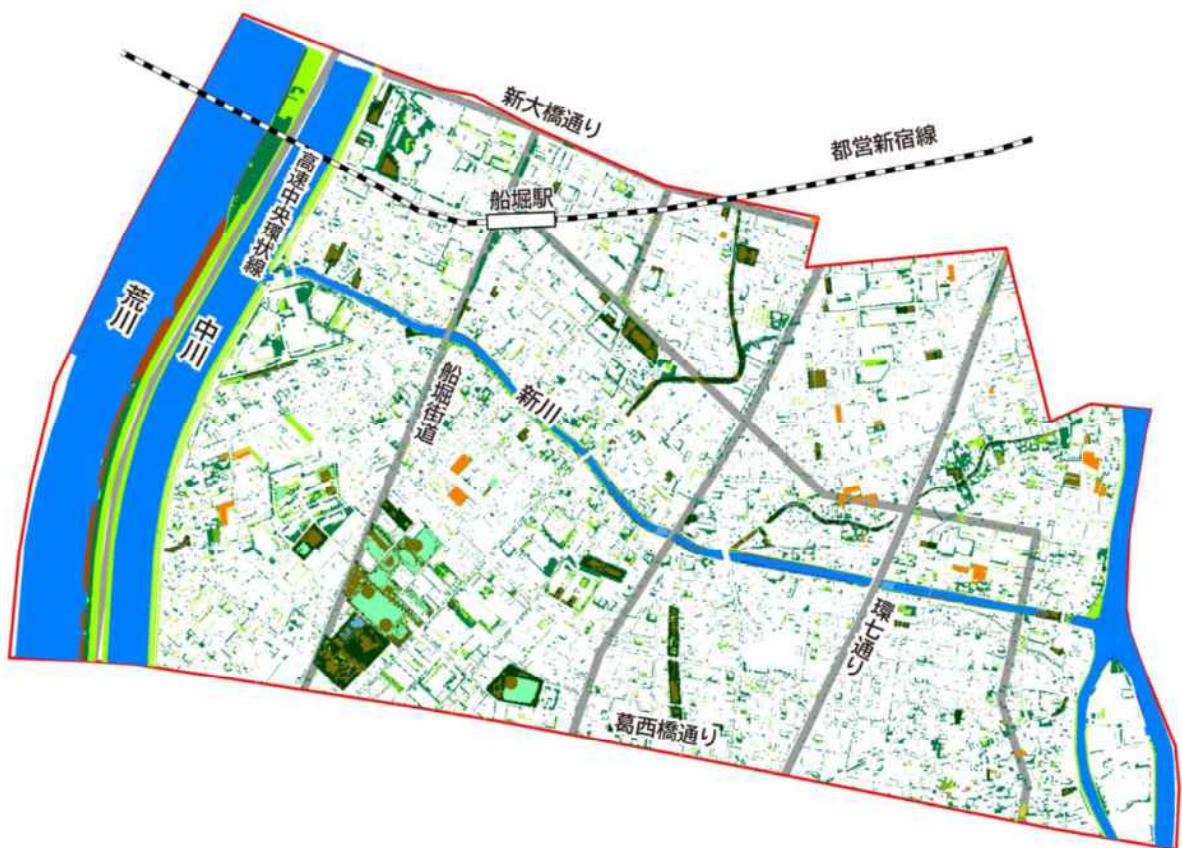
※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 宇喜田公園をはじめとして、大規模～小規模な公園・運動場等が点在しています。
- 荒川・中川、旧江戸川や新川の川沿いや、親水公園(古川親水公園、一之江境川親水公園)、宇喜田公園や行船公園など多世代が楽しめるみどりが整備されています。
- 本地域には61園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は33園(54.1%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は14園(23.0%)、2,500㎡以上の公園は14園(23.0%)となっています。一人当たり公園面積は中央地域に次いで少ない状況です。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	30.2%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	2.4m ²
身近な公園の充足率	90.6%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用



凡例			
	樹林		水面・河川・水路(草地)
	原野・草地		公園・緑地(水面)
	公園・緑地(樹林)		公園・緑地(緑被地・水面以外)
	公園・緑地(原野・草地)		水面・河川・水路(緑被地以外)
	農用地(樹林)		
	農用地(草地)		
	農用地(緑被地以外)		
	水面・河川・水路(樹林)		

図 みどりの状況(葛西地域(北部))

(2) これまでの取組

年	主な取組
昭和6(1931)年	中川放水路(中川)開通
昭和25(1950)年	行船公園開園
昭和49(1974)年	古川親水公園完成
昭和58(1983)年	都営新宿線船堀駅開業
平成元(1989)年	行船公園に平成庭園・源心庵落成 葛西親水四季の道完成
平成4(1992)年	新川の護岸工事・耐震工事に着手
平成8(1996)年	一之江境川親水公園完成
平成14(2002)年	宇喜田公園開園
平成23(2011)年	古川親水公園沿線景観地区指定
平成25(2013)年	新川の護岸の耐震化・遊歩道整備完了、新川さくら館開館
平成27(2015)年	新川千本桜完成

(3) 魅力と課題

① 魅力

【江戸情緒ある河川空間】

- 新川沿川や親水公園などは、江戸情緒あふれる空間やみどりにより四季を感じることができ空間が整備されており、地域らしい景観が形成されています。また、古川親水公園沿川や寺社が集積する東葛西地区は、地域の魅力である歴史資源が残っており、古川親水公園沿線を景観地区に指定し、親水公園だけでなく、周辺と一体となった景観形成を促進しています。
- 町会・自治会が中心となって、古川親水公園の清掃活動などが実施されています。

【水とみどりに親しめる空間】

- 本地域は、荒川・中川及び旧江戸川の大河川に囲まれ、まちなかを流れる新川は水とみどりのネットワークを形成しています。各河川沿いは護岸整備などが進み、散策やサイクリングなどが楽しめる、豊かな親水空間が形成されています。
- 地域住民や地域団体の交流拠点となる、新川さくら館が整備され、イベントなどでにぎわいが生まれ、地域コミュニティの育成などにも繋がっています。

【多様な機能を持つ宇喜田公園・行船公園】

- 宇喜田公園には、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる大規模な多目的広場や遊具広場があります。
- 行船公園には、自然動物園や日本庭園、水生池、釣り池などがあり、多世代が楽しめる大規模公園となっています。また、約 600 m²の水生池には葦やスイレンといった水生植物が生育し、アズマヒキガエルやギンヤンマなどのトンボ類が生息しており、カワセミの飛来も確認されています。また、公園内では在来種であるニホンミツバチの研究がされています。
- 本区は、戦後にかけて全国有数の金魚生産地となり、現在では養殖業者が減少したものの、その品質は日本のトップクラスを誇り、金魚のふるさと江戸川区と呼ばれ、行船公園では

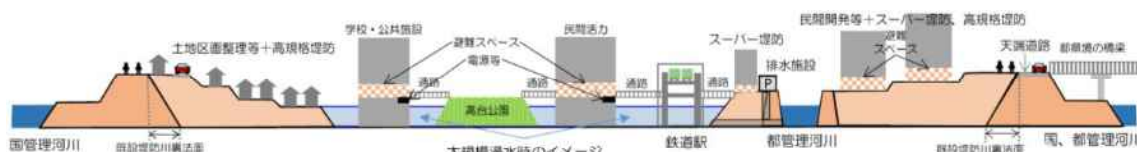
毎年「金魚まつり」が開催されるなど、金魚との触れ合いや歴史を伝える機会を提供しています。

【船堀駅前周辺地区のまちづくり】

- 船堀駅周辺地区では、令和 10(2028)年度、区役所本庁舎移転が予定されています。船堀駅前周辺地区は、本庁舎移転に合わせ、防災性が高く、みどりとにぎわいあふれるまちづくりを進めており、本区や地域の新たな拠点として整備されます。
- 令和 5 (2023)年 3 月には船堀駅前地区を対象に「船堀駅前地区高台まちづくり基本方針」を策定しており、大規模水害から住民の命を守るとともに、新たな時代を見据えた区を中心にふさわしい持続可能な拠点を形成し、まちの価値向上を図ることができる「高台まちづくり」を目指します。



新庁舎外観イメージ



高台まちづくりのイメージ

出典：災害に強い首都「東京」形成ビジョン【概要版】（令和2年12月）

② 課題

【歴史資源の活用】

- 東葛西付近は、寺社が集積する特色ある景観を活かしながら、みどりやオープンスペースが適切に整備された住環境の改善を誘導していくことが求められます。

【多様な水・みどり空間の確保】

- 新川、古川親水公園、一之江境川親水公園、葛西親水四季の道や、船堀グリーンロードなどの整備は進められているものの、生物多様性の小さな拠点がやや少ない状況です。大規模公園だけでなく、小さな生物多様性拠点を整備していくことで、より生物に優しい環境にしていくことが必要です。



古川親水公園



船堀グリーンロード

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

江戸情緒あふれる河川の歴史・文化に新たな拠点が融合するまち

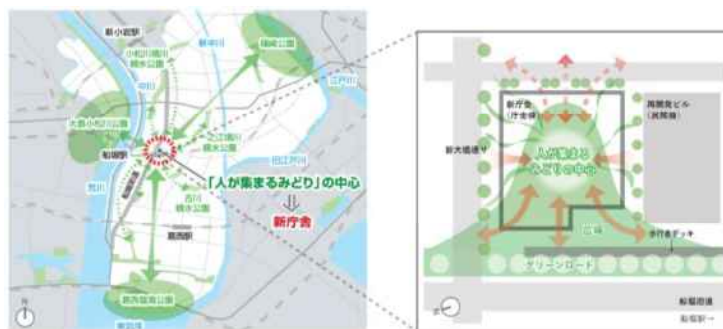
② 方針

◆水とみどり、歴史を活かした環境づくり

- 新川沿いに整備されている江戸情緒あふれる空間や、地域に点在する寺社などの歴史資源を活かし、歴史とみどりが融合した環境づくりを進めていきます。

◆良好な都市基盤を活かした水とみどりのネットワークの拡充

- 船堀駅周辺は、区役所本庁舎移転を契機に「高台まちづくり」を実施し、防災活動拠点を形成するとともに、地域のみどりの拠点および地域の玄関口に相応しい景観を形成します。
- みどり豊かな幹線道路を活用したエコロジカルネットワークの整備を推進します。
- 中央地域～葛西地域(北部)にまたがって船堀街道沿いに整備されている船堀グリーンロードでは四季折々の樹木によるみどりの景観形成を進めます。



新庁舎周辺のみどりのイメージ

◆水辺空間の利活用促進

- 新川や親水公園沿いは、桜並木や親水空間が整備されています。これらをより魅力的な空間として多くの人に利用してもらうために、新川さくら館の活用促進、地域団体との連携、イベントの開催などを促進していきます。

◆生物多様性拠点の整備

- 宇喜田公園・行船公園をみどりの拠点及び生物多様性拠点と位置づけ、レクリエーションや憩いの場としての機能の拡充、生物の生息環境の拡充を図るとともに、船堀街道などの緑道とも隣接していることから、大規模な生物多様性拠点として周辺のネットワークを意識した整備を促進します。
- 小規模な生物多様性の拠点となる場所がやや少ないことから、生物の生息空間に配慮した公園整備を推進します。

◆公園不足地域の解消、公園機能の充実

- 地域の東部には、公園が不足しているエリアが多くなっています。既存の公園機能の充実を図るとともに、まちづくりと合わせた新規公園の整備を進めていきます。
- 集積する寺社などの歴史資源を活かし、適切に公園やみどりのオープンスペースを確保していきます。

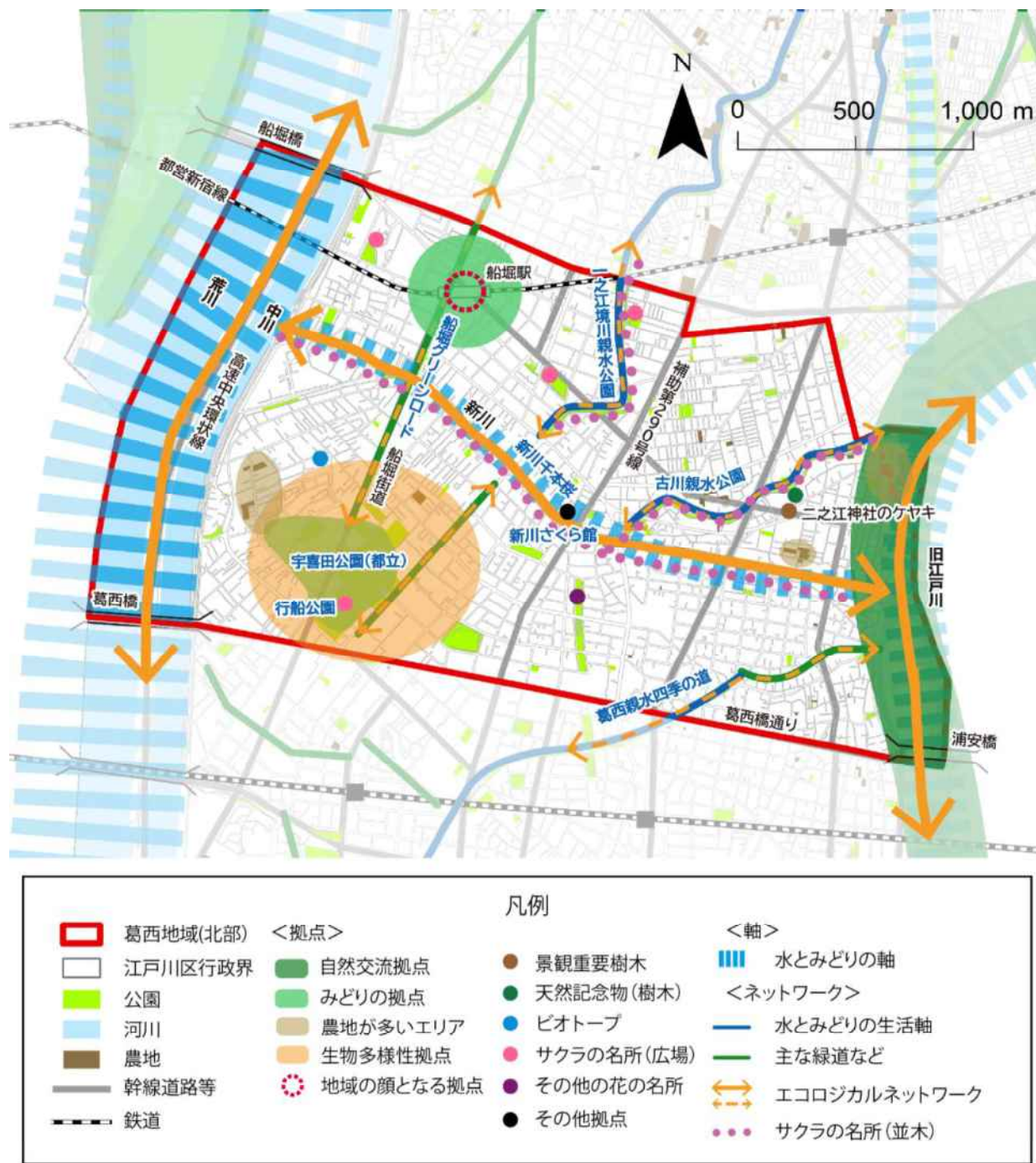


図 みどりと生物多様性の方針図(葛西地域(北部))

4. 葛西地域(南部)

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

葛西地域(南部)は、区の南端に位置し、江東区、浦安市と隣接しています。荒川・中川と旧江戸川に囲まれた葛西橋通り以南の区域であり、地域南端は東京湾に面しています。

昭和30年代までは農業や干潟を活かした海苔づくりなどが営まれていましたが、昭和40年代の東西線の開通以降、葛西橋通り以南の地域で土地区画整理事業が活発化し、昭和50年代に入ると集合住宅や大規模公園が整備され、良好な住環境をもつまちへと発展しました。昭和60年代以降は、葛西臨海公園駅の開業や葛西臨海公園・葛西海浜公園の開園により、臨海部には、多くの人を訪れる新たなレクリエーション空間が誕生しました。平成30(2018)年には、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場として使用されたカヌー・スラロームセンターが水上スポーツのにぎわいを創出しています。



② 人口・世帯

人口は、令和2(2020)年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には162,341人となっています。ピークの164,130人から約2,000人減少しています。

世帯数は、令和4(2022)年はやや減少に転じましたが、全体的には増加傾向にあり、令和5(2023)年には83,162世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に240.5ha、令和3(2021)年に243.9haと増加しています。



図 葛西地域(南部)の人口推移と
みどりの面積(ha)

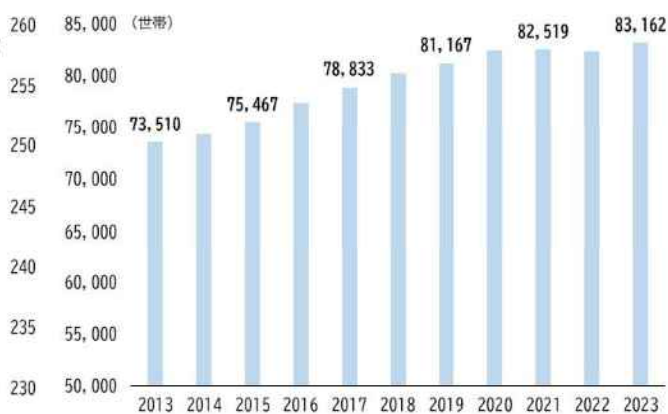
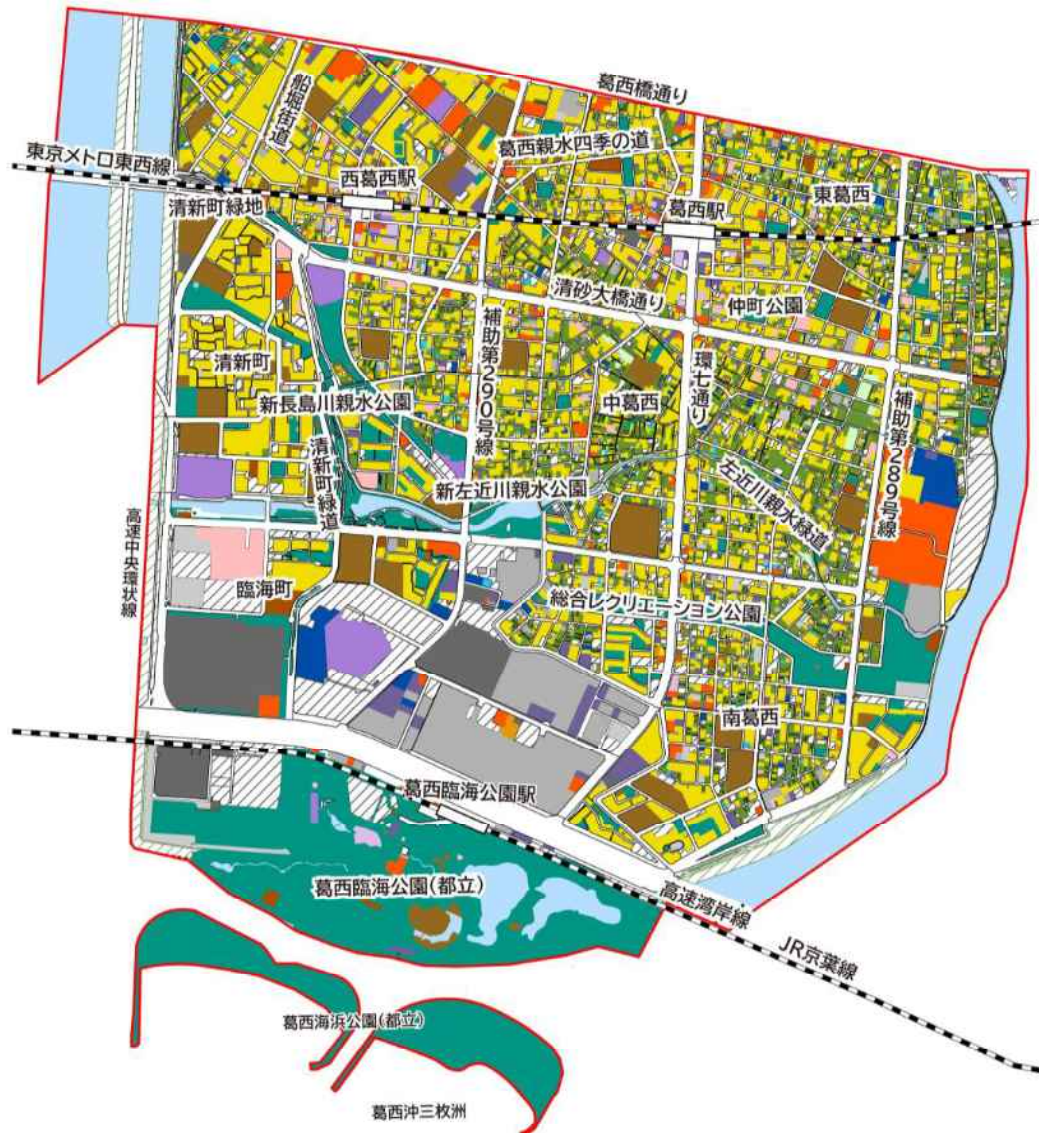


図 葛西地域(南部)の世帯数推移

③ 土地利用

- 葛西駅・西葛西駅周辺は、商業、集合住宅が混在する土地利用となっています。
- 環七通り沿道には、商業系の土地利用も見られます。
- 土地区画整理事業などが多く実施され、地域全体として、良好な都市基盤をもつ集合住宅が多くなっています。



凡例		
官公庁施設	スポーツ・興行施設	公園・運動場等
教育文化施設	独立住宅	未利用地等
厚生医療施設	集合住宅	道路
供給処理施設	専用工場	畑
事務所建築物	住居併用工場	樹園地
専用商業施設	倉庫運輸関係施設	水面・河川・道路
住商併用建物	農林漁業施設	原野・森林
宿泊・遊興施設	屋外利用地・仮設建物	その他

図 土地利用（葛西地域（南部））

※令和3（2021）年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 葛西臨海公園・葛西海浜公園や総合レクリエーション公園といった大規模公園が整備されており、公園・運動場等の占める割合が高くなっています。
- スポーツだけでなく、釣りや水辺でのバーベキューやデイキャンプなどのアクティビティや生物多様性拠点もあり、多様なみどりを楽しめる地域です。
- 本地域には54園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は12園(22.2%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は17園(31.5%)、2,500㎡以上の公園は25園(46.3%)となっています。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	34.6%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	8.4m ²
身近な公園の充足率	93.3%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用



凡例			
	樹林		水面・河川・水路(草地)
	原野・草地		農用地(樹林)
	公園・緑地(樹林)		農用地(草地)
	公園・緑地(原野・草地)		農用地(緑被地以外)
	公園・緑地(樹林)		水面・河川・水路(樹林)
	公園・緑地(原野・草地)		水面・河川・水路(緑被地以外)
	公園・緑地(樹林)		公園・緑地(緑被地・水面以外)

図 みどりの状況(葛西地域(南部))

(2) これまでの取組

年	主な取組
昭和6(1931)年	中川放水路(中川)開通
昭和44(1969)年	東西線開通(葛西駅開業)
昭和54(1979)年	東西線西葛西駅開業
昭和58(1983)年	総合レクリエーション公園一部開園
昭和59(1984)年	新左近川親水公園完成
昭和63(1988)年	京葉線葛西臨海公園駅開業
平成元(1989)年	葛西臨海公園・葛西海浜公園の一部開園 葛西親水四季の道完成
平成3(1991)年	新長島川親水公園完成
平成5(1993)年	総合レクリエーション公園開園
平成6(1994)年	葛西臨海公園内に鳥類園開園
平成9(1997)年	左近川親水緑道完成
平成30(2018)年	葛西海浜公園が「ラムサール条約湿地」として登録
令和元(2019)年	新左近川親水公園カヌー場完成
令和2(2020)年	カヌー・スラロームセンター開設
令和3(2021)年	東京オリンピックでのカヌー(スラローム)競技開催

(3) 魅力と課題

① 魅力

【レクリエーション空間】

- 葛西臨海公園には、水族園、鳥類園、大観覧車、ホテルなどの施設が整備されており、葛西海浜公園を含めて、東京湾有数のレクリエーション空間となっています。
- 総合レクリエーション公園は、西葛西駅前から東は旧江戸川に隣接するなぎさ公園までの東西約3kmにわたり、各種遊び場が連なる個性的な公園となっており、子どもが楽しめる環境が充実しています。
- なぎさ公園内には、「魔法の文学館(江戸川区角野栄子児童文学館)」が開設され、児童文学の素晴らしさを広く世界に向けて発信し、子供たちが自由に本を選び、手にとって親しむことで、夢のふくらむ豊かな想像力を育むことができる場を創り出しています。
- なぎさ公園ツツジ山やフラワーガーデンでは、花を通じたイベントなどが多く開催され、人が楽しみ、交流するにぎわいの場となっています。
- 令和元(2019)年に新左近川親水公園カヌー場が完成し、四季折々の自然と触れ合いながら、豊かな水辺に親しめるカヌースポーツの拠点が整備されました。初心者から競技者まで幅広い層がカヌーを楽しむことができます。

【みどり豊かな空間】

- 荒川・旧江戸川沿いの緑道は、水とみどり豊かな快適な歩行空間が形成されています。
- 新左近川親水公園周辺には、左近川親水緑道、新長島川親水公園が整備されています。新左近川親水公園では釣りが楽しめ、水辺でのバーベキューやデイキャンプが楽しめる広場も設置されています。
- 計画的な市街地整備が行われた地域であるため、公園などの都市基盤が充実しています。

【豊かな生物多様性】

- 葛西海浜公園沖合の自然干潟である葛西沖三枚洲は、東京湾に残された貴重な自然空間となっており、ラムサール条約湿地にも登録されました。
- 葛西海浜公園は、ラムサール条約の9つの基準のうち、3つを満たしています。
 - 基準4 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
 - 基準5 期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地 ガンカモ類が該当
 - 基準6 水鳥の1種又は1亜種の個体群の1%以上を定期的に支えている湿地 スズガモ、カンムリカイツブリが該当
- 小規模な生物多様性拠点も多くあり、仲町公園では、小規模なビオトープに葦が生え、水生生物やトンボの生息地となっています。清新町緑道の一画にはバタフライガーデンが整備され、様々な種の蝶が集まる空間が整備されています。また、食草植物としてミソハギ・ミカン、吸蜜植物としてランタナ、百日草、ユリオプスデージーを植栽しています。自然保護や環境教育の目的づくり、訪れる人に蝶の生態や環境について学ぶ機会を提供しています。



新左近川親水公園



葛西臨海公園・葛西海浜公園

② 課題

【都市基盤整備、防災への配慮】

- 東葛西付近は、大半が「区画整理事業を施工すべき区域」に指定されており、狭い道路が多く、公園や広場が不足している公園不足地域が多く存在しています。まちづくりに合わせて、防災の視点から、グリーンインフラなどによるみどりの充実が必要です。

【老朽化した大規模公園の更新】

- 総合レクリエーション公園や葛西臨海公園など開園後30年以上が経過した公園は施設の老朽化が進んでいます。これらの大規模な公園をこれからも地域の顔として活用していくためには適切な更新や維持管理が必要となります。

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

海をのぞみ、豊かな水・みどり・生物多様性が広がるまち

② 方針

◆総合レクリエーション公園や葛西臨海公園・葛西海浜公園など、

地域の顔となる公園を活用したみどり機能の拡充

- 総合レクリエーション公園をみどりの拠点、葛西臨海公園・葛西海浜公園を自然交流拠点及び生物多様性拠点と位置づけます。両公園にはそれぞれ特徴となる施設や遊び場が整備され、区外からも多くの来訪者がみられます。地域の顔として、公園機能の拡充、適切な更新や維持管理など、みどりの計画的な整備などを進めていきます。

◆豊かな自然環境を活かした生態系の保全とエコロジカルネットワークの形成

- ラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園は、生物多様性拠点としての保全・拡充を図ります。ラムサール条約は、湿地の「保全・再生」とともに「賢明な利用」を目的とし、これらを促進する「交流・学習」を基本理念としていることから、本公園においても、基本理念に沿った取組を実施していきます。
- 荒川・中川と旧江戸川では多様な生物が確認されており、生物の生息空間を引き続き保全・育成していきます。
- まちなかには大規模公園や親水緑道、親水公園が多く整備され、豊かなみどり空間が広がっています。エコロジカルネットワークや生物の生息空間を意識した整備を促進していきます。
- 仲町公園のビオトープや清新町緑道のバタフライガーデンなどの小規模な生物多様性拠点においては、引き続き生物の生息・成育空間を考慮した維持管理を進めます。

◆親水空間を活用した環境づくり

- 左近川親水緑道、新左近川親水公園、新長島川親水公園周辺を、自然交流拠点と位置づけます。特に新左近川親水公園では、みどりや水辺に親しめるレクリエーション空間が豊富に整備されているため、さらなる賑わいが生まれるような工夫や、機能拡充などを検討していきます。
- 新左近川親水公園では、水辺のにぎわいを生み出す空間を整備し、みどりの中で水上スポーツを楽しめる拠点を形成します。

◆公園を活用した防災機能の強化

- 総合レクリエーション公園などの大規模公園には災害に備えた施設などが整備されており、発災時の災害対応や平時の防災訓練などに活用し、地域防災力のさらなる向上を図ります。
- 東葛西付近では公園が不足している地域があり、まちづくりに合わせ、防災に寄与するみどりの拡充など、機能の強化を図ります。



凡例		
 葛西地域(南部)	<拠点>	<軸>
 江戸川区行政界	 自然交流拠点	 水とみどりの軸
 公園	 みどりの拠点	<ネットワーク>
 河川	 農地が多いエリア	 水とみどりの生活軸
 農地	 生物多様性拠点	 主な緑道など
 幹線道路等	 地域の顔となる拠点	 エコロジカルネットワーク
 鉄道	● 景観重要建造物	● ビオトープ
★ 区民館	● サクラの名所(広場)	● その他の花の名所
		●●● サクラの名所(並木)

図 みどりと生物多様性の方針図(葛西地域(南部))

5. 小岩地域

(1) 地域の概況

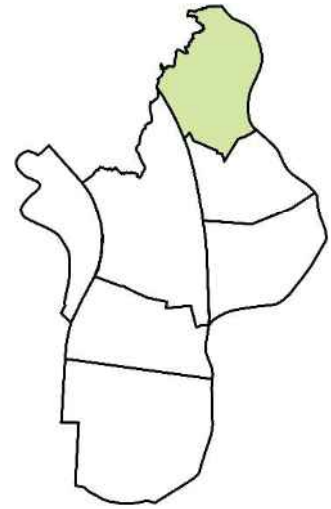
① 地域の成り立ち

小岩地域は、区の北端に位置し、江戸川と新中川に囲まれた地域で、葛飾区、松戸市、市川市と隣接しています。

明治時代の小岩駅開業により地域が発展し、関東大震災後は市街化が進みました。昭和40年代になると、総武線の複々線化に併せて、小岩駅の駅舎改修や南口商店街のアーケード整備などが行われ、商業地として急速に発展しました。

上小岩遺跡や渡し跡、旧道など歴史を感じる資源を有しているほか、農地が点在する低層の住宅地のまちなみや、親水緑道のネットワークなど、豊かな水とみどりの空間が形成されています。

現在は、地域の拠点である小岩駅周辺で、魅力ある様々なまちづくりが行われています。



② 人口・世帯

人口は、平成28(2016)年以降増加に転じ、令和2(2020)年までは増加傾向が続いていましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には96,650人となっています。ピークの98,479人から約2,000人減少しています。

世帯数は、全体的には増加傾向にあり、令和5(2023)年には52,539世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に127.2ha、令和3(2021)年に125.2haとやや減少しています。

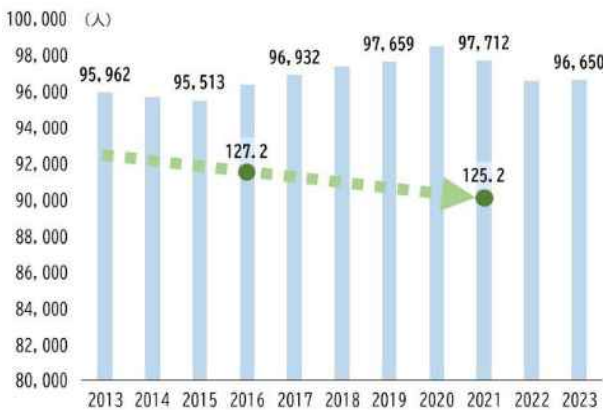


図 小岩地域の人口推移と
みどりの面積(ha)



図 小岩地域の世帯数推移

③ 土地利用

- 江戸川右岸一帯には、大規模な公園・運動場等がされ、みどりのオープンスペースが広がっており、まちなかには小規模な公園が整備されています。
- 東小岩は農地が点在する住宅地が形成されています。
- 小岩駅、京成小岩駅周辺、蔵前橋通り沿道、千葉街道沿道、柴又街道沿道において、商業施設の立地がみられます。
- 北小岩は整形な区画の住宅地が形成されている一方で、南小岩や西小岩は、街区が不整形な住宅密集地となっており、戸建て住宅と共同住宅が共存している土地利用がみられます。

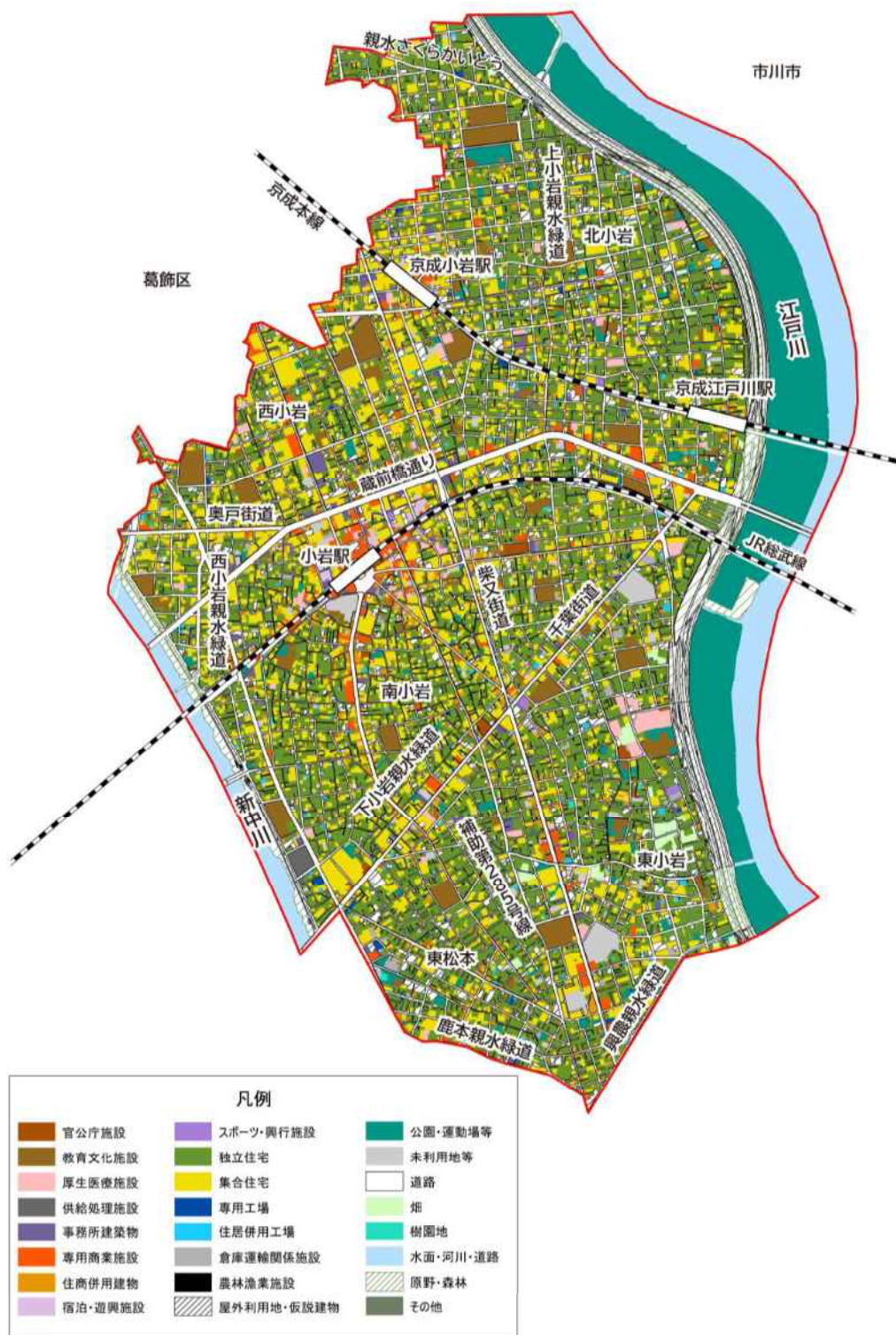


図 土地利用(小岩地域)

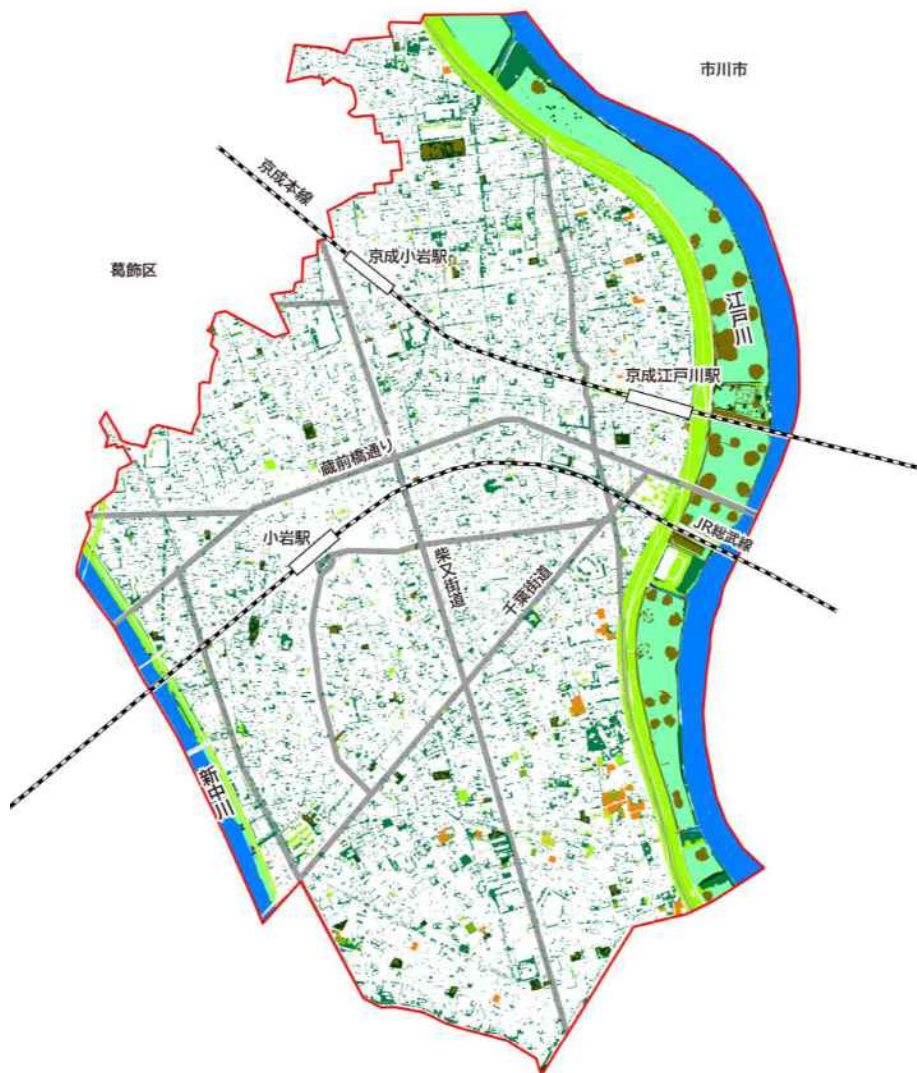
※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 江戸川右岸一帯には、大規模な公園・運動場等がされ、みどりのオープンスペースが広がっており、まちなかには小規模な公園が整備されています。
- 本地域には65園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は49園(75.4%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は13園(20.0%)、2,500㎡以上の公園は3園(4.6%)となっています。身近な公園の充足率が7地域で一番低くなっています。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	29.0%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	5.1m ²
身近な公園の充足率	81.7%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用



凡例		
樹林	農用地(樹林)	水面・河川・水路(草地)
原野・草地	農用地(草地)	公園・緑地(水面)
公園・緑地(樹林)	農用地(緑被地以外)	公園・緑地(緑被地・水面以外)
公園・緑地(原野・草地)	水面・河川・水路(樹林)	水面・河川・水路(緑被地以外)

図 みどりの状況(小岩地域)

(2) これまでの取組

年	主な取組
明治 32(1899)年	総武鉄道(現総武線)小岩駅開業
大正元(1912)年	京成本線江戸川駅開業
昭和 7(1932)年	京成本線京成小岩駅開業
昭和 27(1952)年	フラワーロードのアーケード完成
昭和 38(1963)年	新中川放水路(新中川)開通
昭和 57(1982)年	小岩菖蒲園開園
昭和 63(1988)年	親水さくらかいどう完成
平成元(1989)年	西小岩親水緑道
平成 2(1990)年	上小岩親水緑道完成 下小岩親水緑道完成
平成 3(1991)年	興農親水緑道完成

(3) 魅力と課題

① 魅力

【歴史資源の点在】

- 北小岩は、柴又街道と江戸川に囲まれ、遺跡や渡し跡、旧道などの多様な歴史を有しているとともに、上小岩親水緑道や親水さくらかいどうなどの親水緑道が整備されています。東小岩は、天然記念物の「影向の松」がある善養寺や農地の集積があり、歴史とみどりが融合した住環境やまちなみが形成されています。

【江戸川河川敷のみどりと生物多様性】

- 江戸川河川敷には、スポーツやレクリエーションを楽しむための空間や、憩い、やすらぎのための空間が形成されています。
- 江戸川やその河川敷には、多様な生物の生息が確認されています。
- 明治 23(1890)年5月 11 日に北小岩四丁目先において、牧野富太郎博士が世界的に見ても例の少ない食虫植物のムジナモを日本で初めて発見しました。ムジナモは水草で光合成もしますが、ミジンコなどを栄養にする食虫植物です。



石碑(ムジナモ発見の地)

【花を通じたにぎわい・交流拠点の形成】

- 小岩フラワーロードで開催される花壇コンクール・フラワーまつりや、小岩菖蒲園まつり、善養寺影向菊花大会など、花を通じたにぎわいが形成されています。特に小岩菖蒲園は多くのボランティアにより支えられています。5月から6月に約5万本の花菖蒲が咲き誇り、花の名所となっています。



小岩菖蒲園まつり

【JR小岩駅周辺地区のまちづくり】

- JR小岩駅周辺地区では、「子どもも大人も熟年者もみんなが安心して暮らし、昼も夜も安全に楽しめるまち。緑やこもれびがあり毎日でも訪れたい私たちの憩いの場。みんなに元気を与え、みんなを笑顔にするまち。「百年商栄都市・小岩」その繁栄を人々の和がつなげていく。まちが生活の一部になる。」そんな小岩のまちを目指し大規模なまちづくりを進めています。



JR小岩駅周辺地区まちづくりイメージ

② 課題

【身近な公園の確保】

- 小岩駅周辺や江戸川沿川の市街地には、木造住宅の密集や細街路が多くみられます。また、特に北小岩には歩いて行ける身近な公園が不足しています。そのような場所では、農地・未利用地の活用や、まちづくりに合わせ、公園の整備が求められます。

【農地の保全】

- 生産緑地、宅地化農地がともに減少を続ける中で、地域に点在する貴重な農地を保全するための取組が必要です。特に生産緑地は、地区指定後30年が経過すると指定解除が可能となるため、これらの農地を保全するため特定生産緑地への指定推進や、都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借など様々な対策が求められます。

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

遺跡が眠る古い歴史と新たなまちづくりにみどりが融合するまち

② 方針

◆小岩駅・京成小岩駅周辺地区などのまちづくりに合わせた新たなみどりの創出

- 小岩駅・京成小岩駅周辺地区のまちづくりに合わせ、地域のみどりの拠点として機能の強化を図るとともに、地域の玄関口として魅力あるみどりの景観形成を進めます。
- 令和元(2019)年にはJ R小岩駅周辺地区まちづくり基本計画を策定し、交通広場や南北をつなぐ道路を整備するとともに、賑わいのある快適な住環境や歩いて楽しめるみどり豊かなゆとりある歩道の形成を進めています。



J R小岩駅北口地区イメージ



サンロード(補助第285号線)イメージ

◆公園、親水緑道、歴史資源を活用した環境づくり

- 小岩フラワーロードの花壇コンクール・フラワーまつりや、小岩菖蒲園まつり、善養寺影向菊花大会などの花を通じたイベントにおいて、みどりの情報発信やにぎわいづくりを行っています。
- 小岩菖蒲園は、毎年5月から6月には区内外から多くの人々が訪れます。今後もボランティアとの協働で、花の名所づくりを進めています。
- 地域の各エリアには特徴ある親水緑道が整備され、地域の特徴的な空間が形成されています。親水緑道を水とみどりの生活軸と位置づけ、親水空間や豊富なみどりの空間を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの形成にも力を入れていきます。
- 東小岩などに点在する寺社などの歴史資源を活かし、ネットワークを形成しながら、歴史とみどりが融合した環境づくりを進めています。
- 身近な公園が不足している北小岩周辺では、農地・未利用地の活用や、まちづくりに合わせた新たな公園の整備を推進します。

◆河川空間を活用したみどり機能の拡充及び生物多様性の保全

- 江戸川河川敷に整備された空間について、みどり機能の拡充と更なる利用促進を図ります。また、河川に生息する生物の生息空間を保全し、生物多様性の更なる拡充を図ります。

◆点在する農地の保全・活用

- 地域の北部や南部には農地が多いエリアが点在しています。生産緑地指定の計画的な誘導、宅地化農地の保全、営農支援や農地の貸借など、農地を減少させないための取組を進めていきます。



凡例			
小岩地域	<拠点> 自然交流拠点	歴史資源	<軸> 水とみどりの軸
江戸川区行政界	みどりの拠点	景観重要樹木	<ネットワーク> 水とみどりの生活軸
公園	農地が多いエリア	天然記念物(樹木)	主な緑道など
河川	生物多様性拠点	サクラの名所(広場)	エコロジカルネットワーク
農地	地域の顔となる拠点	その他の花の名所	サクラの名所(並木)
幹線道路等			
鉄道			
区民館			

図 みどりと生物多様性の方針図(小岩地域)

6. 鹿骨地域

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

鹿骨地域は、区の東端に位置し、市川市と隣接した、江戸川と新中川に囲まれた小岩地域以南の地域です。

かつては水田の広がる田園地帯であり、昭和初期に現在の東京都農林総合研究センターが開設され、戦後の土地改良事業により街区の基礎が形成されました。昭和60年代になると、篠崎駅開業を契機に、駅周辺で土地区画整理事業が始まり良好な住宅地が形成されました。また、篠崎文化プラザや商業施設も整備され、区民の利便性が向上しました。花卉や小松菜を栽培する農地、生垣や屋敷林が多く分布しています。

今後は、農地を保全・活用し、地域特性を活かしながら、魅力あるまちづくりを行います。



② 人口・世帯

人口は、令和2(2020)年までは微増の傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には54,455人となっています。ピークの55,554人から約1,000人減少しています。

世帯数は増加傾向にあり、令和5(2023)年には26,651世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に129.3ha、令和3(2021)年に128.5haとやや減少しています。



図 鹿骨地域の人口推移と
みどりの面積(ha)

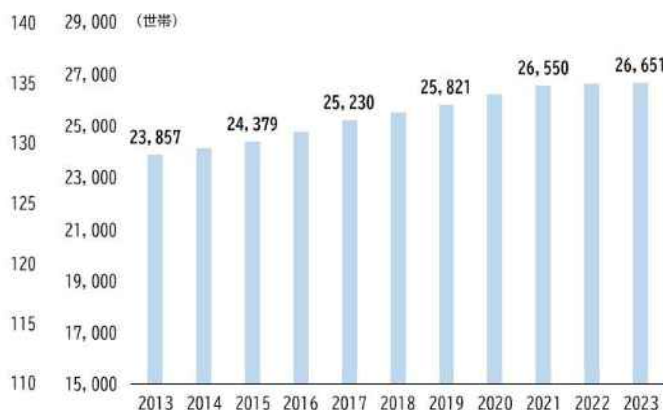


図 鹿骨地域の世帯数推移

③ 土地利用

- 江戸川右岸一帯や篠崎公園など、大規模なみどりのオープンスペースが整備されています。
- 土地区画整理事業が行われた篠崎駅周辺は、商業施設や集合住宅が立地しています。



凡例		
官公庁施設	スポーツ・興行施設	公園・運動場等
教育文化施設	独立住宅	未利用地等
厚生医療施設	集合住宅	道路
供給処理施設	専用工場	畑
事務所建築物	住居併用工場	樹園地
専用商業施設	倉庫運輸関係施設	水面・河川・道路
住商併用建物	農林漁業施設	原野・森林
宿泊・遊興施設	屋外利用地・仮設建物	その他

図 土地利用(鹿骨地域)

※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 江戸川右岸一帯や篠崎公園など、大規模なみどりのオープンスペースが整備されています。
- 花卉や小松菜を栽培する農地など、都内でも貴重な農の空間がみられます。
- 本地域には51園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は26園(51.0%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は18園(35.3%)、2,500㎡以上の公園は7園(13.7%)となっています。一人あたりの公園面積が10㎡を超えており、7地域で最も大きい状況です。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	36.7%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	12.4㎡
身近な公園の充足率	95.2%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用



凡例			
	樹林		水面・河川・水路(草地)
	原野・草地		公園・緑地(水面)
	公園・緑地(樹林)		農用地(緑被地以外)
	公園・緑地(原野・草地)		水面・河川・水路(樹林)
	農用地(樹林)		水面・河川・水路(緑被地以外)
	農用地(草地)		
	公園・緑地(緑被地・水面以外)		

図 みどりの状況(鹿骨地域)

(2) これまでの取組

年	主な取組
昭和4(1929)年	東京府立鹿骨園芸採取園(現東京都農林総合研究センター)開設
昭和38(1963)年	新中川放水路(新中川)開通
昭和42(1967)年	篠崎公園開園
昭和61(1986)年	都営新宿線篠崎駅開業
平成3(1991)年	興農親水緑道完成
平成7(1995)年	鹿骨親水緑道完成
平成19(2007)年	浅間神社特別緑地保全地区指定
平成20(2008)年	本郷用水親水緑道
令和5(2023)年	農の風景育成地区の指定

(3) 魅力と課題

① 魅力

【都内でも貴重な農の空間】

- 昭和4(1929)年に現在の東京都農林総合研究センターが開設され、この周辺は本区の農業振興の拠点となりました。鹿骨地域には、江戸時代から代々小松菜農家を営んできた農家が多く、本地域は区内で有数の小松菜栽培エリアとなっています。また、花卉栽培もさかんであり、朝顔、サクラソウ、春の七草の寄せ植えなどの草花が生産されています。また、区民農園が集積するほか、生垣や樹木が植えられている農地も多く分布しています。
- えどがわ環境財団により、地域内の生産緑地で、区民とともに花やブルーベリーを育てる取組が実施されており、農地の積極的な活用、触れ合いの促進がなされています。



東京都農林総合研究センター

【歴史資源の点在】

- 鹿骨地域には、「せんげんさまの森」として親しまれている浅間神社、旧鹿骨村の鎮守である鹿島神社などの寺社が分布し、古木や大木も残っており、歴史資源と一体となったみどりがみられます。



せんげんさまの森(浅間神社)

【親水緑道、公園、河川敷】

- 本地域には、鹿骨親水緑道や本郷用水親水緑道など5路線の親水緑道が整備され、水とみどりのネットワークを形成しています。また、篠崎公園や江戸川河川敷などの大規模なオープンスペースも整備され、にぎわい拠点となっています。



篠崎公園



鹿骨親水緑道

② 課題**【農地の保全】**

- 鹿骨地域を特徴づける農地は減少傾向にあり、今後、営農者の高齢化に伴う担い手不足により、さらに減少することが懸念されます。令和5(2023)年には「農の風景育成地区」に指定されたことから、農家・地域住民・行政が協力し、農の魅力発信や農を守る機運の醸成、農家の支援などを積極的に行っていく必要があります。

【安全性の確保とみどりの充実】

- 江戸川沿川は、密集する木造住宅の改善と大規模水害に強いまちづくりが求められており、高規格堤防整備と一体となった効果的な緑地整備や市街地整備を検討する必要があります。
- 上篠崎の江戸川沿川での高規格堤防の整備により、安全性を確保しつつ水とみどりのネットワークを形成する必要があります。
- 区内の環状道路を形成する補助第288号線の整備が進められており、道路整備に合わせた計画的な街路樹の植栽を検討する必要があります。

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

農の風景を継承し、みどりが住環境と調和するまち

② 方針

◆農の風景の保全・育成

- 「農の風景育成地区」に指定された鹿骨1丁目及び2、3、4、5、6丁目、新堀1丁目の各エリアを農とみどりの拠点として位置づけます。本拠点を中心として、農と住環境が調和したまちなみを保全し、将来へ継承するための取組を実施していきます。
- 営農継続が困難となった農地を、農をテーマとした公園などに整備し、農に触れ、学び、農家との交流を通じた『農のファン』を育成する場とします。
- 農の魅力発信など、農家や地域住民と協力して農を守る機運を醸成します。

◆都市計画道路事業や区画整理事業に合わせた新たなみどりの創出

- 篠崎公園周辺のまちづくりでは、高規格堤防事業、都市計画公園事業、土地区画整理事業、都市計画道路事業、都市計画緑地事業を一体的に推進することとしており、江戸川との一体性、良好な住環境の形成、篠崎公園地区の防災機能の充実などを図りながら、計画的に新たなみどりの創出や水とみどりのネットワーク形成を行っていきます。
- 補助第288号線の整備に合わせた計画的な街路樹整備を検討します。

◆豊かな水辺空間を活かした生物多様性の保全

- 地域を縦横断するように親水緑道が整備され、地域の特徴的な空間が形成されています。親水緑道を水とみどりの生活軸と位置づけ、親水空間や豊富なみどりの空間を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの形成にも力を入れていきます。
- 江戸川と新中川では多様な生物が確認されており、生物の生息空間を引き続き保全・育成していきます。

◆大規模公園の整備促進

- 篠崎公園とその一体をみどりの拠点及び生物多様性拠点として位置づけます。篠崎公園には、野球場、テニスコート、バーベキュー広場などがあり、敷地内には芝山やみどりのオープンスペースが整備されています。地域の顔として、公園機能の拡充やみどりの計画的な整備などを進めていきます。また、生物の生息空間の確保やエコロジカルネットワークを考慮したみどりの配置などを意識し、整備していきます。
※バーベキュー広場は篠崎公園の再整備に伴い閉鎖しています。整備が完了し次第、再開する予定です。



図 みどりと生物多様性の方針図(鹿骨地域)

7. 東部地域

(1) 地域の概況

① 地域の成り立ち

東部地域は、区の東端に位置し、市川市と隣接した、旧江戸川と新中川に囲まれた京葉道路以南の地域です。

明治時代までは水田の広がる田園地帯であり、その後、瑞江地区で区内初となる耕地整理事業が行われ、街区の基礎が形成されました。高度経済成長期になると京葉道路が開通し、昭和60年代には瑞江駅の開業に併せて土地区画整理事業が始まり、良好な市街地環境が整備されるとともに商業集積が進みました。また、一之江名主屋敷や大雲寺などの歴史ある資源や、篠田堀親水緑道などの身近な憩い空間が広がっています。

また、江戸川二丁目のスーパー堤防事業に合わせて整備した東部交通公園は、区内初のゼロエミッションパークであり、区内唯一の交通公園となっております。

今後は、旧江戸川沿いに分布するスポーツ・レクリエーション施設などのにぎわい資源を活かして更なるまちの魅力向上を図ります。



② 人口・世帯

人口は、平成31(2019)年までは微増の傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年には90,216人となっています。ピークの91,346人から約1,000人減少しています。

世帯数は、全体的には増加傾向にあり、令和5(2023)年には43,707世帯となっています。

みどりの面積は、平成28(2016)年に97.9ha、令和3(2021)年に96.0haとやや減少しています。



図 東部地域の人口推移と
みどりの面積(ha)

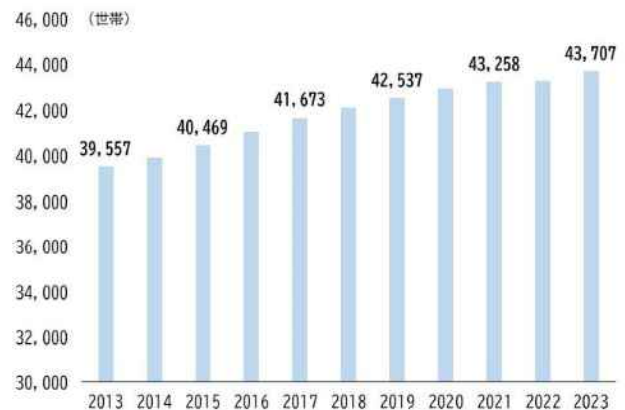


図 東部地域の世帯数推移

③ 土地利用

- 江戸川、旧江戸川、新中川沿川には、公園・運動場等や原野・森林が広がっています。
- 土地区画整理事業が行われた瑞江駅周辺には商業施設や集合住宅が立地しています。
- 江戸川一・二丁目などでは、短冊状の街区や不整形な街区に住宅が密集する市街地が形成されています。



図 土地利用(東部地域)

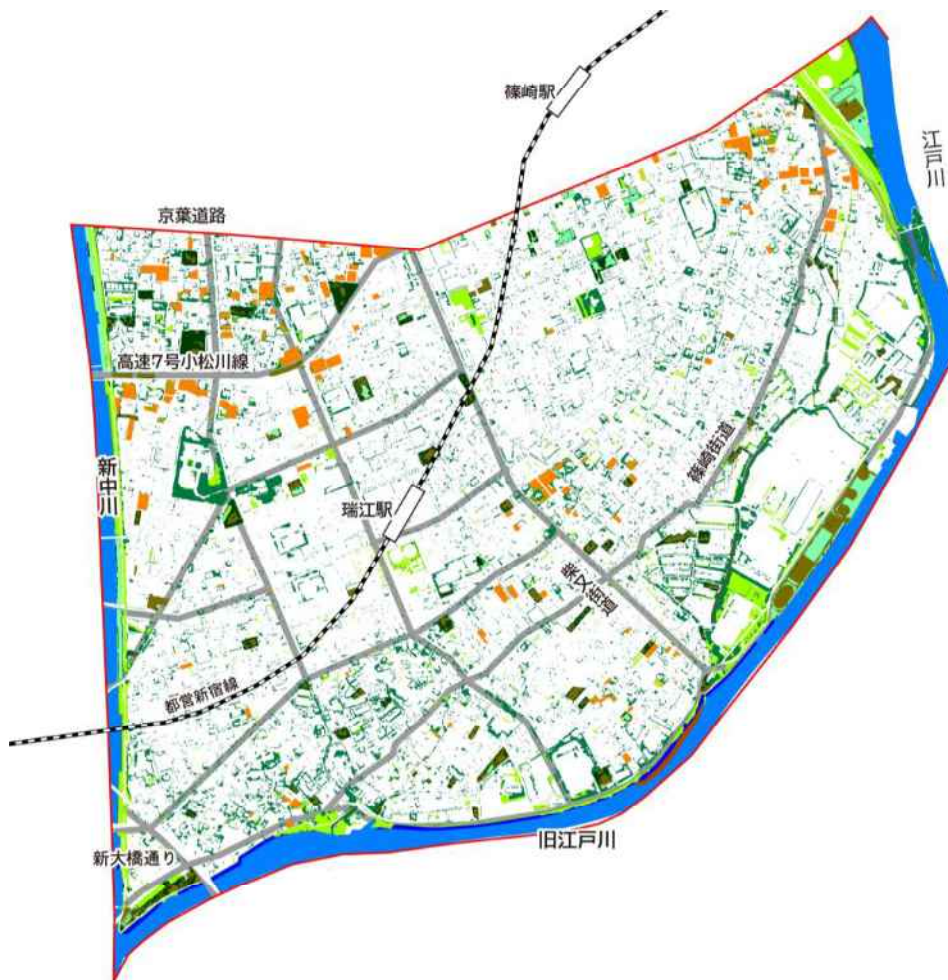
※令和3(2021)年度区部土地利用現況調査を基に作成

④ みどりの現状

- 江戸川、旧江戸川、新中川沿川には、公園・運動場等や原野・森林が広がっています。
- 地域北部には中規模な公園・運動場等が多く整備されています。
- 本地域には86園の公園があり、このうち1,000㎡未満の公園は33園(38.4%)、1,000以上2,500㎡未満の公園は28園(32.6%)、2,500㎡以上の公園は25園(29.1%)となっています。小規模な公園から大規模な公園までバランスよく整備されていますが、区民一人あたりの公園面積は全区平均よりも少ない状況です。
- 本地域のみどりの目標に対する現状は以下のとおりです。

指 標	現状値
地域のみどり率	24.2%
区民一人あたりの公園面積(陸域)	2.6㎡
身近な公園の充足率	95.2%

※ みどり率は「みどり率調査(平成30(2018)年(東京都))」の数値を使用



凡例					
	樹林		農用地(樹林)		水面・河川・水路(草地)
	原野・草地		農用地(草地)		公園・緑地(水面)
	公園・緑地(樹林)		農用地(緑被地以外)		公園・緑地(緑被地・水面以外)
	公園・緑地(原野・草地)		水面・河川・水路(樹林)		水面・河川・水路(緑被地以外)

図 みどりの状況(東部地域)

(2) これまでの取組

年	主な取組
昭和 18(1943)年	江戸川水門・閘門完成
昭和 38(1963)年	新中川放水路(新中川)開通
昭和 43(1968)年	今井児童交通公園開園
昭和 50(1975)年	篠崎ポニーランド開園
昭和 57(1982)年	スポーツランド落成
昭和 61(1986)年	都営新宿線瑞江駅開業
平成 6(1994)年	鎌田川親水緑道完成 椿親水緑道完成 篠田堀親水緑道完成
平成 10(1998)年	宿川親水緑道完成
平成 18(2006)年	東井堀親水緑道
平成 21(2009)年	水辺のスポーツガーデン開園
平成 26(2014)年	瑞穂の里公園開園

(3) 魅力と課題

① 魅力

【豊富なみどり・公園と生物多様性】

- 竹と親しむ広場や水田が整備された瑞穂の里公園、ビオトープの設置されたみずえ中央公園やみずえの森公園など、個性的な公園・広場が整備されています。
- 篠崎三丁目は、農地が集積しており、生産緑地や農業ボランティアの研修農地、篠崎小学校の学校農園、大規模な区民農園などの多様な形態の農地があります。
- 篠田堀親水緑道は、自然回復を目指し整備されたことから、川床に砂利が敷かれ、動植物の生息環境に配慮した構造となっています。また、下流部では既存の桜並木を生かした整備を行い、毎年お花見の時期には多くの人で賑わっています。その他にも、植物や生物などの生態系に優しい椿親水緑道など、多様なエコロジカルネットワークが形成されています。

【歴史資源の点在】

- 安永年間に再建された姿を残す一之江名主屋敷や、多くの歌舞伎役者が眠る大雲寺、江戸川三丁目付近の寺社集積地など歴史を感じる資源があります。敷地内には歴史を感じるみどりが多く植栽されています。



一之江名主屋敷

【スポーツ・レクリエーション】

- 旧江戸川沿いは、アイススケート場のあるスポーツランドや、篠崎ポニーランド、水辺のスポーツガーデンなど多様なスポーツ・レクリエーション施設が配置されています。



水辺のスポーツガーデン



篠崎ポニーランド

② 課題

【都市基盤整備、防災への配慮】

- 旧江戸川沿川でのスーパー堤防や都市計画道路の整備、都営住宅団地や清掃工場の建替えなど、進展するまちづくりを契機として、みどりやオープンスペースの計画的な創出、保全を図る必要があります。
- 江戸川三丁目や東瑞江二丁目などは、防災上の課題を抱えている地区です。まちづくりに合わせて、防災の視点から、グリーンインフラなどによるみどりの充実が必要です。



建替え中の江戸川清掃工場

【農地の保全】

- 生産緑地、宅地化農地がともに減少を続ける中で、地域に点在する貴重な農地を保全するための取組が必要です。特に生産緑地は、地区指定後 30 年が経過すると指定解除が可能となるため、これらの農地を保全するため特定生産緑地への指定推進や、都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借など様々な対策が求められます。

(4) 地域の将来像と方針

① 将来像

豊かな水とみどりがうるおう、スポーツとレクリエーションのまち

② 方針

◆まちづくりに合わせた新たなみどりの創出

- 旧江戸川沿いでのスーパー堤防や都市計画道路の整備、都営住宅団地や清掃工場の建替えなど、進展するまちづくりを契機として、みどりやオープンスペースの計画的な創出、保全を図ります。
- 密集住宅市街地整備促進事業などのまちづくりに合わせ、公園の整備・拡充や街路樹、生垣などの新たなみどりの創出や防災上の視点から、グリーンインフラによるみどりの充実を図ります。

◆公園、親水緑道、歴史資源を活用した環境づくり

- 小規模ながらも個性的な公園・広場では、ビオトープや水田、竹林などの特徴的な施設を活かし、みどりに親しみ、学ぶ場としての機能を拡充させます。
- スポーツ・レクリエーション施設では、更なる利用促進を図るとともに、旧江戸川や周辺のみどりとのつながりに配慮して整備を進めていきます。
- 地域の各エリアで特徴ある親水緑道が整備され、地域の特徴的な空間が形成されています。親水緑道を水とみどりの生活軸と位置づけ、親水空間や豊富なみどりの空間を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの形成にも力を入れていきます。
- 地域内に点在する寺社やお屋敷などの歴史資源を活かし、ネットワークを形成しながら、歴史とみどりが融合した環境づくりを進めていきます。

◆河川空間を活用したみどり機能の充実及び生物多様性の保全

- 河川敷に整備された空間について、みどり機能を拡充させ、更なる利用促進を図ります。
- 河川に生息する生物の生息空間を保全し、生物多様性の更なる拡充を図ります。

◆点在する農地の保全・活用

- 地域の東部や北西部には農地が多いエリアが点在しています。生産緑地指定の計画的な誘導、宅地化農地の保全、営農支援など、農地を減少させないための取組を進めていきます。
- 農業ボランティアの研修農地や学校農園、大規模な区民農園など、既存農地の機能を拡充させ、農に触れあう機会創出を図ります。



凡例			
東部地域	<拠点> 自然交流拠点	歴史資源	<軸> 水とみどりの軸
江戸川区行政界	みどりの拠点	天然記念物(樹木)	<ネットワーク> 水とみどりの生活軸
公園	農地が多いエリア	ピオトープ	主な緑道など
河川	地域の顔となる拠点	サクラの名所(広場)	エコロジカルネットワーク
農地		その他の花の名所	サクラの名所(並木)
幹線道路等			
鉄道			
区民館			

図 みどりと生物多様性の方針図(東部地域)

第6章 計画の実現に向けて

1. 基本的な考え方

本区に暮らし、学び、働くすべての人と行政が力を合わせて、「ともに生きるまち」の実現に向けて、次の4つの基本的な考え方に基づき、計画を推進していきます。

●多様性を大切にします

将来にわたって誰もが幸せを感じられ、持続可能な活力あるまちを目指すためには、人の多様性を尊重し、そのちがいを力に変えることが大切です。子どもから高齢者まで誰もが、個々人が望む形で地域に参画することができ、その考えを表明し、そしてその能力を十分に発揮できるまちをつくっていきます。

●みんなで力を合わせます

複雑化かつ多様化する地域の課題を解決するためには、みんなで力を合わせていく必要があります。

これまでも本区では、きれいな地域を作るために、道路や公園、水辺などの身近な公共スペースを、地域の皆様が自分たちの財産として、ボランティアによる清掃活動などを行っていただき、また、新たな取組として、公園を「地域の庭」として利活用していただくために、地域の皆様による利用ルールづくりや公園運営を行う「みんなのこうえんプロジェクト」を始めました。

これからも、区民一人ひとりはもちろんのこと、町会・自治会、区内事業者、各種団体、ボランティア、行政などが対等な立場で協力していきます。一方、他自治体や区外企業、大学、NPOなどとの新たな連携も模索し、地域力の更なる向上に努めます。

●環境を守り育みます

江戸川区は豊かな水辺と多くのみどりに囲まれた、都市と自然が調和したまちです。このすばらしい環境を未来に残していくには、豊かなみどりや住み良い生活環境を守っていく必要があります。そのため、みんながこの問題を自分ごととして捉え、豊かな環境を大切に守り育てていきます。

●将来世代への思いやりの心を持ち続けます

これからも江戸川区で暮らし、活動する人々の豊かな未来を実現するために、将来世代への思いやりの心もち、計画実現に全力を尽くしていきます。

2. 区民・開発事業者・区の役割

本区は、これまで区民、開発事業者、区が一体となった地域力により、水とみどりの豊かな住環境の形成や地域のにぎわいづくりなどに取り組んできました。

本計画で掲げたみどりの将来像を実現していくためには、区民、開発事業者、区が相互に連携・協力していくことが必要です。これまで以上に各主体が連携し、民間活力を有効に活用しながら「水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし」の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 区民の役割

区民とは、区民一人ひとり、町会・自治会、ボランティア団体、企業のことをいいます。

区民は、身近な花やみどりを守り、育て、創る主体です。

一人ひとりや各団体・企業の思いを行動にうつし、まちに広げていくことが大切です。

身近なみどりに目を向け、地域の課題を認識し、地域のみどりづくりに参加して区民相互のつながりを深めるなど、様々な活動に積極的に参加することで、「みもりを守る」「みもりを育む」「みもりを創る」ことに貢献することを期待します。

(2) 開発事業者の役割

開発事業者とは、区内において開発や建築行為などの事業を行う主体をいいます。

開発事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、責務の一つとして地域に貢献できるみどりづくりの活動に参画することが求められています。

民有地の緑化のみならず、資材・人材や資金援助、緑化活動への参加など、みどりのまちづくりを担う一員として積極的に係わっていただくことを期待します。

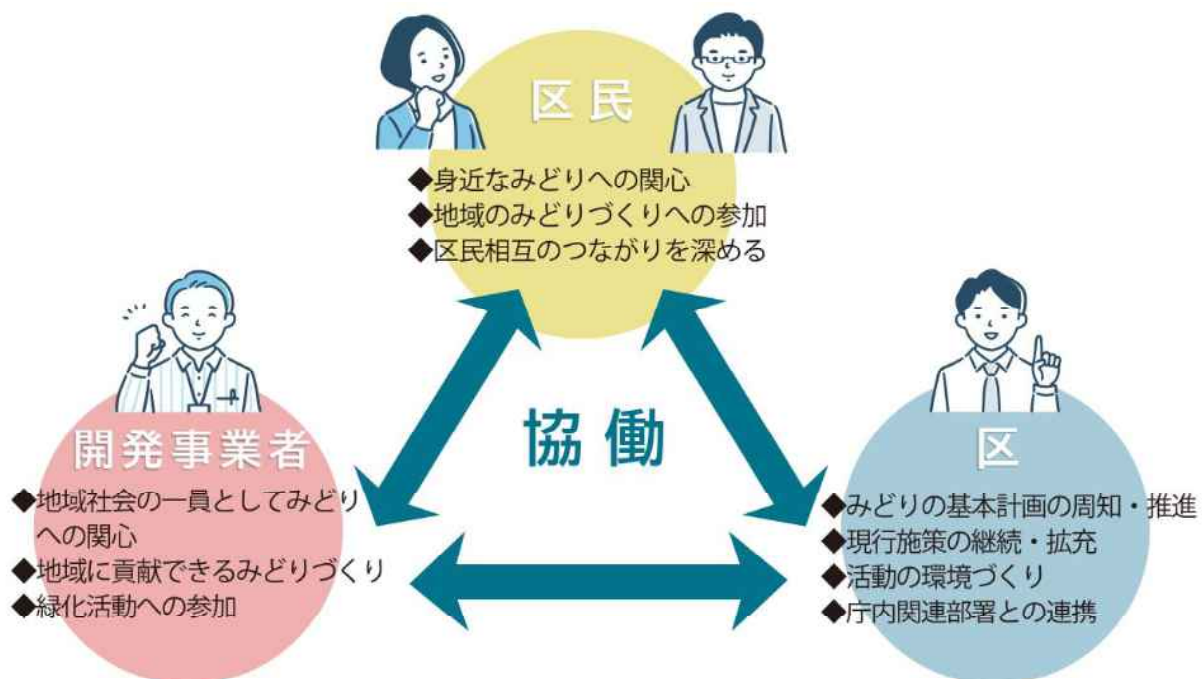
(3) 区の役割

区は、「江戸川区みどりの基本計画」に基づいて、みどりの施策を進めるための実施体制を充実させるとともに、みどりに関わる各部署が連携のうえ、現行施策の継続・拡充はもとより、新たな施策の早期着手に取り組めます。

同時に、区民の活動を促す環境づくりに努め、区民の自主的な活動への支援などについても積極的に行っていきます。開発事業者に対しては、開発や建築行為の際の緑化指導を行います。

クラウドファンディングや基金の活用など様々な視点を持ち、「みもりを守る」「みもりを育む」「みもりを創る」を推進していきます。特に本区の貴重な農地を保全・活用するため、農家の方だけでなく地域住民と協力し、区民に対し農の魅力の発信や農を守る機運の醸成、農家への支援などを行い地域と連携しながら農の保全・育成に取り組めます。

また、3方向を河川・海に囲まれた本区の地域特性を最大限に活用するため、環境や防災など様々な視点から近隣自治体と連携してみどりの保全・活用に取り組めます。



3. 区民主体のみどりづくりの推進

一人ひとりがみどりに興味をもって行動することでまちのみどりづくりの行動を広げます。

一人ひとりが行動することで、まち全体のみどりの活動が広がります

一人ひとりの思い

興味を持つ



例えば

本やテレビ、区のお知らせなどで面白そうなものを発見

もっと知る



例えば

学習プログラムへの参加や図書館や植物園などで個人研究

行動して思いを実現

やってみる



例えば

区や地域が主催するイベントや地域活動などに参加



行動が広がる

継続する



例えば

区の支援事業やボランティア情報を活用

仲間を見つける



例えば

個人ホームページやアダプト活動交流会で活動の情報交換

まちに広げる

皆に広げる



例えば

水と緑のリーダーやサポーターになって活動



4. 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

本計画は、概ね10年後のみどりの将来像の実現に向けた方針、施策を定めています。

ただし、その内容は本区を取り巻く社会情勢の変化などに応じ、適切に見直す必要があります。実施施策は庁内の各組織の連携・協力が重要であり、効果的かつ効率的な施策を展開するため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルにより進行管理を行います。



図 PDCAサイクル

(2) 進捗状況の点検と見直し

実施施策の進捗状況については随時点検を行います。ただし、本計画の成果が得られるまでには一定の期間を要するため、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて適切に見直しを行っていくこととします。

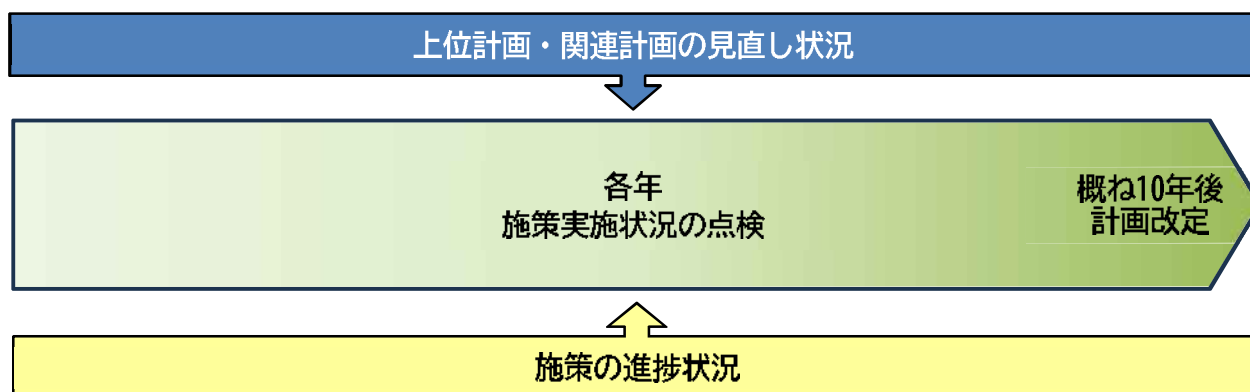


図 進捗状況の点検と見直し